

笠間市第3次地域福祉計画第2回策定委員会次第

日 時 平成29年11月28日(火)
午後1時30分から
会 場 笠間市役所本所
教育棟2-2会議室

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
 (1) 第3次地域福祉計画(案)について
 (2) その他
4. 閉 会

資料

- ・資料1 笠間市第3次地域福祉計画(案) ※既送付
- ・資料2 資料編
- ・第3章 第4節 計画の体系 (P.27~P.28)

笠間市第3次地域福祉計画(案)

みんなで支えあう 福祉のまち かさま

平成30年 月
笠間市

はじめに

—— みんなで支えあう
福祉のまち かさま ——



-----後ほど記載します。-----

笠間市長 山口伸樹

目次

第1章 地域福祉計画の策定に当たって	1
第1節 策定の趣旨	3
第2節 計画の性格	4
第3節 計画の期間	4
第4節 地域福祉の考え方	5
1. 地域を中心とした福祉へ	5
2. 多様な主体の連携と協力	5
第2章 地域福祉に関する動向	7
第1節 国の方針	9
第2節 茨城県の方針	10
第3節 笠間市の方針	12
第4節 笠間市の概況	13
1. 人口・世帯数の推移	13
2. 出生率・出生数の推移	14
3. 高齢化の推移	15
4. 要支援・要介護者の推移	16
5. 障がい者の推移	17
6. 保健医療に関する指標	18
7. その他地域福祉に係わる指標	19

第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 計画の基本的視点	23
1. 住民参加の視点.....	23
2. 利用者中心の視点.....	23
3. サービスの総合化の視点.....	23
4. 住民, 団体, 行政の協働の視点.....	23
第2節 計画の基本理念	24
第3節 計画の基本目標	24
1. 地域共生社会の推進.....	25
2. 利用者中心の福祉サービスの提供.....	25
3. 健康づくりの推進.....	25
4. 地域で支えあう体制の充実.....	25
5. 安全で住みよいまちづくりの推進.....	26
6. 人権擁護の推進.....	26
第4節 計画の体系	27
第4章 基本施策の展開	30
第1節 地域共生社会の推進	32
1. 広報・広聴と住民参加の促進.....	33
2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進.....	33
3. 地域福祉の担い手の育成.....	34
4. 茨城型地域包括ケアシステム推進.....	34

第2節	利用者中心の福祉サービスの提供	36
1.	福祉に係る相談体制の充実	37
2.	福祉サービスの充実	37
3.	就労支援の充実	38
4.	生活困窮者への支援	39
第3節	健康づくりの推進	40
1.	健康都市づくり住民運動の促進	41
2.	保健・医療との連携強化	41
3.	自殺予防対策の推進	42
第4節	地域で支えあう体制の充実	43
1.	各種団体への支援	43
2.	コミュニティの基盤づくり	44
3.	地域における交流活動の推進	44
第5節	安全で住みよいまちづくりの推進	45
1.	バリアフリーの推進	45
2.	安心安全なまちづくりの推進	46
第6節	人権擁護の推進	47
1.	人権意識の高揚・啓発	48
2.	人権相談体制の充実	48
3.	男女共同参画の推進	48
4.	虐待防止対策の充実	48
第5章	計画の推進	50
第1節	計画の推進	52

1. 住民との連携推進.....	52
2. 団体・事業者との連携推進.....	52
3. 市社会福祉協議会との連携強化.....	52
4. 行政の役割	52
資料編.....	55
1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	57
2. 笠間市第2次地域福祉計画策定委員会名簿	59
3. 策定経過.....	59
4. 住民意識調査の結果概要.....	60
5. 高校生意識調査の結果概要	82

第1章 地域福祉計画の策定に当たって

第1節 策定の趣旨

この計画は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定するものです。

地域福祉を推進する目的は、福祉サービスを必要とする方が地域社会を構成する一員として普通に日常生活を送れること、あらゆる分野の活動に参加する機会が得られることに加えて、住まいや就労、教育、そして孤立など分野の支援にまで及びます。

子ども、高齢者、障がい者などだれもが住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができる笠間市を目指し、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として平成20年3月に地域福祉計画（計画期間：平成20年度から平成24年度）を策定し、その後第2次計画（計画期間：平成25年度から平成29年度）を平成25年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。この間、近年の度重なる大規模災害発生を踏まえた災害時の対応や、非正規雇用の増加等による現代社会における格差問題としての生活困窮者への支援、また、介護保険法の改正、障害者総合支援法の成立、子ども・子育て支援制度の施行など、地域福祉を取り巻く状況は変化しています。

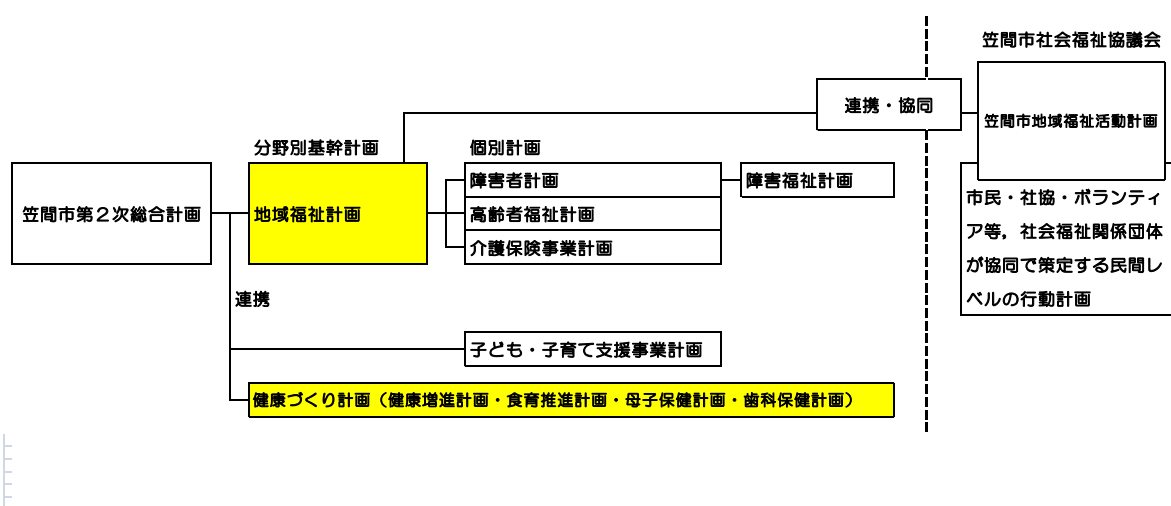
今般、第2次地域福祉計画の策定期間が終了することから、国や県の動向、住民や高校生対象のアンケートや統計資料から本市の現状を踏まえ、新たな課題の解決や地域福祉の推進の指針とするべく、笠間市第3次地域福祉計画を策定するものです。

第2節 計画の性格

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、市政運営の基本方針である市総合計画の分野別基幹計画としての性格を有し、市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

また、高齢者、障がい者、児童等の福祉に関連する市の他の個別計画^{*}に基づく施策を推進していく上で、住民の参画を促進するとともに、基本的な方向を示したものです。さらに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携・協同を図り、本市における総合的な地域福祉を推進するためのものです。

計画の連携



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。ただし、進捗状況や社会情勢の変化等に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
第1次計画	笠間市第2次地域福祉計画					笠間市第3次地域福祉計画				
笠間市総合計画					笠間市第2次総合計画将来ビジョン(政策)/10年					
後期基本計画					前期施策アクションプラン(施策)					後期プラン

^{*}他の個別計画：「笠間市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「笠間市障害者計画・障害福祉計画」、「笠間市子ども・子育て支援事業計画」、「笠間市健康づくり計画」

第4節 地域福祉の考え方

1. 地域を中心とした福祉へ

これまでの福祉は、高齢者は介護サービス、障がい者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援といったように、対象者ごとに進められてきました。

しかし、社会の構造が変わり、介護と育児の問題を同時に抱える人や、老齡の親と働いていない子が同居する生活困窮世帯など、複合的な問題を抱える家族が増えています。

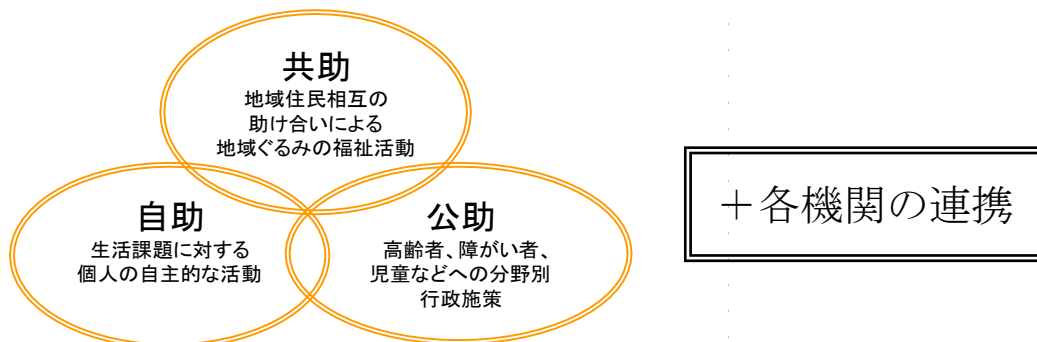
少子高齢化が進む中では、公的サービスを充実させるには限界があります。このような状況を踏まえて、これまで対象者ごとに取り組んできた福祉を、様々な人が住んでいる「地域」という場所を中心に考え、支援を必要としている人たちを、共に助け合い、支えあいながら暮らしやすい地域づくりを実現しようとするのが地域福祉の基本的な考え方です。

2. 多様な主体の連携と協力

共に助け合い、支えあう地域づくりを進めていくためには、地域住民、各種団体、行政が、それぞれの力を十分に発揮して、様々な課題解決に向けて、どのような役割分担のもとに連携と協力を進めていくかを考えていく必要があります。

高齢者や障がい者、子どもに関わる機関だけでなく、あらゆる分野の機関と連携を図り、個別の課題を丸ごと受け止め解決できる体制づくりには、地域包括支援センターや、障がい者、子育て支援等の身近な相談機関、地域に根差した活動を行う社会福祉法人やNPO法人等と相互に連携しながら進めていくことが重要となります。

本計画は、私たちの生活課題の全体を、「①自助：個人や家庭でできることは自分たちです。」「②共助：地域において隣近所や友人、知人とお互いに助け合う、ボランティアやNPOなどにより支えあい助け合う。」「③公助：地域で解決できない問題、支援を必要とする人や家族に行政サービスを提供する。」の3つの視点から考え、一人ひとりの住民を中心に年齢や障がいの有無にかかわらず、その人らしい生活を送れるよう、住民や地域全体、事業者、行政が協力して創りあげていく、「地域福祉」を進めるための計画です。



第2章 地域福祉に関する動向

第1節 国の方針

少子高齢化や核家族化の進展，地域住民相互のつながりの希薄化など，地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で，地域では住民相互の支え合いや助け合い，自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって，誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法に改められ，「地域福祉の推進」を基本理念とする地域福祉計画を市町村が策定をするよう規定されました。

社会福祉法においては，今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ，地域住民や社会福祉事業者，社会福祉活動を行う者は，相互に協力し，地域福祉の推進に努めなければならないとされており，こうした地域福祉推進のための方策として，同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画は，住民に最も身近な行政主体である市町村が，地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会，関係団体等と協働し，要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに，地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針，方向性を住民に示す大変重要な計画です。

【社会福祉法（抜粋）】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は，相互に協力し，福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み，社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように，地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は，地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し，又は変更しようとするときは，あらかじめ，住民，社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに，その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第2節 茨城県の方針

茨城県では、平成16年3月に「茨城県地域福祉支援計画」（計画期間：平成16年度から平成20年度）を策定し、その後平成21年3月に「茨城県地域福祉支援計画（第2期）」（計画期間：平成21年度から平成25年度）、平成26年3月に「茨城県地域福祉支援計画（第3期）」（計画期間：平成26年度から平成30年度）の改定を行っています。

県計画では、市町村における自主的な取り組みを支援するため、「誰もが地域の一員として、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域社会づくり」を目標としています。

また、県計画の施策の基本方向は次のとおりとなっています。

【茨城県地域福祉支援計画（第3期）：施策体系】

- I 地域における支え合いのしくみづくり
 - 1 地域で支え合うしくみづくりの推進
 - (1) 地域で支え合うしくみづくりの推進
 - (2) 地域での相談・見守りの充実
 - (3) 要援護者を支える体制の充実・強化
 - 2 地域福祉意識の向上
 - (1) 地域福祉の意識醸成
 - (2) 福祉教育の推進
 - 3 災害に備える福祉の取組み
 - (1) 避難行動要支援者の支援体制の充実
 - (2) 災害ボランティア活動の促進
- II 福祉に係る人材の育成
 - 1 住民参加の地域福祉活動の促進
 - (1) 地域福祉活動の支援
 - 2 地域福祉の担い手の活性化
 - (1) 各種福祉関係団体の組織の充実・強化
 - (2) 福祉関係者の資質の向上
 - 3 福祉人材の養成と資質向上
 - (1) 福祉人材の養成・確保
 - (2) 福祉職場への就業促進

Ⅲ 地域福祉推進のための基盤整備

1 利用者本位の多様なサービスを利用できるしくみづくり

- (1) 相談体制の整備
- (2) サービスの総合的な提供
- (3) 情報提供と情報交換
- (4) 各種福祉施設の整備促進

2 安心してサービスを利用できるしくみづくり

- (1) 福祉サービスの評価・点検
- (2) 苦情解決のしくみの整備と周知
- (3) 要援護者への利用援助

3 誰にもやさしいまちづくり

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- (2) 外出支援

第3節 笠間市の方針

本市では、平成28年度に市の最上位計画である「笠間市第2次総合計画（平成29年度～38年度）」を策定し、その施策アクションプランでは次の具体的目標を掲げています。

【笠間市第2次総合計画施策アクションプラン】

第3章 健康・福祉分野の具体的目標

1 具体的目標

- (1) 子どもを産み育てやすい環境を整えます
 - ① 子ども・子育て支援
 - ・安心して子どもを産み育てることができるまち
- (2) だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます
 - ① 保健・医療
 - ・誰もが健康で心豊かに暮らせるまち
 - ② 社会保障
 - ・共に支えあい、健やかに暮らせるまち
- (3) 相互に支えあい、優しさと心が通いあう地域をつくります
 - ① 地域福祉
 - ・地域で支えあう福祉のまち
 - ② 障害者福祉
 - ・共に支えあい自分らしく暮らせるまち
 - ③ 高齢者福祉
 - ・高齢者を地域全体で支えあえるまち

第6章 地域づくり分野の具体的目標

1 具体的目標

- (1) 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域を作ります
 - ① 市民協働・地域コミュニティ
 - ・市民とともに未来を育むまち
 - ② 女性活躍推進
 - ・女性と男性が共にいきいきと輝き活躍できるまち
 - ④ 人権尊重
 - ・自分の大切さと一人ひとりの大切さを認めることができるまち
 - ⑥ ライフイベント
 - ・生涯をとおして安心と期待を持って暮らすことができるまち

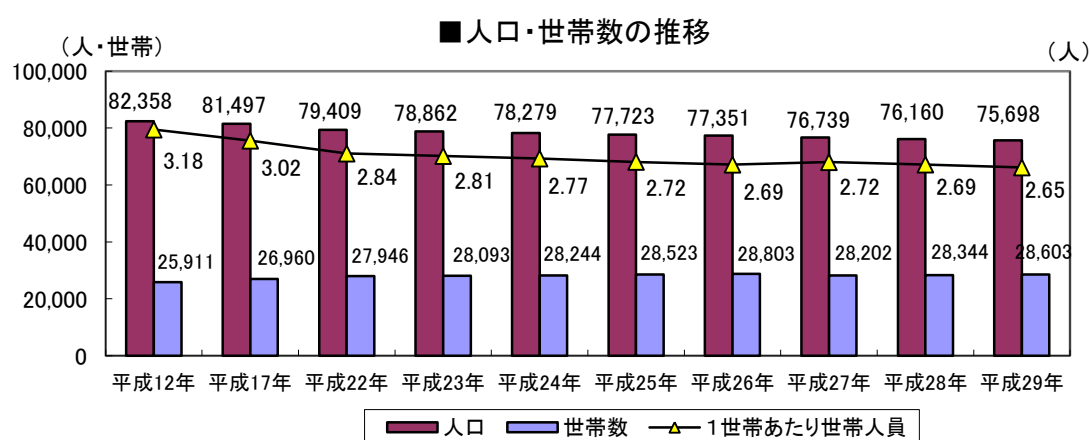
第4節 笠間市の概況

1. 人口・世帯数の推移

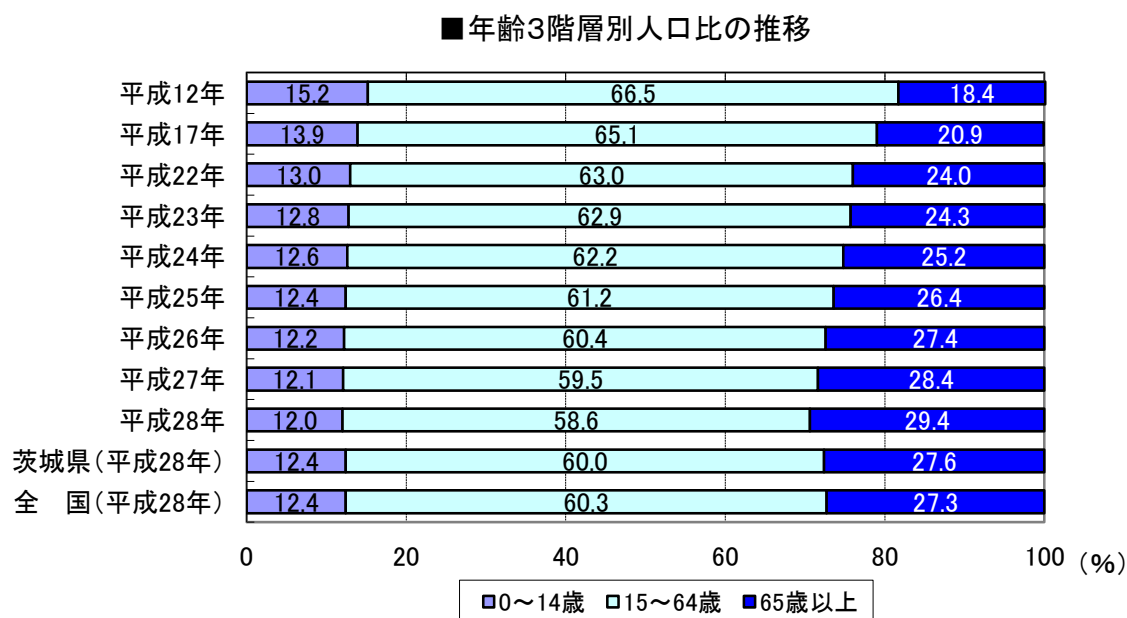
本市の人口は、平成12年の82,358人をピークに減少に転じ、平成28年には76,160人となっています。

世帯数は平成28年に28,344世帯と年々増加の傾向にある一方で、1世帯あたりの世帯人員は2.69人と減少傾向にあります。

また、年齢別の人口を見ると、少子高齢化の傾向が明らかで、平成28年の高齢者人口割合は全国平均及び県平均を上回っています。



資料：平成12, 17, 22, 27年は国勢調査, その他の年は常住人口調査(10月1日現在)



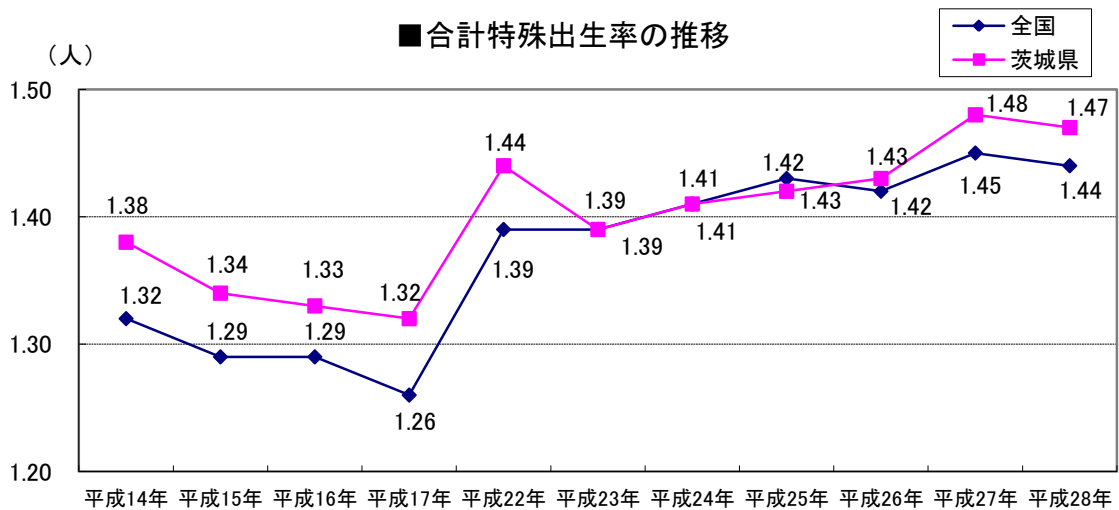
資料：全国, 茨城県：総務省人口推計月報(10月1日現在)

笠間市：平成12, 17, 22, 27年は国勢調査, その他の年は常住人口調査(10月1日現在)

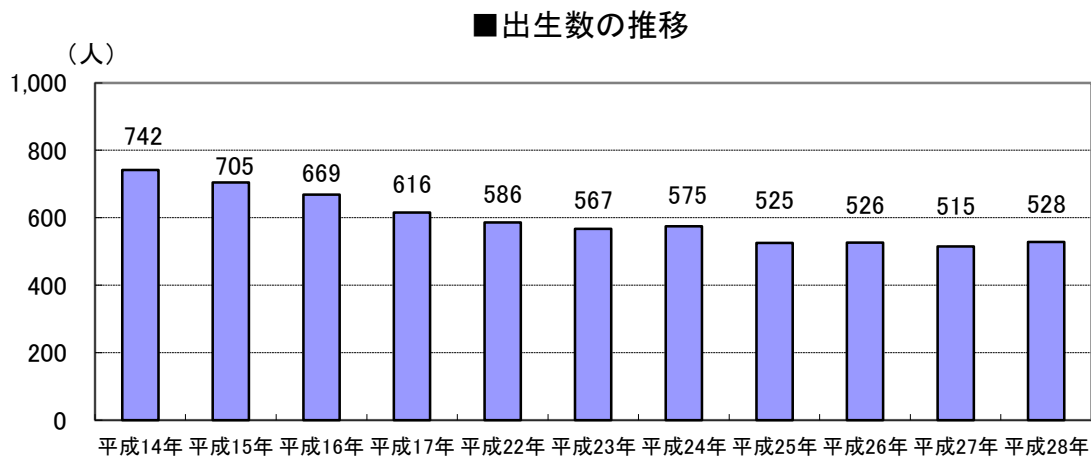
2. 出生率・出生数の推移

茨城県の合計特殊出生率[※]は、全国平均と同様に平成14年以降は年々低下していましたが、平成17年から増加傾向になり、平成28年では全国平均を若干上回っています。

本市の出生数は、平成28年には528人となっており平成25年からは横ばいの傾向にあります。



資料：人口動態統計



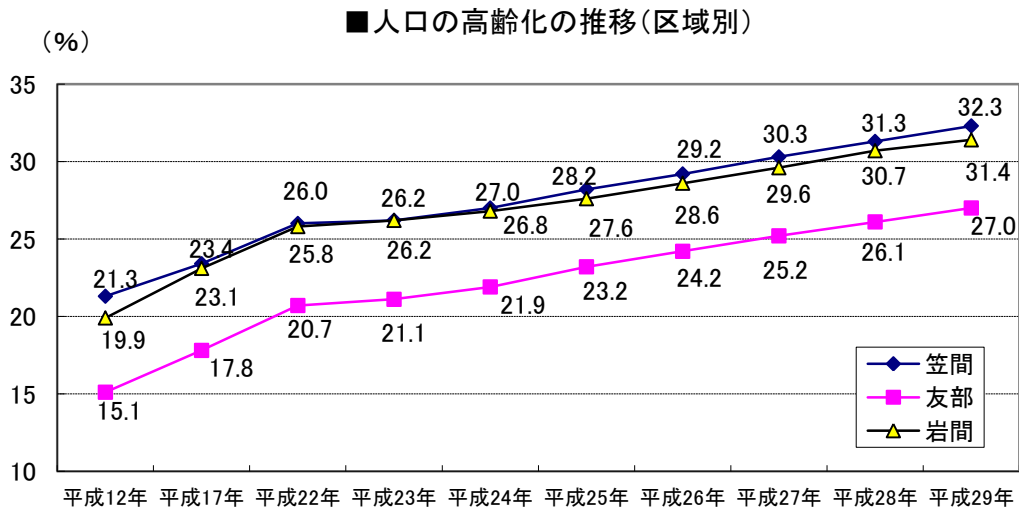
資料：人口動態統計

※合計特殊出生率：女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

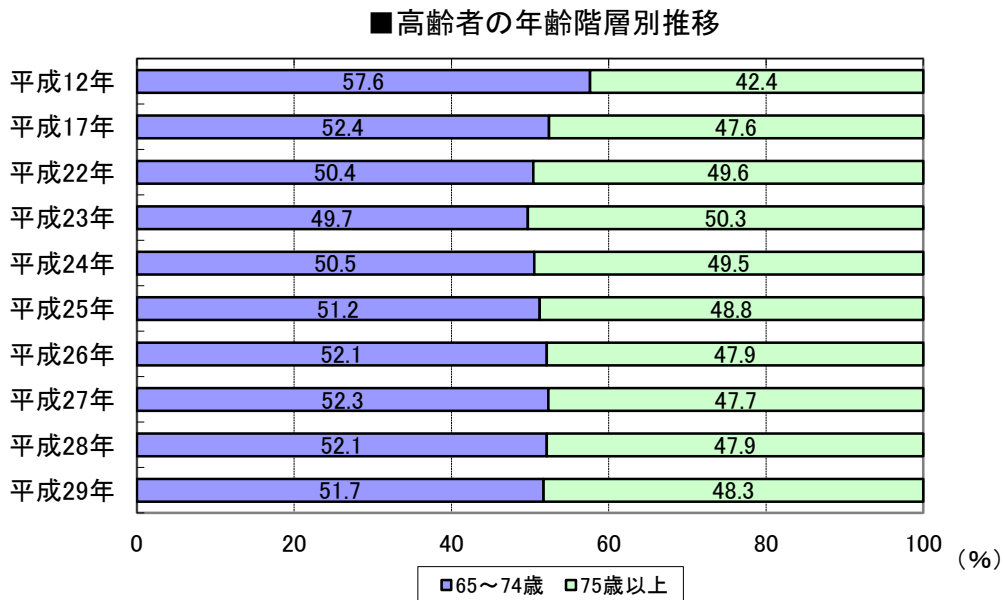
3. 高齢化の推移

市内を旧市町単位に見た高齢化の状況は、平成22年に各地区とも20%以上に達し、その後も上昇傾向にあります。笠間地区と岩間地区においては平成28年に30%に達しており、高齢化の進行が友部地区より5年程度早い状況となっています。

なお、高齢者の階層別推移について、前期高齢者と後期高齢者の割合はここ数年拮抗しています。



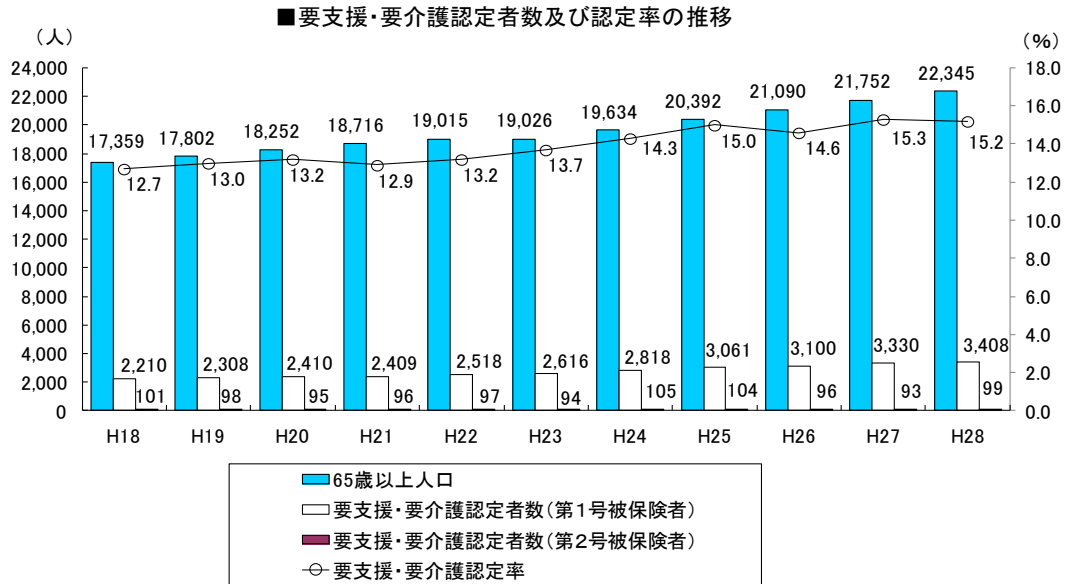
資料：平成12及び17年は国勢調査 平成18年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）



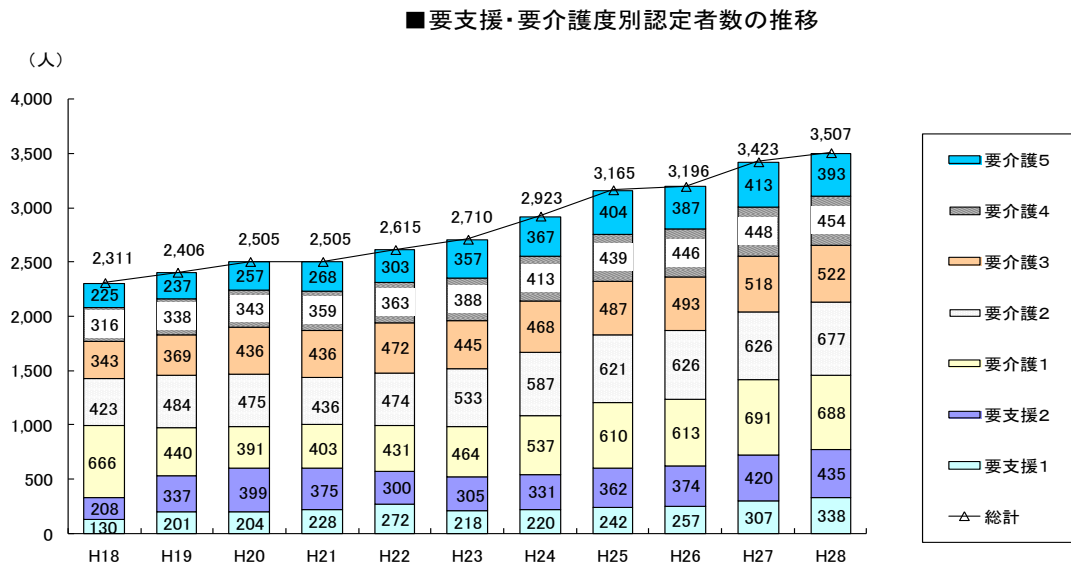
資料：平成12及び17年は国勢調査，平成18年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）

4. 要支援・要介護者の推移

要支援・要介護認定者数（第1号被保険者）は12%から13%台で推移しています。また、要支援1・要支援2の占める割合が、平成22年10月で増加から減少に転じたものの平成25年に再び増加に転じ、特に要介護1・要介護2が増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（10月現在）

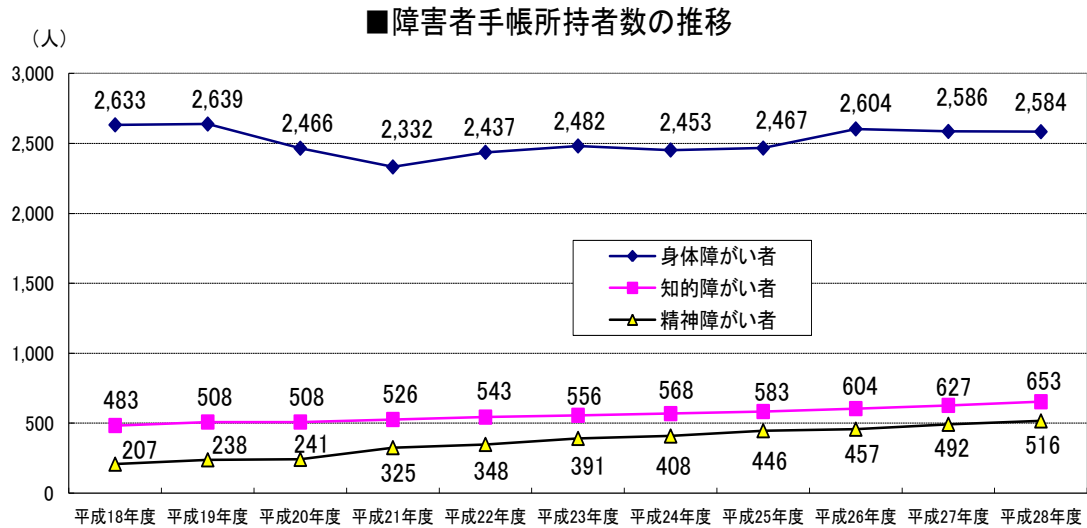


資料：介護保険事業状況報告

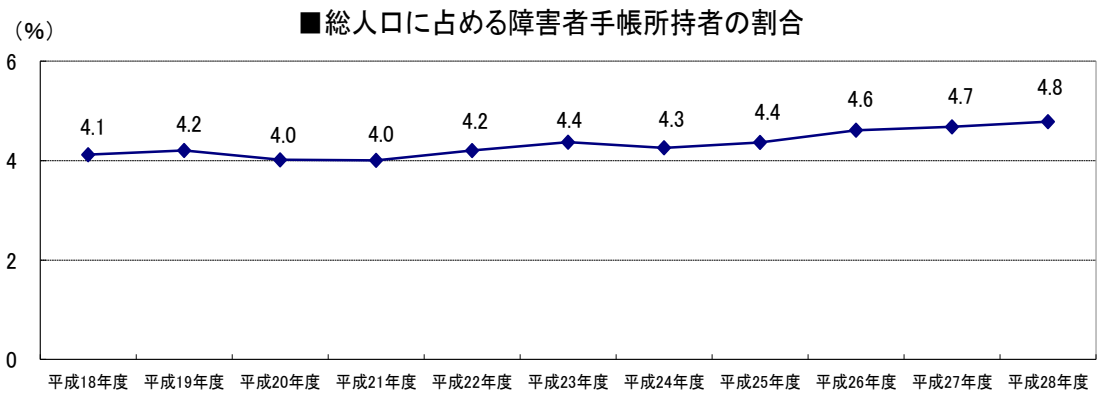
※要支援・要介護認定率は、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者数）÷65歳以上の人口（住民基本台帳人口）を用いて算出しています。

5. 障がい者の推移

本市の障害者手帳所持者数は、平成29年3月31日現在で身体障がい者2,584人、知的障がい者653人、精神障がい者516人となっており、知的障がい者・精神障がい者が増加傾向にあります。



資料：社会福祉課

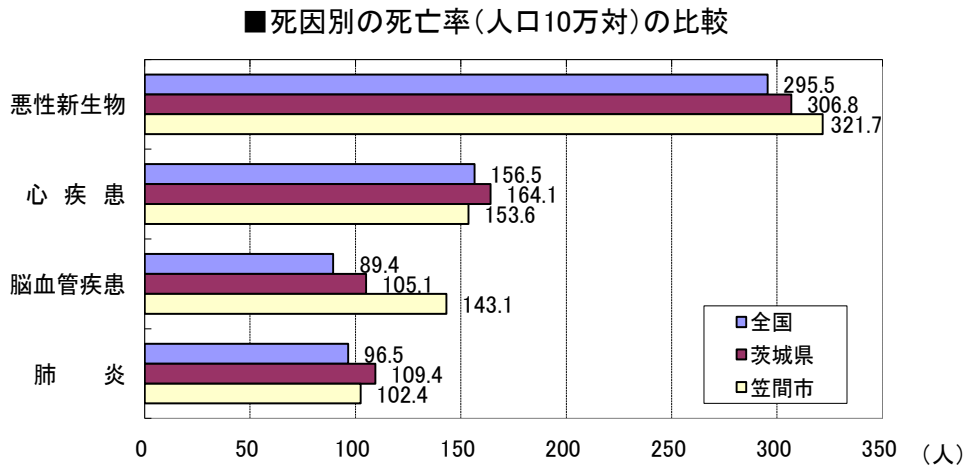


資料：社会福祉課

6. 保健医療に関する指標

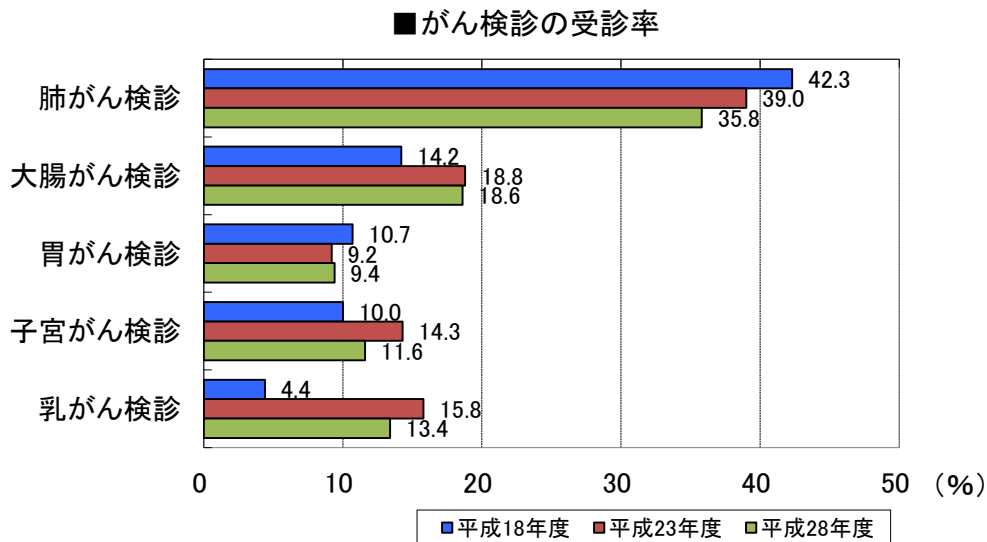
死因別の死亡率を見ると、これまで長い間、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が我が国の三大死因と言われ続けてきましたが、脳血管疾患による死亡数が年々減少する一方で肺炎による死亡数は増加、全国においては平成23年に順位が逆転し、以降、肺炎が第3位となっています。

がん検診の受診率は、肺がん検診が減少しています。その他の受診率はほぼ横ばいとなっています。



資料：平成27年度人口動態調査

※心疾患については高血圧症を除く



資料：健康増進課

7. その他地域福祉に係わる指標

平成29年4月1日現在の本市のボランティアサークル数^{*}は87団体で、高齢者への支援を活動分野とするものが51団体でもっとも多く、次いで障がい者関連が16団体、その他のサークル活動が18団体となっています。

また、20弱のNPO法人が福祉関係の活動を行っています。

■ ボランティアサークルの状況

活動分野	サークル数		
	H18.4.1 現在	H24.4.1 現在	H29.4.1 現在
高齢者（配食等）サークル活動	26	28	20
高齢者（交流）サークル活動	4	22	25
高齢者（施設）サークル活動	6	6	6
障害者関連サークル活動	15	18	16
幼児・児童・生徒サークル活動	7	2	2
その他のサークル活動	22	9	18
合計	80	85	87

資料：市社会福祉協議会

■ 福祉関係NPO法人の状況

活動分野	法人数	
	H24.12 末現在	H28.12 末現在
高齢者・障害者・子どもの3分野対象の法人	5	4
障害者分野のみ対象の法人	5	5
子ども分野のみ対象の法人	7	10
その他の分野の法人	1	0
合計	18	19

資料：市民活動課

■ 自殺者の状況

	H25	H26	H27	H28
笠間市	21	14	17	13
茨城県	615	570	550	482
全国	27,283	25,427	24,025	21,897

資料：警察庁

※ボランティアサークル数：ここでは、笠間市社会福祉協議会へ登録されている団体数を示す。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本的視点

本計画の策定及び個別施策の実施に当たっては、基本的な視点を次のように定めます。

1. 住民参加の視点

福祉教育の充実や人権意識の醸成を図ることにより、福祉活動に従事する住民の意識や関心を高めるとともに、行政区組織、ボランティア団体やNPO法人等の育成・活動支援の充実、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員との連携により、福祉ネットワークの形成を図るなど地域に応じた福祉活動を展開していくための幅広い住民参加を目指します。

2. 利用者中心の視点

地域の人材や施設等の地域福祉資源の有効活用に努め、地域住民ができるだけ身近な生活圏で必要なサービスを利用できる環境づくりを進めます。また、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できるよう、サービス情報の提供や利用促進に取り組めます。

3. サービスの総合化の視点

地域で支援を必要とする様々な人や新たな課題に対して、地域住民、団体、関係機関や行政が協働して支援するためのネットワークを築くとともに、福祉、保健、医療その他生活関連分野にまたがる公共的サービス・民間によるサービスなど複数のサービスを適切に組み合わせて総合化することにより、サービスの質や量を確保し、利用者のニーズに応じた多様な福祉サービスが提供できる体制を目指します。

4. 住民、団体、行政の協働の視点

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、住民のニーズ把握に努め、福祉の基盤整備や、住民、団体が活躍できるような条件整備に努めます。また、住民、団体等は地域の課題に応じた施策の提案を行い、協働による望ましい地域福祉の実現を目指します。

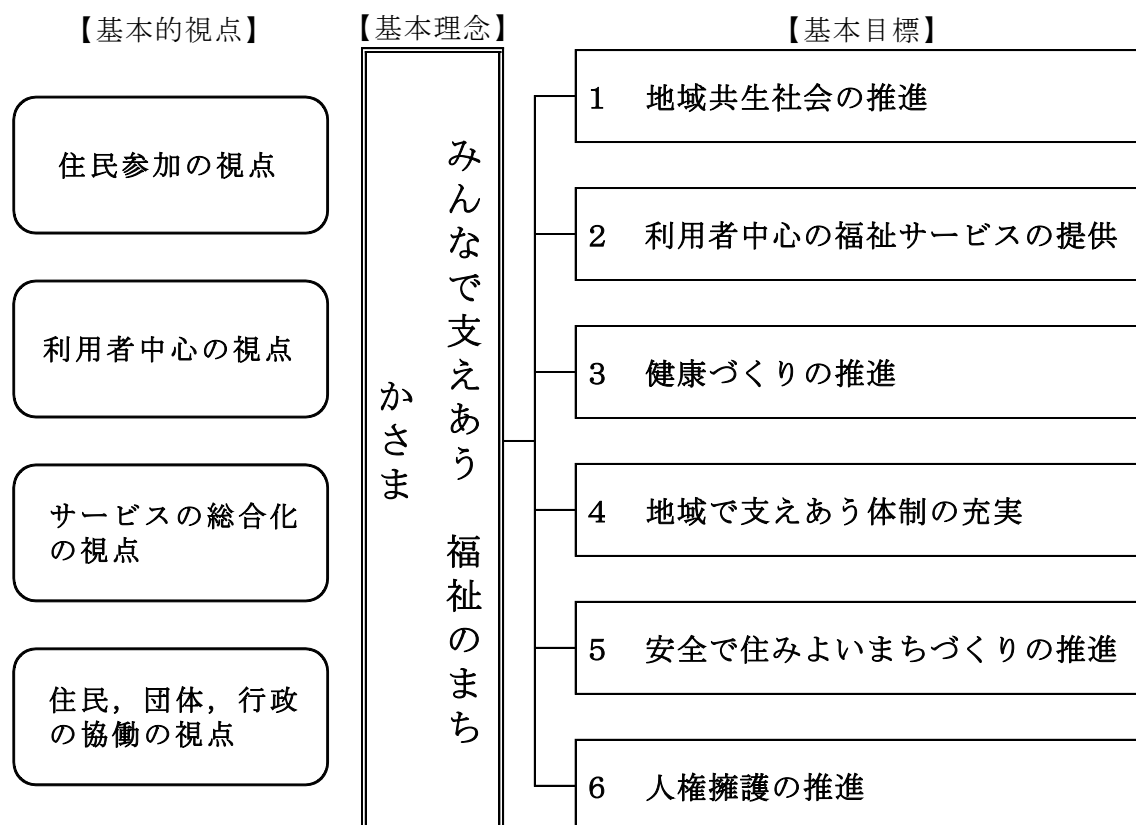
第2節 計画の基本理念

本市は、笠間市総合計画で「安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり」、「多様な産業が育ち、成長する活力あるまちづくり」、「人が集い、賑わう、多様な魅力あるまちづくり」の3つの基本方針のもと、「文化交流都市 笠間 - 未来への挑戦 - 」を将来像にまちづくりを進めています。

本計画では、住民一人ひとりが尊重され、だれもが健やかに暮らせる住みよいまちづくりに向けて、「みんなで支えあう 福祉のまち かさま」を基本理念として、住民、団体と行政の協働による自助、共助、公助のバランスの取れた地域福祉を目指します。

第3節 計画の基本目標

本計画の基本理念を具体化していくために、6つの基本目標を設定し、施策・事業による取り組みを推進します。



【計画の基本目標】

1. 地域共生社会の推進

地域福祉を推進するにあたっては、住民個々が必要と思われる支援を他人任せにするのではなく自分自身が積極的に地域の輪に入り、できる範囲での役割を果たすことが望まれます。支援の支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合う地域コミュニティを育成するためには、各種機会を利用した広報・啓発活動を進めるとともに、福祉教育の充実による住民意識の向上と、リーダーやボランティアの人材育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを推進していきます。

2. 利用者中心の福祉サービスの提供

社会福祉法では、地域における福祉サービスの適切な利用の推進と、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加促進が、地域福祉の重要な柱となっています。利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業[※]や成年後見制度[※]の推進等により、利用者中心の福祉サービスの提供と福祉サービスの質の向上を図ります。また、就労意欲のある高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活を営むことができるよう就労機会の確保に努めます。

3. 健康づくりの充実

豊かな長寿社会を実現していく上で、健康で生きがいのある日々を過ごすことは、個々人の努力目標でもあり、地域福祉を推進する前提ともなります。住民の健康意識の高揚とともに、健康づくりに向け、保健・医療との連携強化を図ります。また、近年減少傾向にあるものの未だ多くの自殺者がいることから、自殺対策事業にも取り組みます。

4. 地域で支えあう体制の充実

地域福祉を推進していくためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障がい者、子育て中の親子等を地域で支える共助の部分を中心に推進していきます。市内で活動している福祉活動団体への支援と連携によるサービス支援体制の充実、地域コミュニティの活動拠点の整備やコミュニティビジネス[※]の振興等に努めるとともに、地域における交流活動の活性化を促し、支えあいのコミュニティづくりを推進していきます。

※日常生活自立支援事業：地域福祉権利擁護事業の名称変更。認知症高齢者、知的障がい者や精神障がい者等判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理サービス等を行う事業。市社会福祉協議会で実施。

※成年後見制度：家庭裁判所が選任した後見人等（後見人、保佐人、補助人）が、本人に代わって財産の管理などに伴う契約、施設への入所契約等を行なう法律行為。

※コミュニティビジネス：地域課題の解決をビジネスの手法で取り組むもの。地域における働きがい、生きがいを生み出し、地域づくりに寄与するものとして期待されている。

5. 安全で住みよいまちづくりの推進

だれもが住みやすく，社会参加しやすい環境づくりを進めることは，地域福祉の基盤となる部分です。高齢者や障がい者等の交通弱者に配慮し，地域のバリアフリー化や移動交通手段の充実・確保を図るとともに，地域ぐるみの防犯体制の強化，災害時要援護者の安否確認と避難支援，自主防災組織の育成等による防災体制の充実により，安全で住みよいまちづくりを推進します。

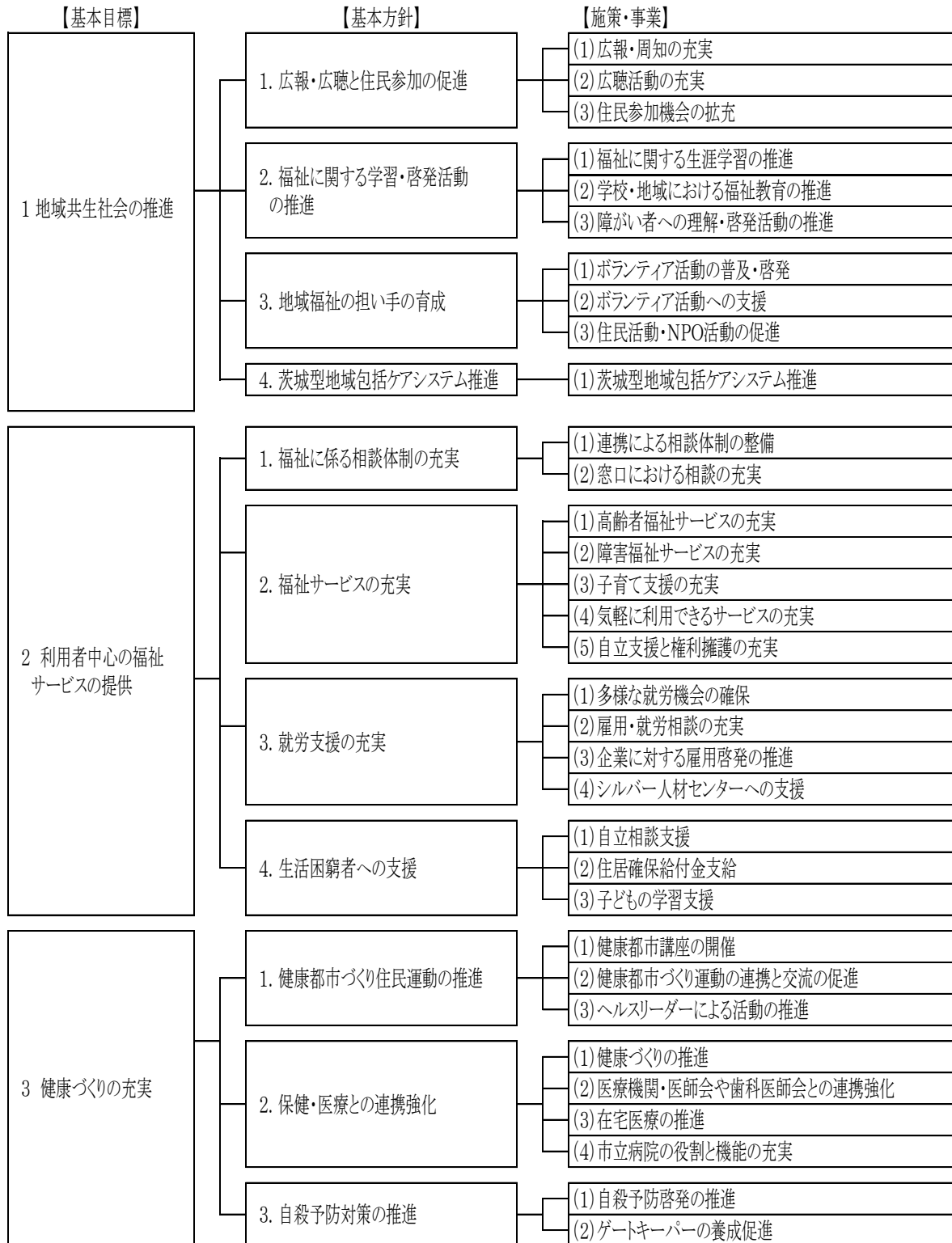
6. 人権擁護の推進

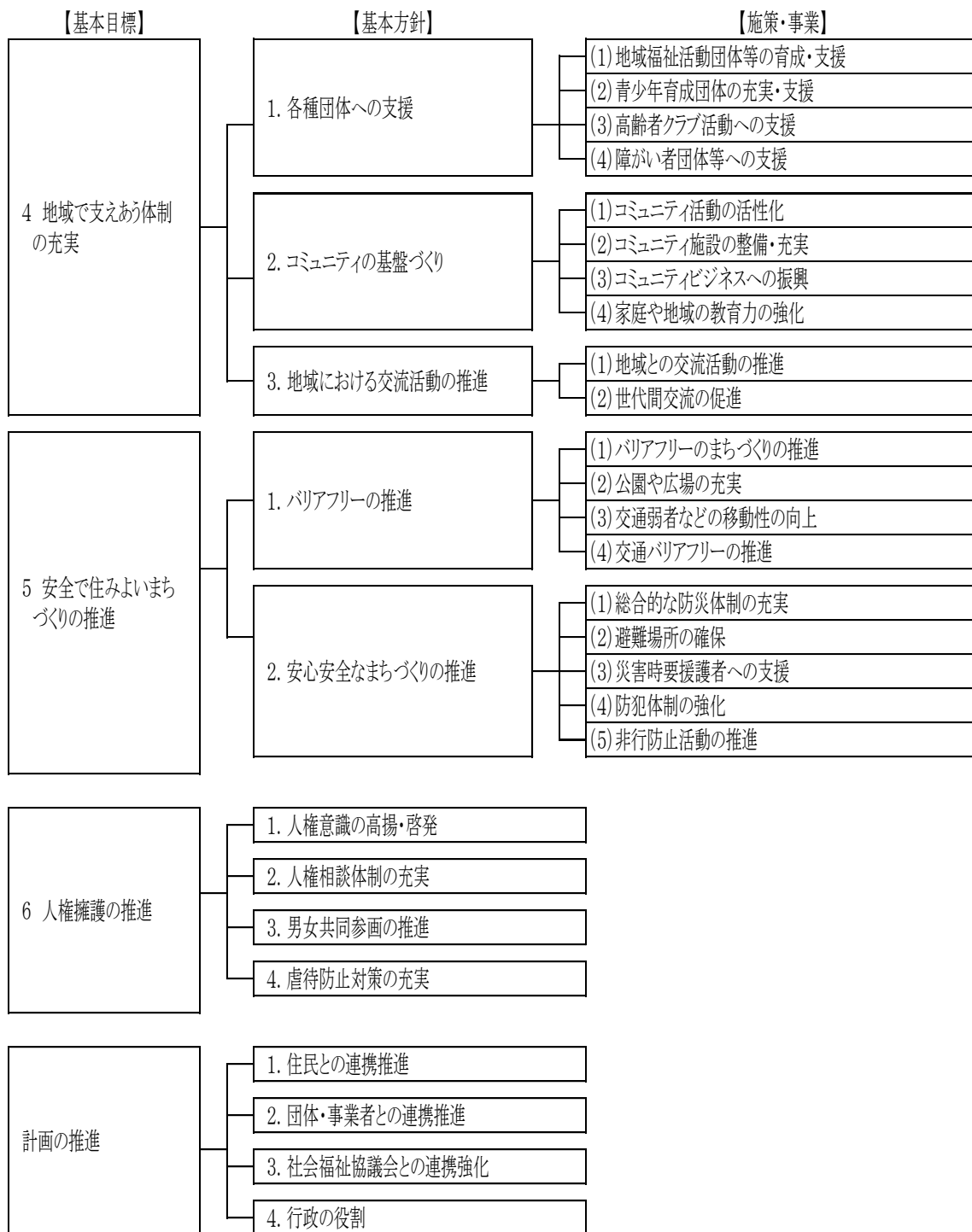
わが国の福祉は，年齢，性別や身体的条件等にかかわらず，だれもが自分らしく生きるノーマライゼーション[※]社会の実現を目指して推進されています。さまざまな機会を通じて住民の人権意識の高揚・啓発を図るとともに，住民の抱える人権問題に関する相談体制の充実，判断能力の十分でない人への支援，男女が互いに尊重しあう社会づくりに向けて事業を推進していきます。

※ノーマライゼーション：誰もが住みなれた地域で生活できるような「共に生きる」地域社会を目指すこと。今日の社会福祉における基本的な考え方となっている。

第4節 計画の体系

第3次地域福祉計画体系





第4章 基本施策の展開

第1節 地域共生社会の推進

【現状と課題】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

政府においては、地域共生社会の実現のためには地域におけるつながりの強化、解決力の強化、地域を基盤とする包括的支援の強化が課題であるとしています。

第3次地域福祉計画策定に伴い実施したアンケート調査（以下、「平成29年度調査」という。）においては「隣近所との交流が少ない」「地域の活動が不活発である」という意見は、平成24年度調査（以下、「前回調査」という。）と比較し横ばいとなっています。また、福祉サービス情報を入手できているのは3割程度であり、前回調査と比べて若干の改善はみられるものの、依然半数以上の方は入手できていないと回答しています。

「地域の回覧板」、「市役所の窓口や広報紙」、「社会福祉協議会の窓口や広報紙」が福祉サービスの主な情報源となっていることから、より情報提供の充実が求められます。

また、高校生へのアンケートから、自主的に地域活動への参加する方は多数ではなく、地域や家族で取り組むような場合は参加する傾向が見られます。

こうした状況を踏まえ、本市が取り組むべき施策としては、これまでの「広報・広聴と住民参加の促進」、「福祉に関する学習・啓発活動の推進」、「地域福祉の担い手の育成」等に加え、地域の包括的な支援・サービス提供体制である「茨城型地域包括ケアシステムの推進」が重要であると考えられます。

今後も、自助、共助、公助の理念に基づく地域を中心とした福祉を実現していくため、福祉教育の充実などによる住民意識の高揚を図るとともに、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進し、地域のつながりを重視したまちづくりを推進していくことが求められます。

【施策の方向】

1. 広報・広聴と住民参加の促進

(1) 広報・周知の充実

地域福祉に関する情報をわかりやすく提供するため、広報かさまや市ホームページを活用するほか、市の施設や市社会福祉協議会に福祉情報を提供するスペース確保し、パンフレットや冊子など情報発信の媒体を創意工夫して各種事業及び福祉施策の情報提供に努めます。

また、地域住民・各種団体の集会等に出向き、介護保険制度の周知及び高齢者に関する事業の情報提供を引き続き行ってまいります。

さらに、子ども福祉専用ホームページに機能を追加し市内公共施設で授乳室・オムツ替え台等が設置されている施設を検索表示出来る機能など拡充を図ります。

社会福祉協議会では、市民の目線に立ち、より身近に社協が感じられ、社協活動が市民の皆様に伝えられるよう啓発に努めます。

(2) 広聴活動の充実

市政懇談会の開催をはじめ、意見箱の設置やパブリックコメント等を実施し、さまざまな場面を通じて、住民の声が市政に反映できる仕組みづくりを進め、市政懇談会については、より多くの方が参加できるように内容や開催場所を検討していきます。

市民等からの様々なご意見について個人が特定されないよう処理し、市民・職員で情報共有できるような検索システムの構築を検討していきます。

また、サービス利用者が事業者に対し情報の公開を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の保護に努めます。

(3) 住民参加機会の拡充

住民がまちづくり活動を行う上で必要な情報の収集と提供を行います。また、ボランティア活動等の市民活動に対するポイント付与（地域ポイント制度）のほか、新たに健康ポイントの実施やマイナンバーカードとの一体化などについて検討します。

2. 福祉に関する学習・啓発活動の推進

(1) 福祉に関する生涯学習の推進

福祉に対する理解と関心を深める機会をつくり、福祉活動への参加を勧め、仲間づくりや生きがい活動を推進するとともに、出前講座等の活用を促進するなど、ボランティア活動の普及事業と連携して進めます。

まちづくり出前講座については情報発信を続け受講者を増やしてまいります。

(2) 学校・地域における福祉教育の推進

福祉が身近に感じられるよう、地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、奉仕活動や体験活動を実践し「思いやる心」や「助け合う心」を育てる福祉教育を推進します。

(3) 障がい者への理解・啓発活動の推進

障がい者に対する差別解消，権利擁護における啓発活動として，今後は広報，公演会などを通して障がい者への理解を広く周知してゆきます。

3. 地域福祉の担い手の育成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市や市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等により，住民にボランティア活動を普及・啓発するとともに，福祉への理解を深めるため学校教育の場を活用し「子どもの時から福祉の芽を」市内各保育園，幼稚園，こども園，小中高に福祉教育の推進と連携を図ります。

(2) ボランティア活動への支援

ボランティアセンターを拠点とし，住民や団体等のボランティア登録を促進するとともに，ボランティアコーディネーター^{*}の養成とコーディネート機能の充実を図るなどボランティア活動の充実を図るため支援してまいります。

(3) 住民活動・NPO活動の促進

新しい公共の担い手となる住民活動団体やNPO法人への支援を実施してまいります。

NPO法人の設立，認証，事業報告等に関する相談には随時対応し，団体の事務が滞りなく進むようサポートしてまいります。また，法人化に伴う助成についても毎年度周知し，各団体の法人化を推進してまいります。

4. 茨城型地域包括ケアシステム推進

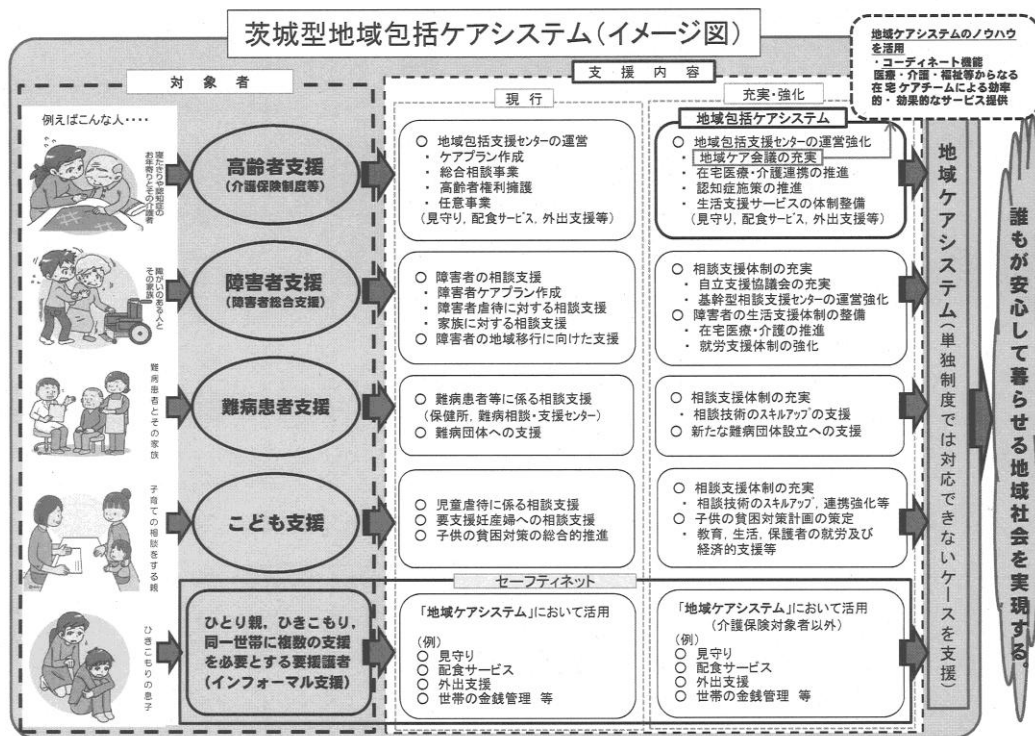
(1) 茨城型地域包括ケアシステム推進

支援を必要とする人に応じて，それぞれの制度での支援を基本としつつ，地域の中で複合的な課題を抱える要援護者やその家族など，単独制度では対応できないケースについて支援を行うため，包括的な相談窓口を設定し，複合的な課題に対するアセスメントを行い，これまで取組んできた地域ケアシステムなどのネットワークを活かし，分野を問わずすべての要援護者及びその家族等を対象とした包括的な支援の充実を図ります。

団塊の世代が75歳以上となる2025年までに、増え続ける医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者等を地域で支えていくために、居宅等における訪問診療等の医療（在宅医療）の提供が必要になります。

在宅医療の提供を含む茨城型地域包括ケアシステムを地域の中でこれまでの生活との継続性をもって実現するためには、各々のかかりつけ医がその力を在宅医療分野で十分に発揮することが重要となります。多くのかかりつけ医の参画を得られるよう、医師会等と協働により、提供体制を整えていくことが求められています。

また、在宅医療は、医師に加え歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ専門職等多くの職種によって提供されます。これに介護関係職種を加えた多職種による真に包括的なケアのための協働・連携の体制を整えることが必要となってきます。



※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動推進のための企画、情報提供、相談支援、研修、連絡調整、活動プログラム開発等を総合的にコーディネートする人。

第2節 利用者中心の福祉サービスの提供

【現状と課題】

住民の福祉サービスに対するニーズが多様化する中で、一人ひとりにあった適切なサービスを提供していくためには、サービスが必要となった場合の相談体制と情報提供の充実が重要となります。

平成29年度調査では、地域福祉を進めるために優先的に市が取り組むべき施策は「医療サービス体制の充実」、「育児・子育ての支援体制の充実」、「高齢者や障がい者の在宅生活支援」が前回調査同様多くなっています。

今後は、高齢者や障がい者、子ども等を取り巻く環境の問題が多様化、複雑化しているケースに対応するため、地域からの情報を収集し、福祉サービスに関する相談・情報提供体制の充実を図るとともに、福祉、保健、医療など各専門分野の連携や充実により、サービスの質の向上、就労機会の確保等を図る必要があります。

また、働きたくても働けない、住む所がない、など、生活に困窮する方への相談窓口を開設し、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う生活困窮者自立支援法による支援を行う必要があります。

【施策の方向】

1. 福祉に係る相談体制の充実

(1) 連携による相談体制の整備

住民が安心して必要なサービスを受けることができるよう、幅広く関係機関との連携を図り、さまざまな課題を抱えた方やひきこもり等社会的に孤立してしまった方など、利用者のニーズに応じた適切な情報提供や、関係機関や窓口相互の連携による相談体制の整備を図ります。

(2) 窓口における相談の充実

高齢者、障がい者、子育てや低所得者への相談等、住民のニーズに応じた対応ができるよう、関係機関との連携を図りつつ、各窓口での相談体制の充実に努めます。

また、茨城型地域包括ケアシステムを推進し、地域全般にわたり総合的な支援体制の構築を目指します。

2. 福祉サービスの充実

(1) 高齢者福祉サービスの充実

介護サービスの質を向上させ、住民主体のサービスを拡大するなど、高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう体制整備と地域のニーズに合った、在宅ケアのための多様な居宅サービスの充実を図るとともに適正なサービスによる自立した生活の継続を目指します。

(2) 障がい者福祉サービスの充実

障がい者が地域において自立した生活をおくるため障害者総合支援法に基づいて、日常生活の介護支援を行う「介護給付」や自立生活や就労を目指す人を支援する「訓練等給付」の充実と適切な提供に努めます。

(3) 子育て支援の充実

子育てに関しての不安感や負担感を解消するため、子育てに関する情報提供や育児相談体制の充実に努め、保育事業、育児支援対策事業、児童の健全育成事業、ひとり親家庭等への支援など安心して子どもを生み育てることができる社会を実現するため、サービスの充実を図ります。

(4) 気軽に利用できるサービスの充実

地域子育て支援センター、児童館それぞれの役割に応じた利用促進を図るなど妊娠期や乳児期、幼児期など各時期における支援や相談の利用を促進しながら、気軽に利用できるサービスの充実を図ります。また、地域の皆さんが、身近な場所に集い、楽しく仲

間づくりをし、困りごとなどを話し合う場として、より良い暮らしにつながる、支え合う地域づくりを推進してまいります。

(5) 自立支援と権利擁護の充実

水戸市を中心とする定住自立圏構想による「県央地域成年後見事業」が開始され、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送れるよう、地域における成年後見制度の理解を深めるとともに権利擁護連携体制を強化し、制度の活用を推進します。

3. 就労支援の充実

(1) 多様な就労機会の確保

働く意欲のある高齢者、障がい者、子育て中の親やひとり親家庭、低所得者等に対し、シルバー人材センターやハローワークなどの関係機関と連携しながら、希望する職に応じた就労機会の確保に努め、仕事と子育ての両立、生きがいや健康づくりにつながる就労の確保に努めます。

(2) 雇用・就労相談の充実

高齢者や障がい者、ひとり親家庭、低所得者等の雇用について、それぞれの分野で関係機関と連携を強化し、就労に関する情報提供や相談の充実に努めます。

(3) 企業に対する雇用啓発の推進

企業に対して、障害者地域自立支援協議会や基幹相談支援センター、ハローワークと連携し障がい者雇用の理解の啓発を推進します。

(4) シルバー人材センターへの支援

高齢者がそれぞれの技術や経験を生かせる就労の場を提供するため、シルバー人材センターへの紹介を行うとともに、シルバー人材センターの活動を支援し、自主的な取り組みへの後押しや運営を支援します。

4. 生活困窮者への支援

(1) 自立相談支援事業

専門の支援員が生活困窮者からの相談に応じ、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、その課題を踏まえた「自立支援計画」を作成するなどの支援を行います。また、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認などを行います。

(2) 住居確保給付金支給事業

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

(3) 子どもの学習支援事業

生活困窮世帯や被保護世帯の中学生を対象として、学習支援や教育相談を行うことにより、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上を図ります。

また、親の悩みや思いを聴くための教育相談の機会を設け、必要に応じて関係機関と連絡及び調整を行います。

第3節 健康づくりの充実

【現状と課題】

人口減少，少子高齢化が急速に進む中で，生活習慣病や心の病など，健康の問題は複雑化し，健康の維持・増進に対する住民の関心は高まりをみせています。

健康は，健康管理といった個人の努力だけではなく，生活水準や生活様式に大きく依存し，福祉，教育，労働，生活環境など個人をとりまく社会的状況が絡み合ってつくりられています。

本市では，WHO[※]が提唱する「健康都市」を目指し，平成24年2月に「健康都市かさま」を宣言し，市民と行政が一体となって総合的な都市環境の向上に資する取り組みを推進しています。また，国の健康日本21等の計画を踏まえ，笠間市健康づくり計画を策定し，人の体とこころの健康づくりの施策を推進する指針としています。

今後は，生活する人々の身体的，社会的，精神的健康水準を高めるために，健康維持，増進策を積極的に展開し，産業，福祉，教育，スポーツなど分野横断的な事業連携の強化を図りながら，安心できる保健・医療体制を構築していきます。

また，我が国の自殺者数は，平成10年に3万人を超え，平成15年をピークにその後減少傾向にありますが，依然として2万人以上となっています。

改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき，関係者が連携して自殺対策を総合的に推進するための計画を策定しゲートキーパーの養成を行うなど，住民一人ひとりが安心して健やかに暮らせる地域づくりを推進します。

※WHO：世界保健機関（World Health Organization）。人間の健康を基本的人権と捉え，その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。

※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき，適切な対応を図ることができる人，言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

【施策の方向】

1. 健康都市づくり住民運動の促進

(1) 健康都市講座の推進

健康都市講座を実施し、住民に対して健康に関する正しい知識と情報を提供し、ヘルスロードの活用を推進するなど、市民、地域主体の健康づくりの推進を図っていきます。

(2) 健康都市づくり運動の連携と交流の促進

住民との協働、企業や大学、保健医療機関等、様々な機関や地域と積極的な連携を図り、事業所等の活動を支援しながら健康づくりを推進していきます。

(3) ヘルスリーダーによる活動の促進

ヘルスリーダー（健康づくりのリーダー）を計画的に養成し、テーマ別・地域別の活動を促進し、若い年代への周知など事業の拡充発展を支援します。

2. 保健・医療との連携強化

(1) 健康づくりの推進

若い世代からの生活習慣病予防や健康づくりの意識高揚を進め、自らの健康状態を把握することにより、生活習慣病の重症化を予防します。

各種健康診査の受診率向上を図るとともに、各保健事業の中で、妊産婦、乳幼児から高齢者までの健康づくりへの支援を実施していきます。

(2) 医療機関・医師会や歯科医師会との連携強化

安心できる医療の確保を目標に、市医師会、歯科医師会及び市内 2 か所の県立病院との連携を強化し、初期救急医療の体制整備や、地域医療の充実、保健事業の推進を図ります。また「健康ダイヤル24事業」により、24時間安心して医療相談できる体制を実施してまいります。

(3) 在宅医療の推進

地域医療センターかさまが開設することで保健・医療・福祉の更なる連携を図るとともに、認知症初期集中支援事業により、認知症支援についても保健・医療・福祉の連携の充実を図ります。

また、市民が在宅で安心して療養できる環境の構築を図るため、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションの周知等を強化することで在宅医療を推進します。

(4) 市立病院の役割と機能の充実

筑波大学附属病院やその他の機関との連携を継続しながら、在宅医療を重視して訪問診療を積極的に行うなど、地域に密着した安心して受診できる病院としての機能を充実させていきます。

また、平日夜間日曜初期救急診療については、関係医療機関の協力により実施していきます。

3. 自殺予防対策の推進

(1) 自殺予防啓発の推進

自殺者の多くが、健康や就業関係をはじめ様々な不安を抱えていることから、悩んだときに気軽に相談できる窓口や関連施設・相談機関等の周知を行ってゆきます。

(2) ゲートキーパー養成推進

自殺に至る多くの人たちに「こころの不調」がみられることから、関係者の「こころの不調のサイン」に気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人をゲートキーパーとして養成する研修を実施してゆきます。

第4節 地域で支えあう体制の充実

【現状と課題】

家族形態の変化、急速な少子高齢化や個人の価値観の多様化に伴い、地域社会のつながりが希薄化しており、住民同士の相互扶助機能の低下が懸念されています。

このような状況のなか、地域の課題を住民自らが認識し、解決していくためには、地域における支え合いの仕組みづくりや住民が安心して生活できる体制づくりに取り組んでいく必要があります。

本市では、笠間市社会福祉協議会をはじめ、各種団体が様々な地域課題の解決に向けた活動を展開しています。これらの団体が自立し活動していけるよう支援をしていくことが課題の解決に向け有効であると考えられます。

また、地域における新たな創業、雇用の創出や働きがい、生きがいを生み出すものとしてコミュニティビジネスが各地で展開されており、本市においても地域資源を活用した事業の展開を振興していくことが重要と考えられます。

今後は、住民サービスを充実させるために、各種団体と連携を強化していくとともに、コミュニティの活性化に向けた各種の事業を推進し、「共助」の意識を醸成し、持続できる地域コミュニティの育成及び支援を展開していきます。

【施策の方向】

1. 各種団体への支援

(1) 地域福祉活動団体等の育成・支援

地域福祉による支えあいが発揮されるよう、市社会福祉協議会と連携しながら、地域福祉活動の主体となる団体等の育成・支援を進め、お互いが助け合える体制づくりと地域誰もが安心安全な生活を送れるよう地域のコミュニケーションづくりを図ります。

(2) 青少年育成団体の充実・支援

各団体の体験活動や異年齢交流等の各種事業を通して、家庭や地域との連携を深めるため、活動の支援を行います。

(3) 高齢者クラブ活動への支援

クラブ数・会員数の減少が課題であり、会員増強への取り組みが必要ですが、地域支援事業の新たな担い手としてその役割は大きく、高齢者クラブが地域と協働した事業や活動を行うことで活性化を図るための支援をしていきます。

(4) 障がい者団体等への支援

障がい者団体等の活動の場の提供や育成を図ります。また、各障がい者団体相互の連携強化とネットワークづくりを推進し、自主的活動を支援します。また、県や市のレク

リエーション等の行事への参加を通じて社会参加を支援します。

2. コミュニティの基盤づくり

(1) コミュニティ活動の活性化

地域の発展に貢献する事業や市内における市民交流事業に対して助成をし、コミュニティ活動の活性化を図ります。

(2) コミュニティ施設の整備・充実

住民誰もが気軽に参加し、交流できる地域の拠点づくりを進めるため、集会所の建設、既設集会所の移設、増改築に対する補助を実施しながら、住民参加によるまちづくりを推進します。

(3) コミュニティビジネスの振興

高齢者、要介護者、障がい者や子育てをする人等への生活支援、その他福祉に関連する分野において、コミュニティビジネスを考えている方や団体・グループ等への支援を行います。

(4) 家庭や地域の教育力の強化

子どもたちの社会参加や自己形成を行う場の確保に向け、様々な体験活動を提供できる団体や人材の育成・支援に努めます。また、保護者が家庭において子どもの発達段階に応じた適切な子育てや教育が出来るよう、学習の機会を提供するとともに、保護者に対して講話を行います。

3. 地域における交流活動の推進

(1) 地域との交流活動の推進

地域の文化活動やスポーツ大会等、各団体の体験活動や異年齢交流等の各種事業を通して、家庭や地域との連携を深めるため住民だれもが各種行事に気軽に参加できるような環境整備に努めます。

(2) 世代間交流の促進

子どもから高齢者まで、世代を超えた交流が地域を豊かにします。子どもは大人から知識や経験を学ぶことによって成長し、大人は子どもと接することによって、活力をもらうことがあります。3世代間がお互いを尊重し、住みよい地域となるよう取り組んでいきます。

第5節 安全で住みよいまちづくりの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者など、年齢や障がいの有無に関係なく誰もが暮らしやすく、社会参加しやすいまちづくりに向けて、地域のバリアフリー化や移動手段の確保に努めるとともに、高齢者や障がい者等に対する災害時の援護体制、防犯対策等を充実していく必要があります。

本市ではこれまで、住民生活の利便性の向上や安全性の確保のため、幹線道路の整備、危険箇所・狭あい道路の解消や歩道の整備に加え、デマンド交通システムの導入等を進めてきました。

平成29年度調査では、地域の課題として、「緊急時の対応体制がわからない」、「安心できる子どもの遊び場が少ない」という意見が前回調査同様に最も高く挙げられています。今後取り組むべき施策としては、「防犯・交通安全・防災体制の充実」、「移動手段の充実」等が求められています。

また、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりの推進とともに、高齢者等の要配慮者の安否確認や避難支援体制の整備が求められます。

防犯対策では、家庭、地域、学校との連携のもと、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り活動等、地域ぐるみの防犯に取り組みます。

【施策の方向】

1. バリアフリーの推進

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、公共的施設、住宅、生活環境の整備等において整備基準に適合させるなど福祉のまちづくりを推進します。

(2) 公園や広場の充実

災害時の避難場所としての機能を確保しながら、だれもが安心して気軽に憩える公園や広場の充実に努めます。

(3) 交通弱者等の移動性の向上

交通事業者や各団体との連携のもと、デマンド交通システムを導入しています。今後、利便性を向上させる検討をしながら、交通弱者等に配慮した移動手段の向上を図ります。

(4) 交通バリアフリーの推進

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく整備に心がけ、高齢者、障がい者等の移動、施設の利用の利便性及び安全性の向上に努めます。

2. 安心安全なまちづくりの推進

(1) 総合的な防災体制の充実

住民一人ひとりが平常時から災害に対する備えに心がけるよう、「自助」・「共助」の考えに基づく自主防災組織の結成を支援します。

また、自主防災組織の結成や消防団などの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

(2) 避難場所の確保

避難場所、避難路をあらかじめ指定し、市民の方々へ周知を徹底するとともに、避難場所や避難経路等の標識の簡明化に努めます。また、観光客の安全対策を推進するため、あらかじめ関係団体、関係機関と連絡調整して、緊急時における連絡体制の確立を推進します。

(3) 災害時避難行動要支援者の支援

災害時における緊急連絡体制を整備するため、災害時要支援者台帳（名簿）及び個別計画の作成、更新作業を行います。

避難支援関係者には、個人情報の取扱いに十分配慮して情報提供・管理を行い、平常時から顔の見える関係の構築化・情報共有化を図り、要支援者の「自助」と地域の「共助」を基本とした、地域の安心・安全体制を強化します。

(4) 防犯体制の強化

防犯ボランティアや防犯連絡員等の関係団体との連携のもと、パトロールや子ども、高齢者の見守り等、地域ぐるみの防犯体制の普及強化を図ります。

また、空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図り、防犯対策講習や啓発活動を実施します。さらに、インターネットにおいて青少年の健全な成長を阻害するおそれがある情報が流通しているため、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発を推進します。

防犯施設の整備については、通学路等への防犯灯の設置を進めるとともに、行政区が設置する防犯灯に対し助成を行います。

(5) 非行防止活動の推進

青少年の健全育成と非行防止を推進するために、青少年に対する街頭での声かけ・相談、県民や店舗などに対する「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」などの普及啓発を推進します。また、青少年を取り巻く社会環境の健全化などを行う青少年相談員とともに、特に薬物乱用については「ダメ。ゼッタイ」を合言葉に取り組みます。

第6節 人権擁護の推進

【現状と課題】

近年では、高齢者、障がい者や子どもへの虐待等が社会問題化しており、平成12年の「児童虐待の防止等に関する法律」に続き、平成17年には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成23年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成28年には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」など人権擁護に関する法律が施行されています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、社会的弱者の虐待防止のために、相談支援体制等の整備充実を図っているところです。

同様に、DV（ドメスティック・バイオレンス）[※]等の人権侵害に対しても、気軽に相談できる窓口を設置し、被害者の安全確保と、一時的な保護や自立支援等の方策に取り組む必要があります。人権侵害は男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであるため、DV防止法や女性に対する暴力をなくす運動の周知など、DV防止のための意識啓発を図ります。

※DV（ドメスティック・バイオレンス）：家庭内の暴力。夫から妻，母から子，子から親，兄弟間の暴力等，家庭内の様々な形態の暴力。

【施策の方向】

1. 人権意識の高揚・啓発

多種多様な人権問題に対する正しい理解と認識が得られるよう講演会や研修会を開催するなど啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚を図ります。

2. 人権相談体制の充実

DVや、高齢者、障がい者、子どもへの虐待等、住民の抱える様々な人権に関する問題を解決に導いていくため、関係機関と連携して相談体制の充実を図ります。また、被害者の一時的な保護や自立支援等の方策に努めます。

3. 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を推進しながら、最近の社会動向と本市の現状に即した新たな視点で、女性活躍推進計画やDV対策基本計画を一体化した第3次笠間市男女共同参画計画を策定し、女性の人材育成やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者への支援など女性の活躍を推進する施策を展開します。

4. 虐待防止対策の充実

虐待の早期発見や対応、擁護する家族への支援助地域における見守りなど虐待の予防、早期発見、早期対応、自立支援まで一連の対策強化に努めます。警察や児童相談所、基幹相談支援センター等の関係機関との情報共有や連携を図り、虐待防止に努めます。

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進

誰もが安心して充実した生活を送るためには、人と人のつながりや、それぞれが持つ力を活かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、市社会福祉協議会、行政の連携協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

【施策の方向】

1. 住民との連携推進

地域福祉を推進するうえで、最も大切なことは、住民が主体的に地域づくりに関わり住民一人ひとりが地域づくりの力として福祉を支える担い手であるという意識を持つことです。

そのために、住民が自ら地域のことを考える機会を設ける支援を通じて、地域の行事やボランティア活動への参加など住民主体の活動を引き起こしその実践の積み重ねで地域力の向上を図るなど、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちと連携協働により解決を図ります。

2. 団体・事業者との連携推進

事業者は福祉サービスの提供者として利用者の自立を支援し、質の高いサービスの提供が求められます。また、それぞれ団体・事業者の持つ専門知識や技術、施設の提供または豊かなマンパワーを活かしたボランティア活動など、地域の活性化や地域福祉の推進となるよう連携・協働を図ります。

3. 市社会福祉協議会との連携強化

市社会福祉協議会は社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として定められており、地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、民間の立場で広く活動主体の連絡調整とそれらへの支援を行うための中心的存在として期待されています。本計画と市社会福祉協議会が策定した「笠間市地域福祉活動計画」に基づき、市と市社会福祉協議会が連携して地域福祉の推進に努めます。

4. 行政の役割

住民一人ひとりの幸せづくりを目指して、地域福祉を推進する関係機関・団体等と相互に連携協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に配慮し、福祉施策を総合的に進めます。

また、地域福祉の推進には、保健・医療・福祉分野のみならず、教育や建設分野など、様々な分野との連携が必要になります。そのため、計画の推進にあたっては、関係部局との連携・情報共有に努めます。

資料編

1. 笠間市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 笠間市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の策定に当たり，地域福祉に関する施策の総合的かつ計画的な調査検討を行うため，笠間市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は，次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 地域福祉を取り巻く社会環境の分析及びその対応方針に関すること。
- (2) 地域福祉のための行政の役割及び総合的な福祉施策のあり方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は，委員15名以内をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し，又は任命する。

- (1) 地域住民の組織に所属する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福祉業務に携わる者
- (4) 各種福祉団体に関係する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は，第2条に定める所掌事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は，会務を総理し，策定委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集する。

2 策定委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

2. 笠間市第3次地域福祉計画策定委員会名簿

選考基準	所属団体等の名称・役職	氏名	備考
地域住民の組織に属する者	笠間市連合民生委員児童委員協議会 理事	竹江 邦夫	
	笠間市ボランティア連絡協議会 会長	太田 寛子	
	公募委員	藤岡 理香	
学識経験を有する者	笠間市医師会 理事	菅谷 るみ子	
	笠間市歯科医師会 会長	清宮 俊秀	
福祉業務に携わる者	笠間市社会福祉協議会 次長	倉持 淳子	
	幼稚園・保育所 めぐみこども園 園長	浅野 学志	
各種福祉団体に関係する者	笠間市障害者自立支援協議会 副会長	森 敦子	◎
	笠間市高齢者クラブ連合会 会長	平本 増治	
	笠間市身体障害者福祉協会 会長	加藤 泰廣	
関係行政機関の職員	水戸保健所 保健指導課長	松本 敦子	
	笠間市立病院 事務局長	友水 邦彦	
	笠間市福祉部長	鷹松 丈人	○

◎委員長 ○副委員長

3. 策定経過

年	日時	内容
平成29年	7月12日	第1回ワーキングチーム会議
	9月～10月	市民意識調査の実施
	10月24日	第1回策定委員会
	11月28日	第2回策定委員会
	12月 日	第2回ワーキングチーム会議
	12月19日	第3回策定委員会
平成30年	月 日	パブリックコメント

4. 住民意識調査の結果概要

平成29年9月に住民の方を対象として実施した、地域福祉に関する意識調査の主な結果について示します。

1. 調査の目的

アンケート調査は、笠間市の地域福祉計画策定の際の参考資料とするために実施しました。

2. 調査設計

- ・調査地域 : 笠間市全域
- ・調査対象者 : 18歳以上の市民の方から無作為で抽出した800人
- ・調査方法 : 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 : 平成29年9月20日(水)～平成29年10月9日(月)

3. 回収結果

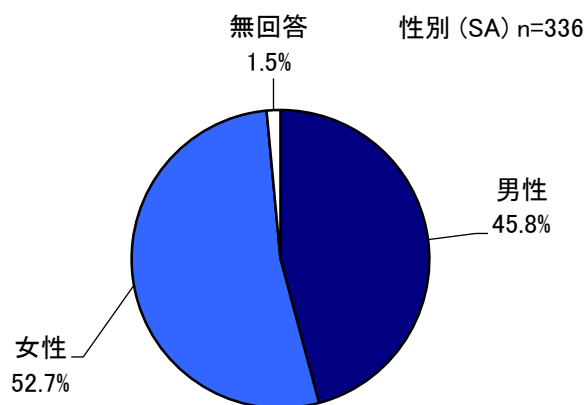
対象件数	回収件数	回収率
800件	336件	42.0%

4. 報告書を見る際の注意点

- (1) 図表の「N (Number of Case)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。
- (2) 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出するため、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 「SA (Single Answer)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しています。
- (4) 「MA (Multiple Answer)」は複数回答で、各設問に対して2つ以上の選択肢の回答を示しています。
- (5) 質問項目に「あてはまるものすべてに○」または「主なもの3つまでに○」とあるものに関しては、1人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、すべての回答比率を合計すると100%を超える場合があります。

1. 回答者の性別

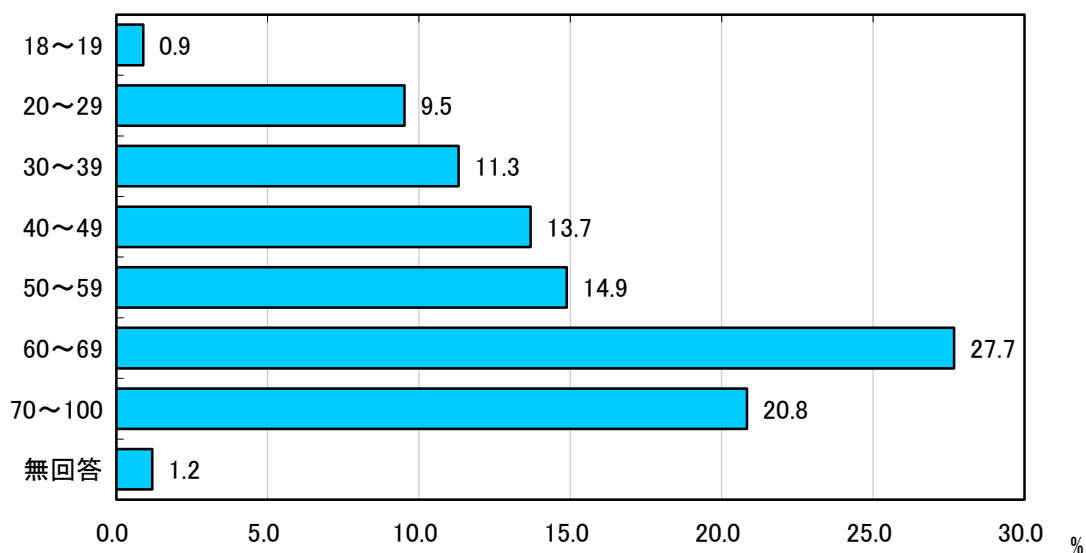
調査の回答者は、男性が45.8%に対して、女性が52.7%と、ほぼ半数の割合となっています。



2. 回答者の年齢

回答者の年齢は、60歳代が27.7%ともっとも多く、また、50歳以上の世代が全体の6割以上を占めています。

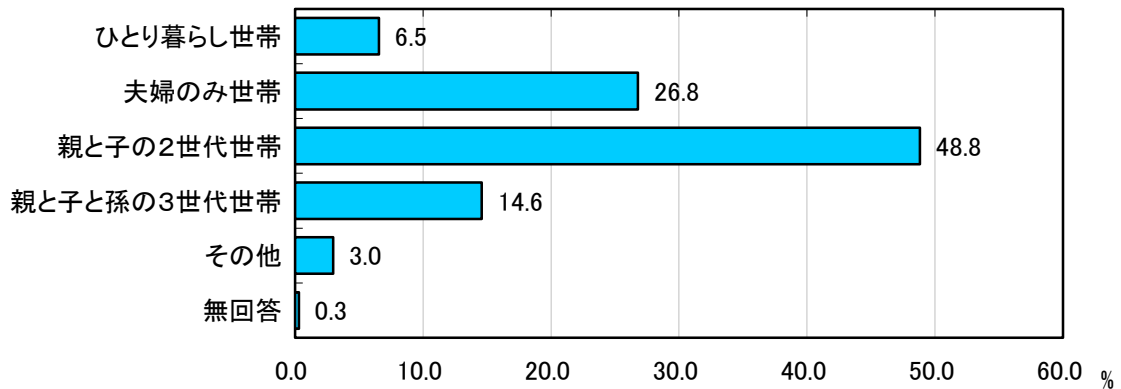
年齢 (数量) n=336



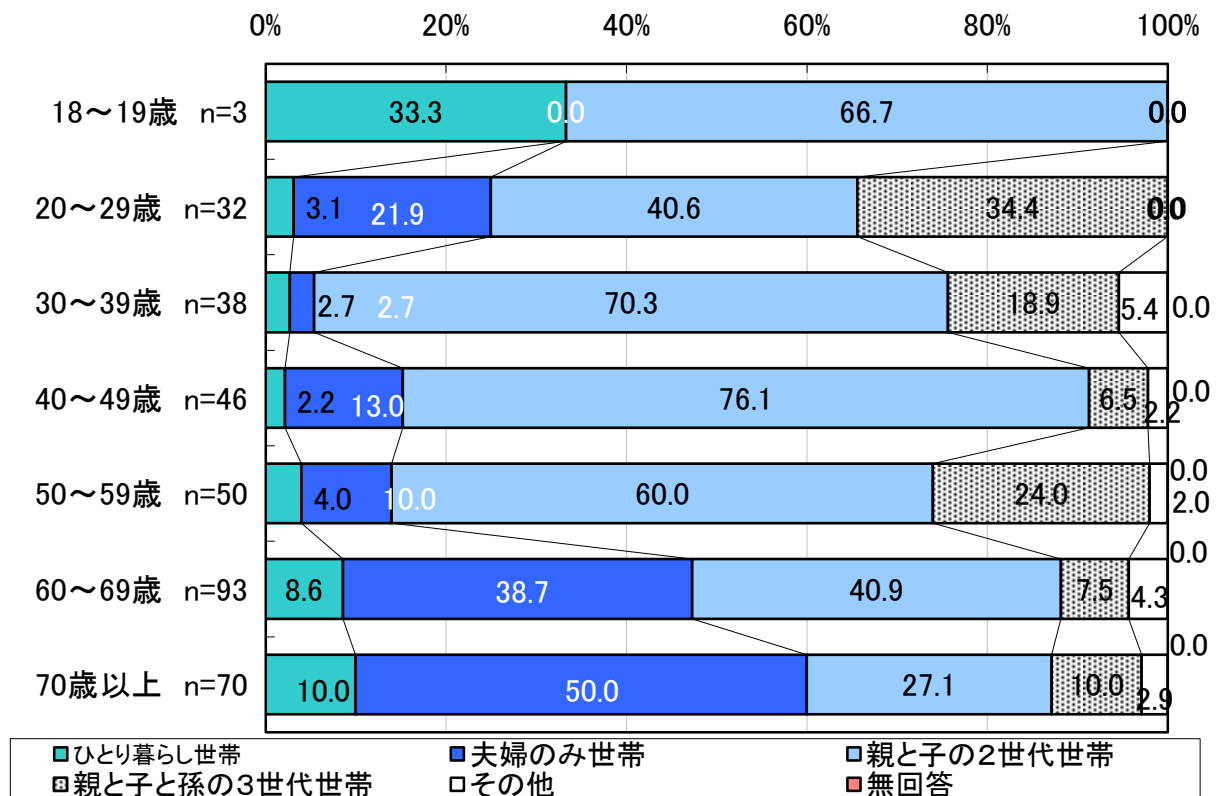
3. 世帯構成

世帯構成は、「親と子の2世代世帯」が48.8%と回答者の約半数を占めています。また、年代別では「ひとり暮らし世帯」または「夫婦のみ世帯」の割合が60歳代から急激に増加し、60歳代で47.3%、70歳以上で6割に達しています。

世帯構成 (SA) n=336



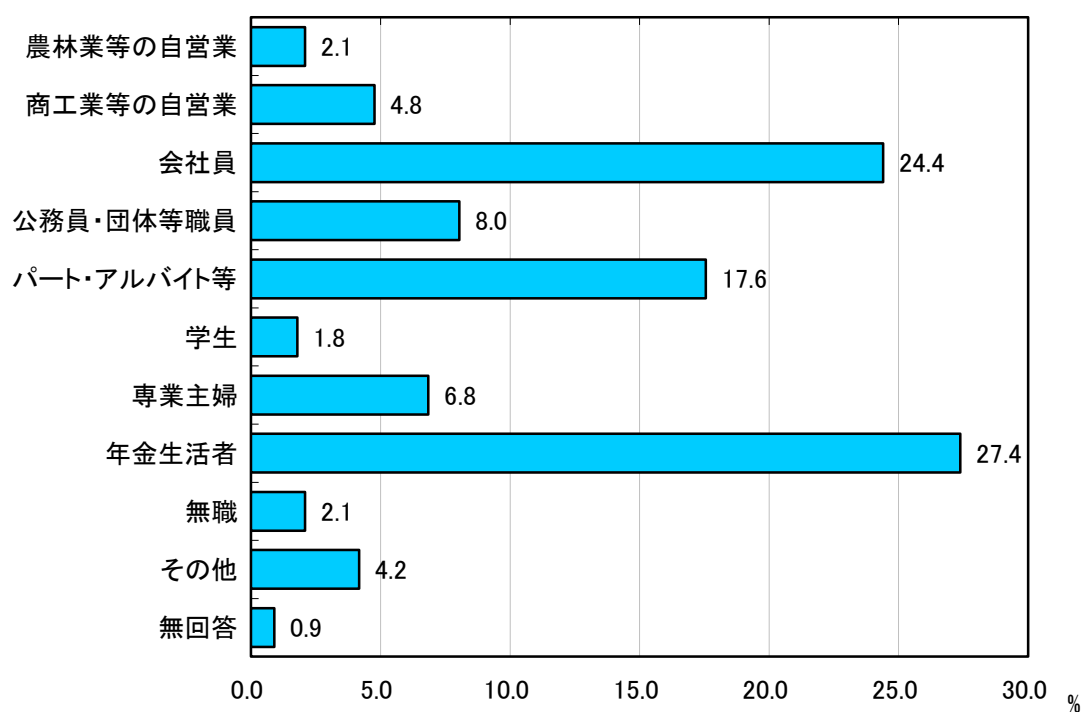
世帯構成と年代



4. 職業

回答者の職業は、「年金生活者」が27.4%、「会社員」が24.4%、次いで「パート・アルバイト等」が17.6%となっています。また、60歳以上の方が全体に占める割合が48.5%のため「年金生活者」の割合が多くなっています。

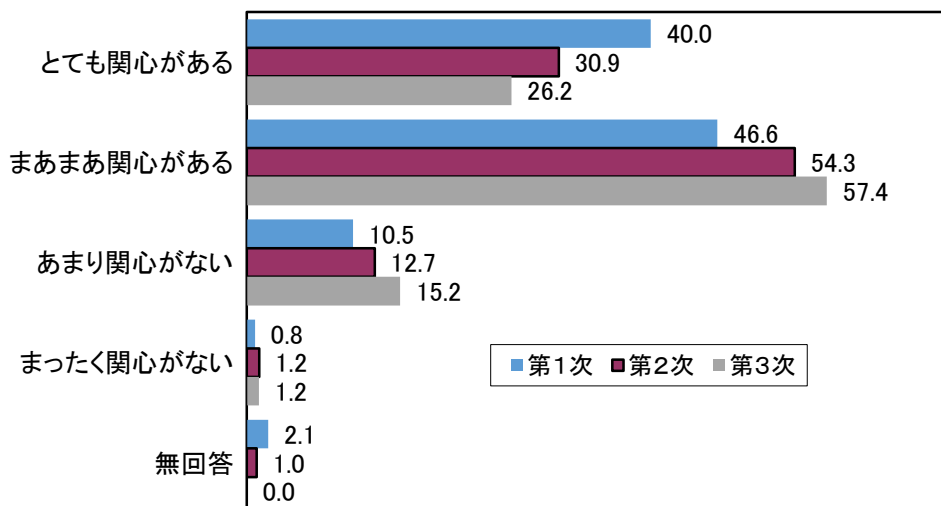
職業 (SA) n=336



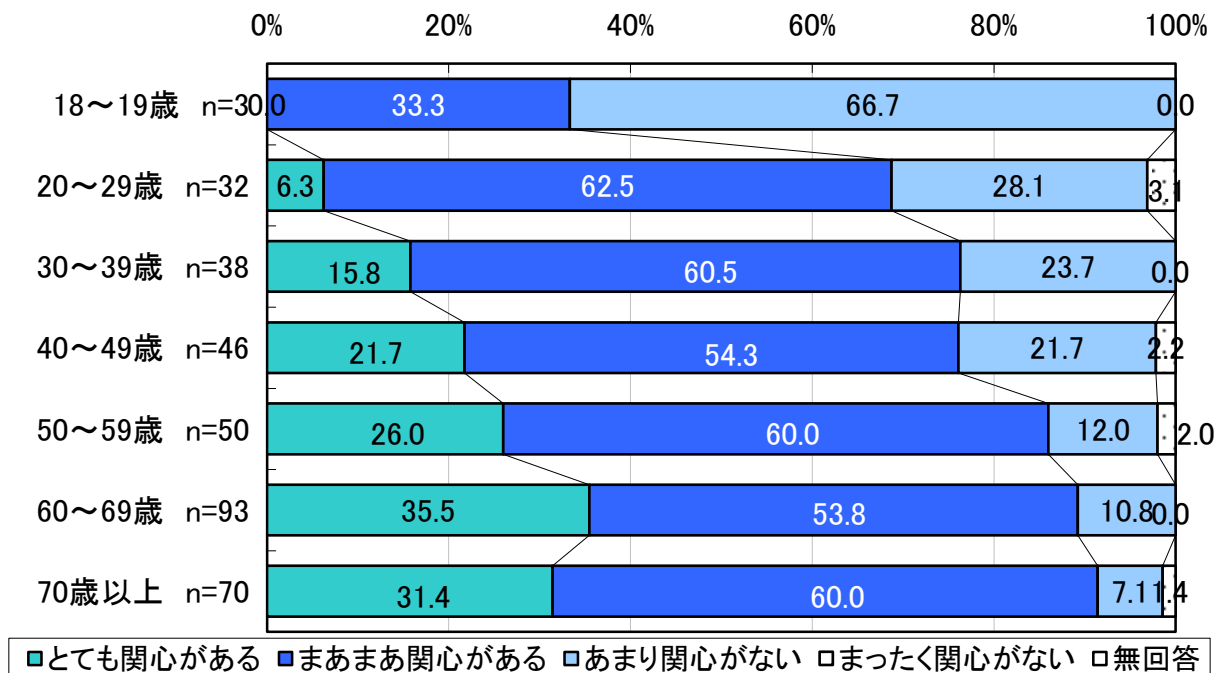
5. 福祉への関心

福祉への関心については、「とても関心がある」が26.2%、「まあまあ関心がある」を含めると83.6%の人が関心を示しています。また、10代を除き全ての年代で高い関心を持たれています。

福祉への関心 第1次=727、第2次=411、第3次=336



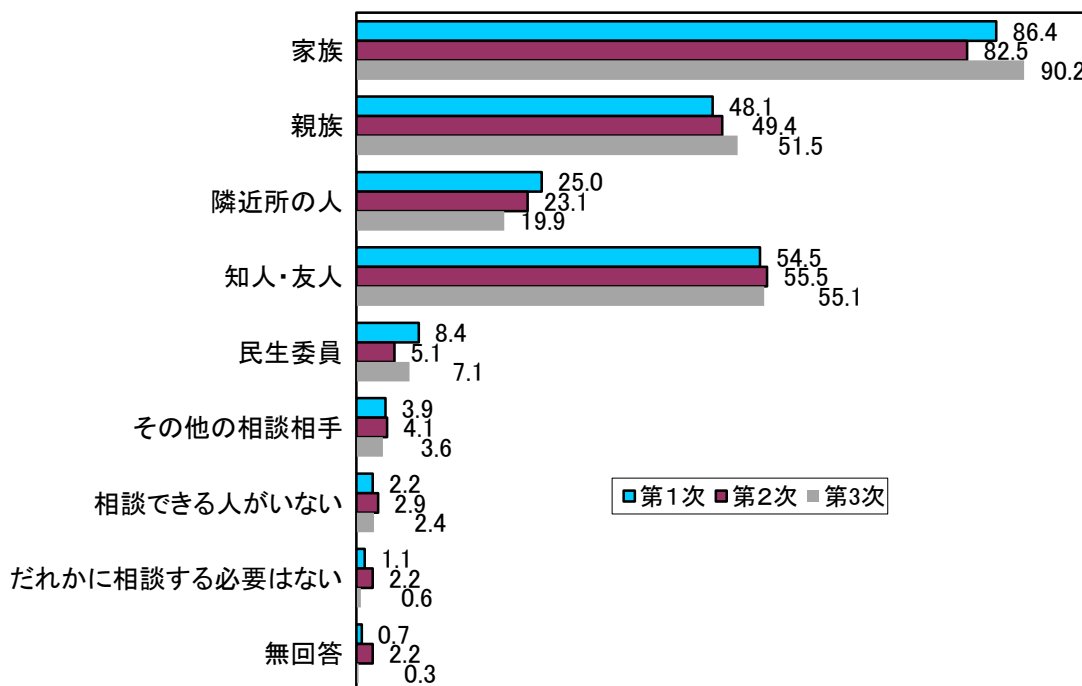
福祉への関心と年代



6. 困ったときの相談相手

困ったときの相談相手は、家族が90.2%でもっとも多く、次いで「友人・知人」、「親族」となっており、前回調査と変わっていません。また、50代以上の年代では「隣近所」の割合が比較的高くなっています。

困ったときの相談相手(MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



困ったときの相談相手と年代

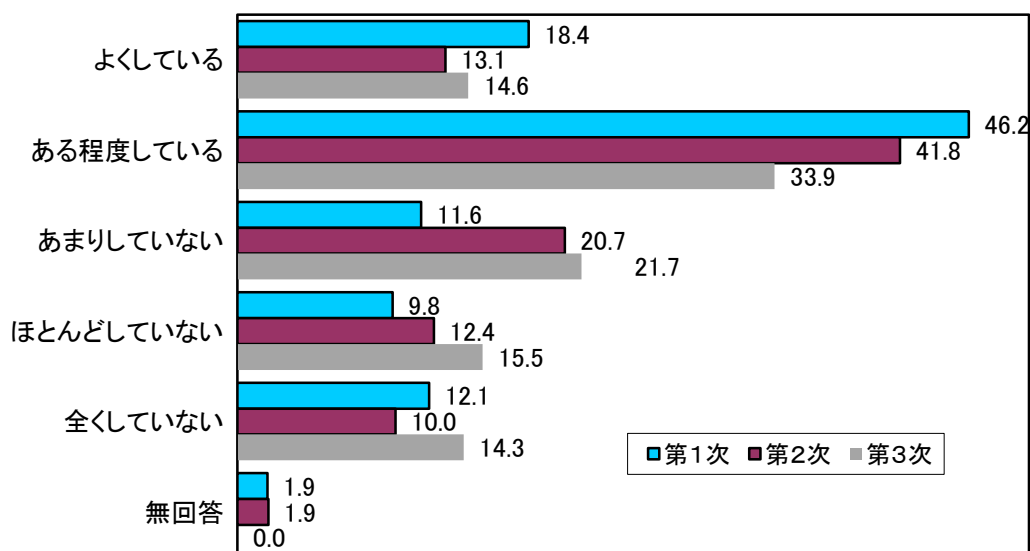
(%)

カテゴリ	家族	親族	隣近所の人	知人・友人	民生委員	その他の相談相手	相談できる人がいない	だれかに相談する必要はない	無回答
18~19歳 n=3	100.0	33.3	—	66.7	—	—	—	—	—
20~29歳 n=32	96.9	34.4	3.1	71.9	—	6.3	—	—	—
30~39歳 n=38	97.4	36.8	7.9	73.7	5.3	—	—	—	—
40~49歳 n=46	91.3	37.0	17.4	65.2	2.2	2.2	4.3	—	—
50~59歳 n=50	94.0	66.0	22.0	58.0	8.0	4.0	4.0	—	—
60~69歳 n=93	82.8	51.6	28.0	43.0	9.7	5.4	2.2	2.2	1.0
70歳以上 n=70	90.0	65.7	25.7	42.9	11.4	2.9	1.4	—	—

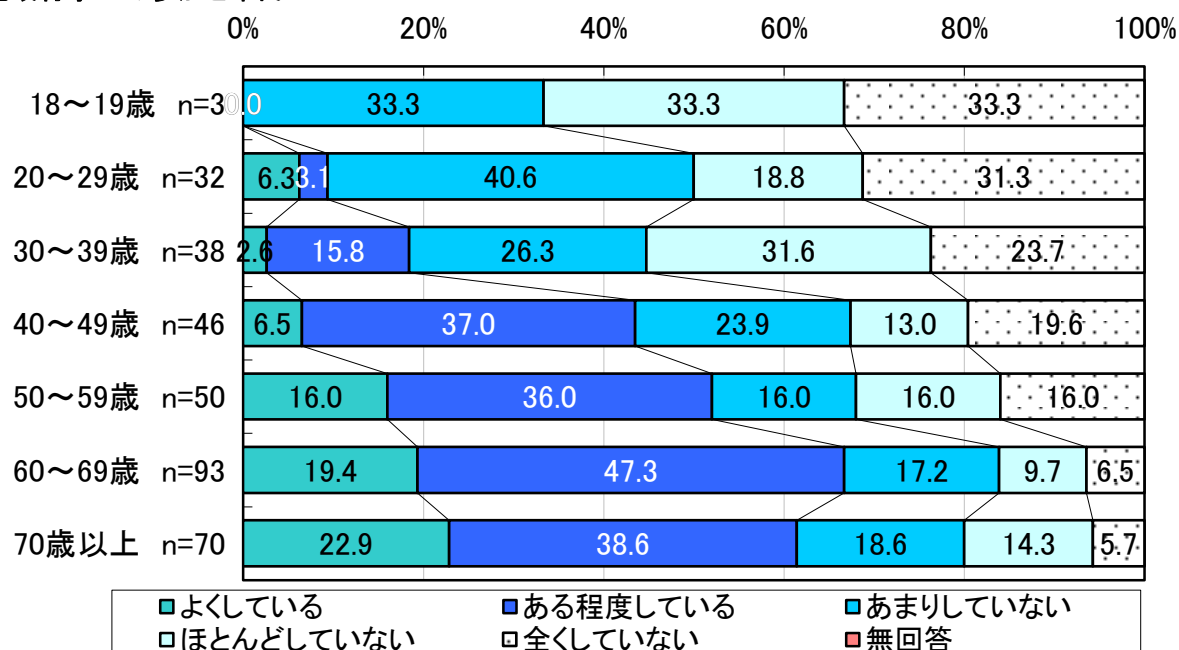
7. 地域行事への参加

地域行事への参加は、「よくしている」が14.6%、「ある程度している」が33.9%で合わせると前回調査より減少していますが、約半数の人が参加していると回答しています。また、「よくしている」「ある程度参加している」人の割合は40代以上で高くなっています。

地域行事への参加の程度 (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



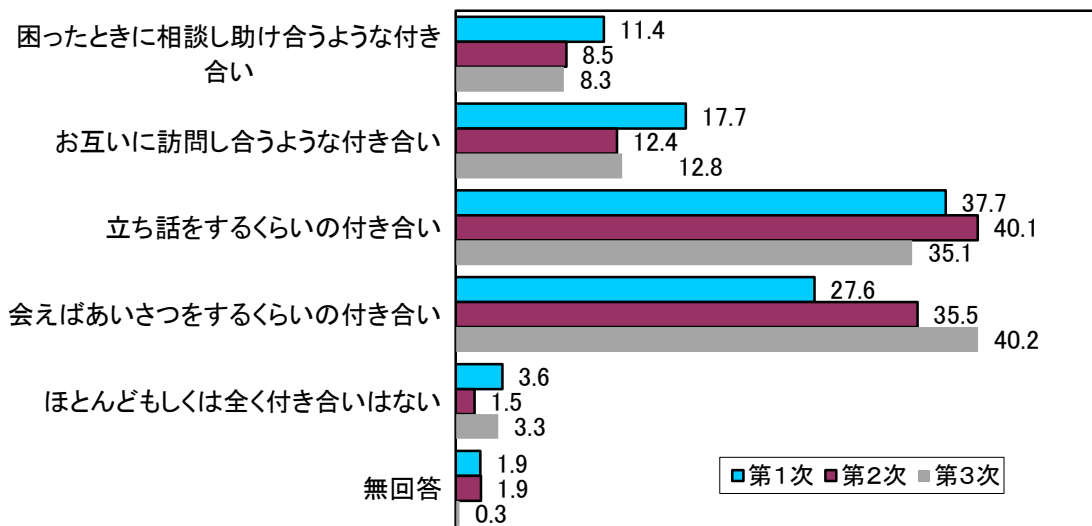
地域行事への参加と年代



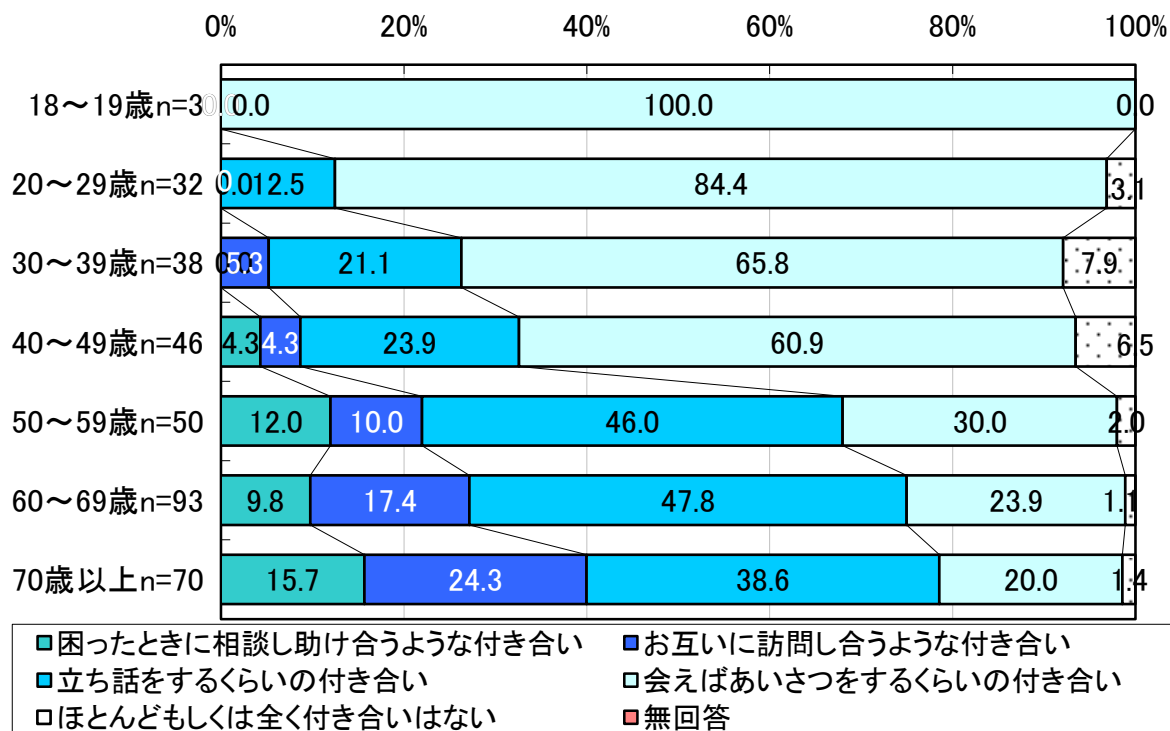
8. 近所付き合い

近所付き合いについては、前回調査以上に「立ち話をするくらいの付き合い」や「会えばあいさつをするくらいの付き合い」が多くなっています。また、年代が高くなるほど、親密な近所付き合いの割合が高くなっています。

近所付き合い (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



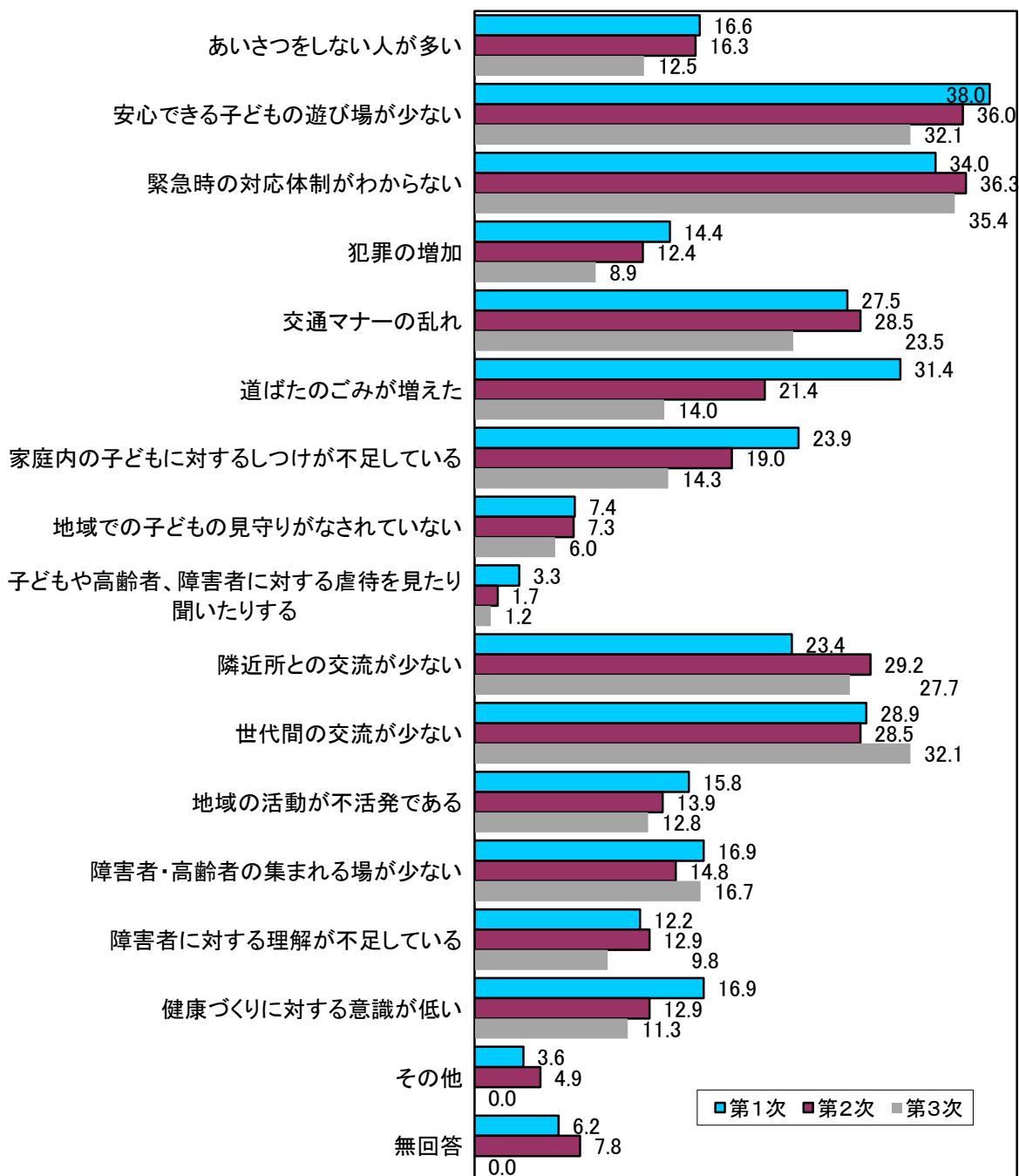
近所付き合い(現状)と年代



9. 地域の課題

地域の課題については、前回調査と比較すると「隣近所との交流が少ない」が1.7%減少し、「緊急時の対応体制がわからない」、「安心できる子どもの遊び場が少ない」「世代間の交流が少ない」が3割以上となっています。また、「道ばたのごみが増えた」、「家庭内の子どもに対するしつけが不足している」、「健康づくりに対する意識が低い」などは減少しています。

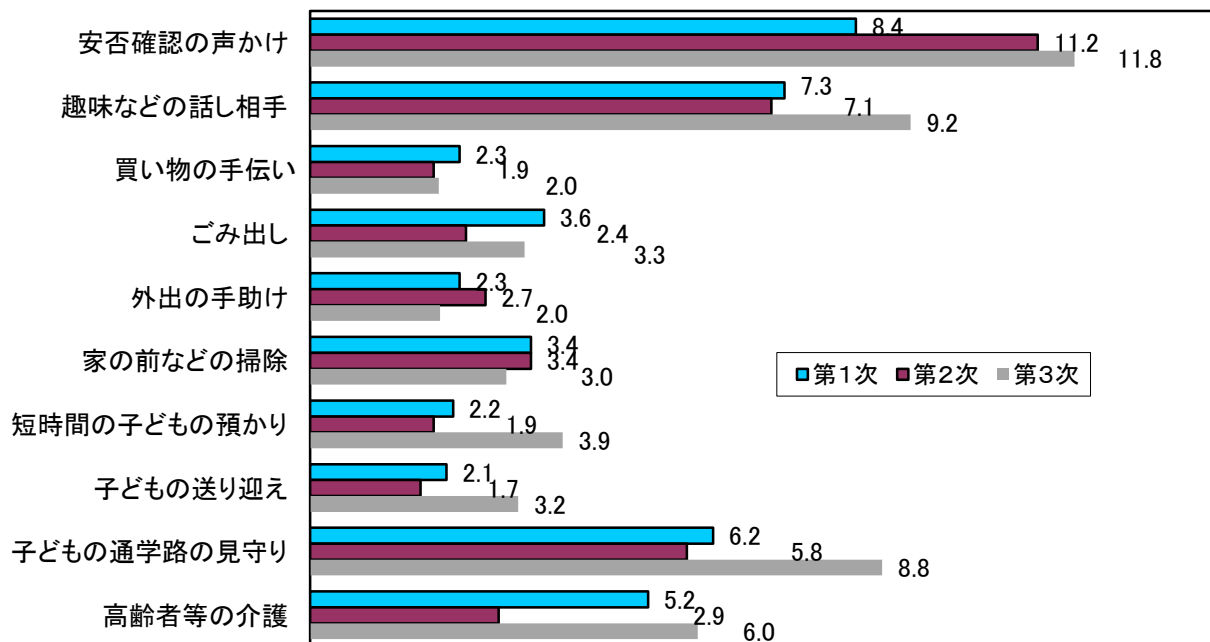
地域の課題(MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



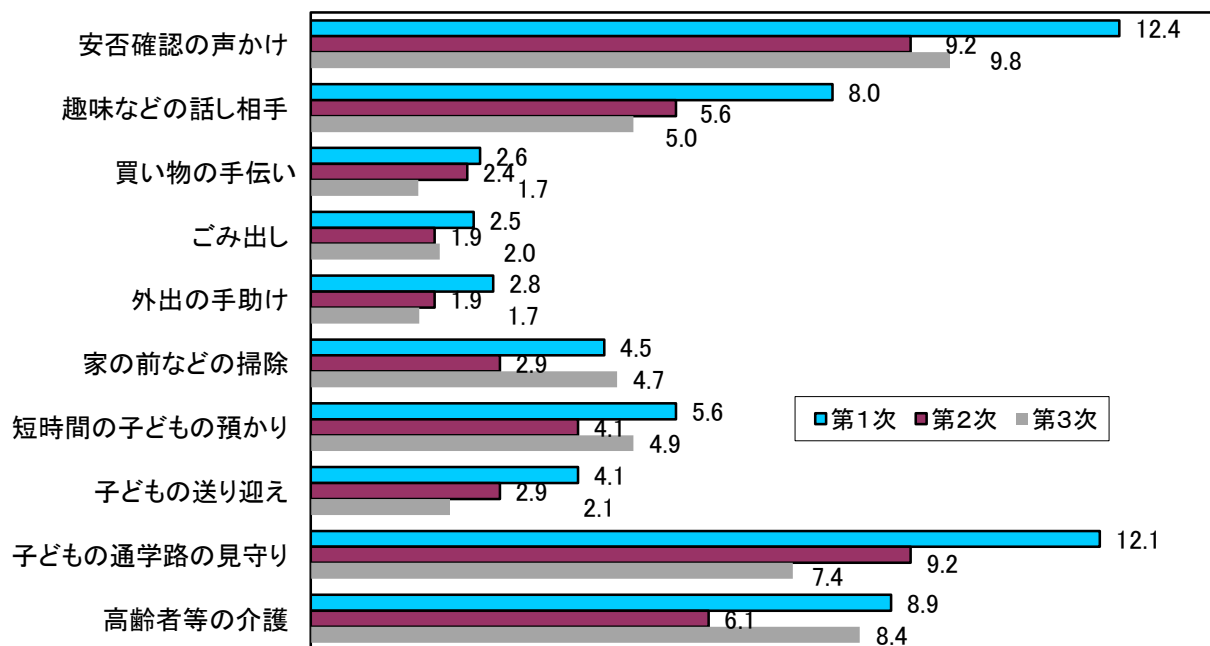
10. 必要な支援・手助け

必要な支援・手助けの現状として、現在助けてもらっていることは、「安否確認の声かけ」、「趣味などの話し相手」、「子どもの通学路の見守り」等が比較的高く、とりわけ「趣味などの話し相手」は前回調査より2.1%増加しました。今後助けてほしいことでは、「安否確認の声かけ」や「子どもの通学路の見守り」「高齢者の介護」が多くなっています。

助けてもらっていること (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



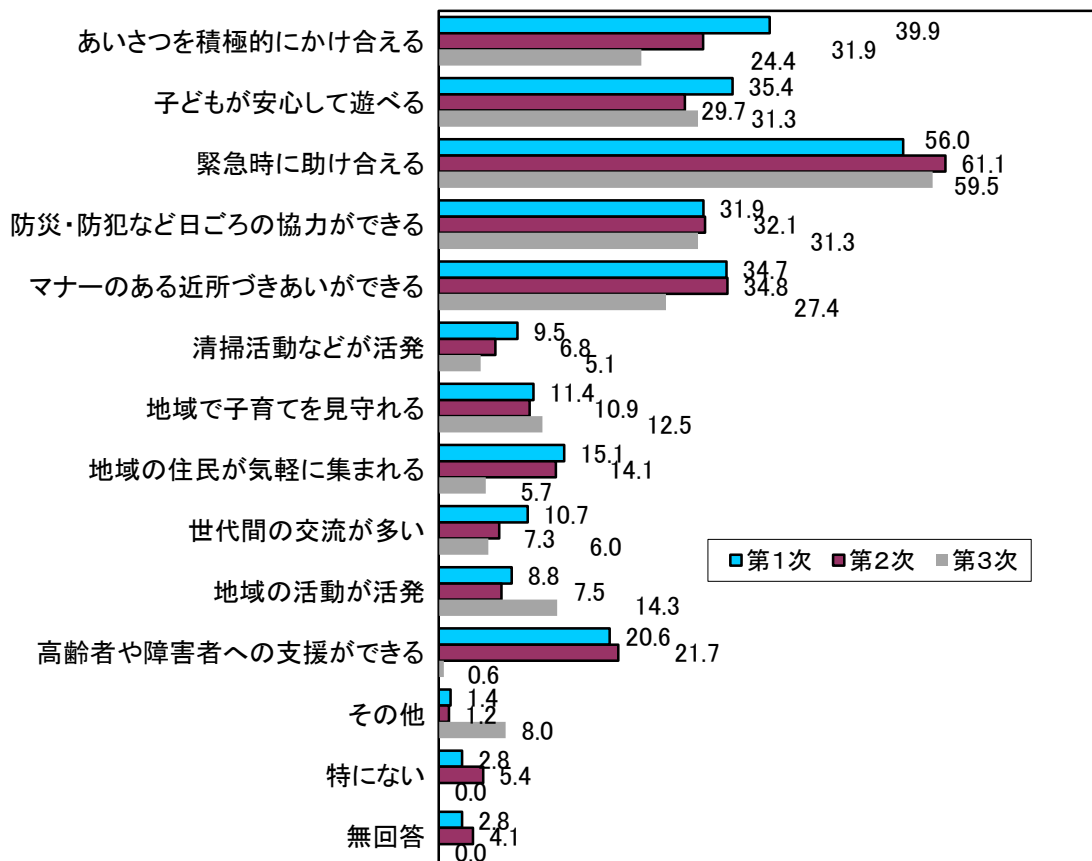
助けてほしいこと (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



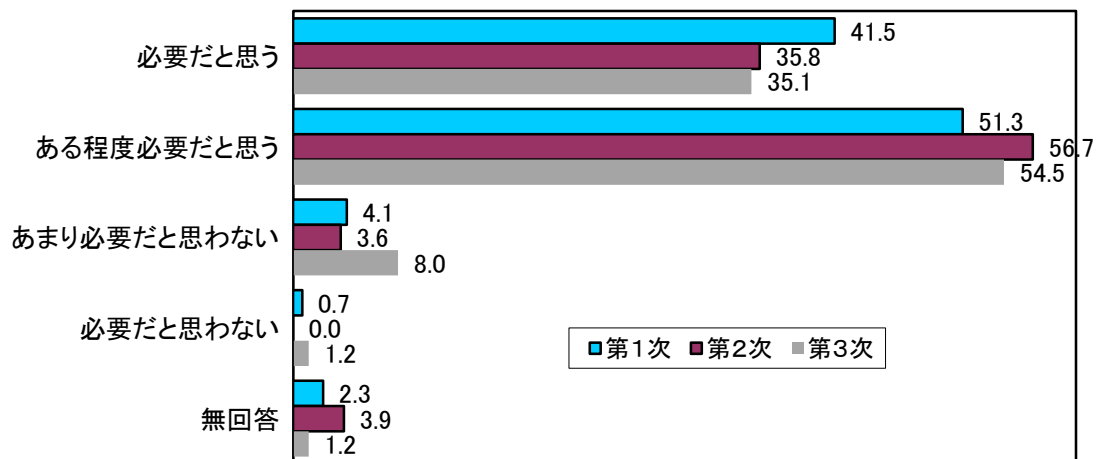
11. 地域に望むこと

地域に望むことに関しては、「緊急時に助け合える」が59.5%ともっとも多く、「防災・防犯など日ごろの協力ができる」、「マナーのある近所づきあいができる」が3割以上となっています。また、住民相互の協力について、「必要だと思う」、「ある程度必要だと思う」と必要性を感じている人が約9割となっています。

地域に望むこと (MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



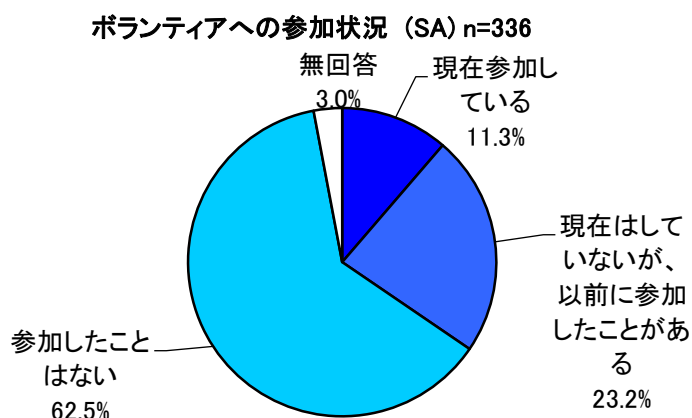
住民相互の協力 (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



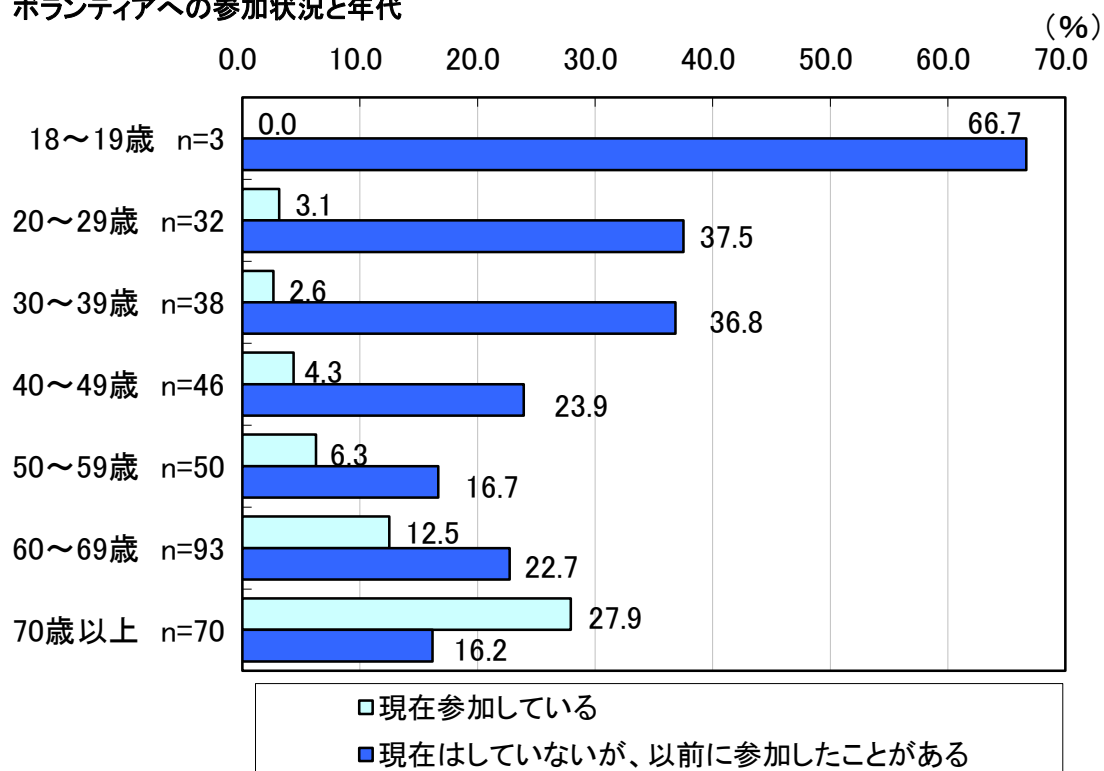
12. ボランティアへの参加状況

ボランティアへの参加は、「現在参加している」、「現在はしていないが、以前に参加したことがある」を合わせると約4割の人に参加経験があります。

また、年代との関連では、若い年代に、以前に参加した経験が多く、60歳代をピークに年代が高いほど「現在参加している」割合が高くなっています。



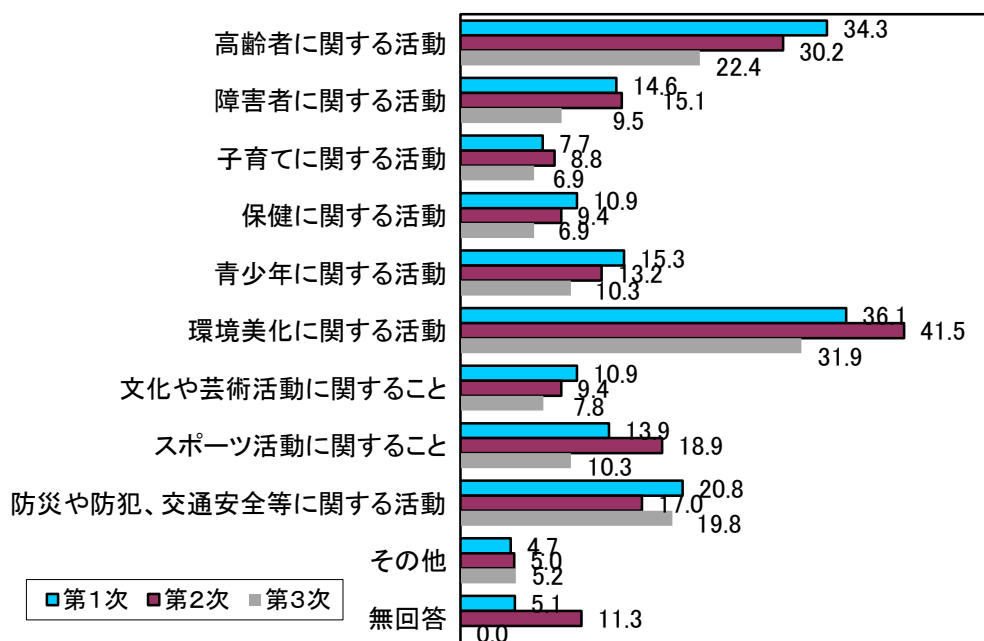
ボランティアへの参加状況と年代



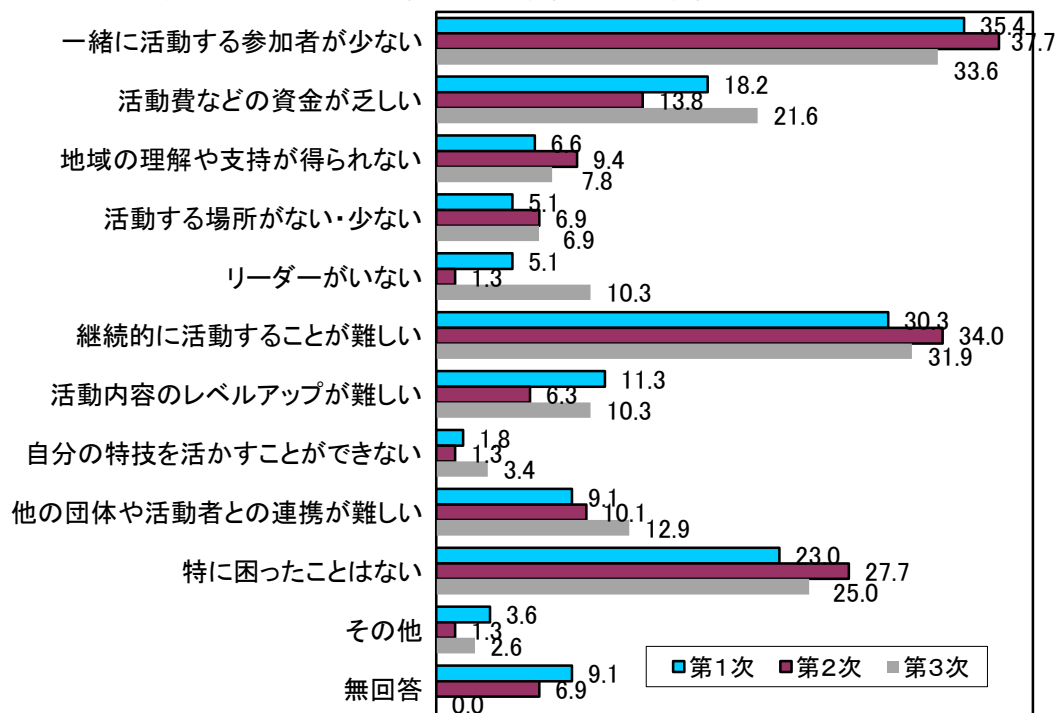
13. ボランティア活動の内容

参加したボランティア活動の内容は、前回調査より「防災や防犯、交通安全等に関する活動」増えています。また、ボランティア活動で困ったこととして「一緒に活動する参加者が少ない」、「継続的に活動することが難しい」等が挙げられ「活動費などの資金が乏しい」「リーダーがいない」が大きく増加しています。

ボランティア活動の内容 (MA) 第1次=274、第2次=159、第3次=116



ボランティア活動で困ったこと (MA) 第1次=274、第2次=159、第3次=116

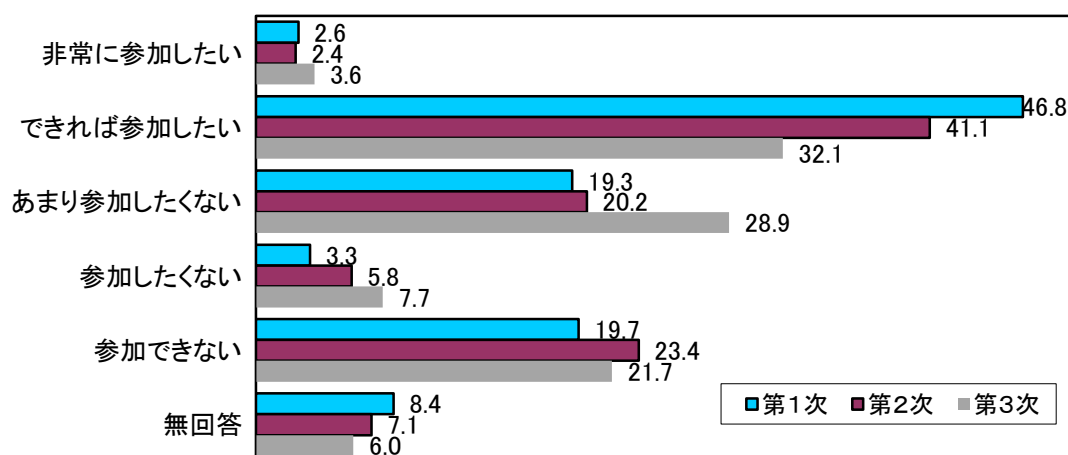


14. 今後のボランティア活動

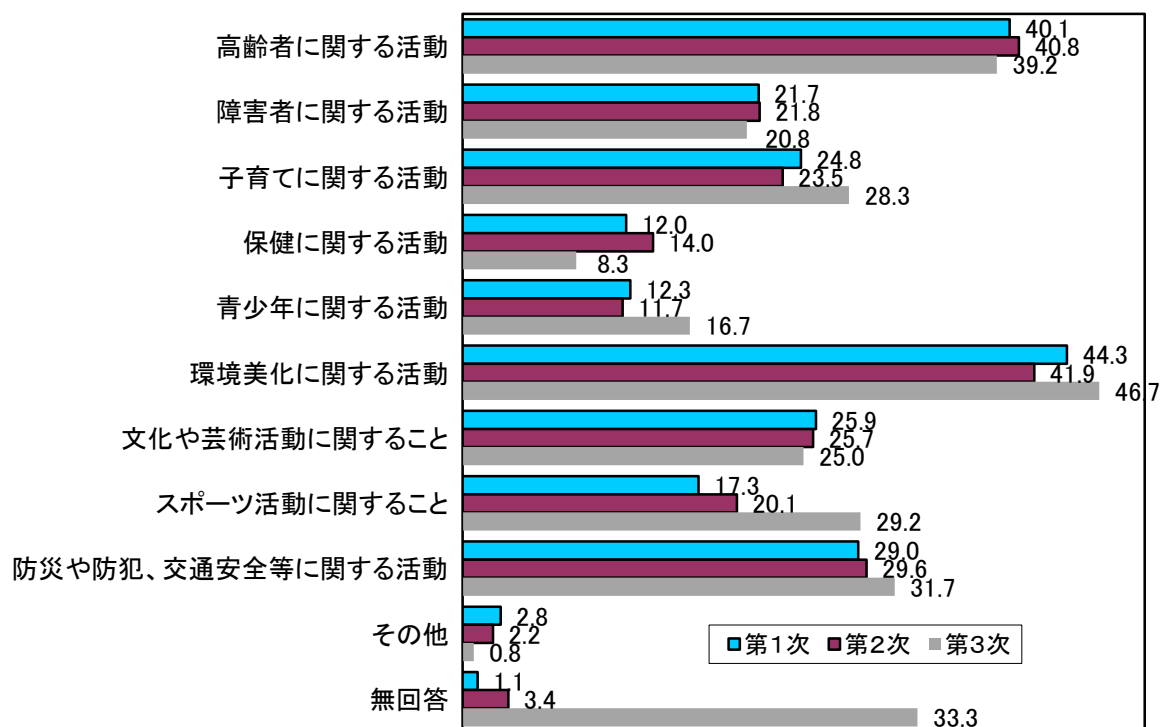
今後のボランティア活動への参加については、約4割の人が参加への意向を示していますが、「あまり参加したくない」「参加したくない」が前回調査よりも増加しています。

希望する活動内容は、「環境美化に関する活動」と「高齢者に関する活動」が約4割以上と前回調査同様に多い傾向にあります。また、「スポーツ活動に関すること」が大きく増えています。

今後のボランティア活動参加意向 (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



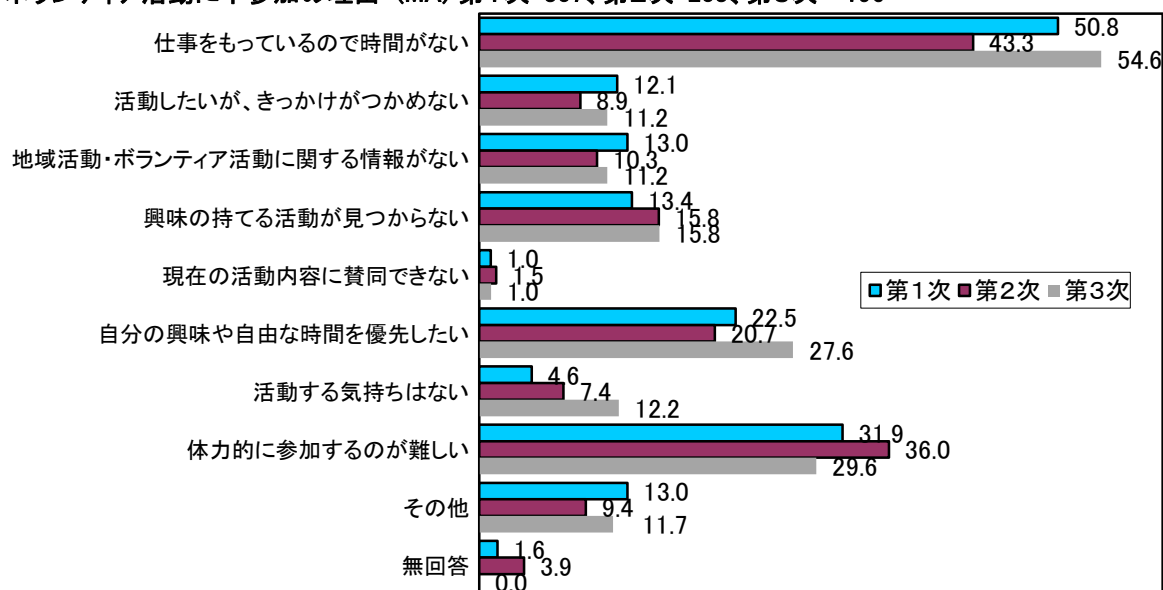
今後のボランティア活動の希望内容 (MA) 第1次=359、第2次=179、第3次=120



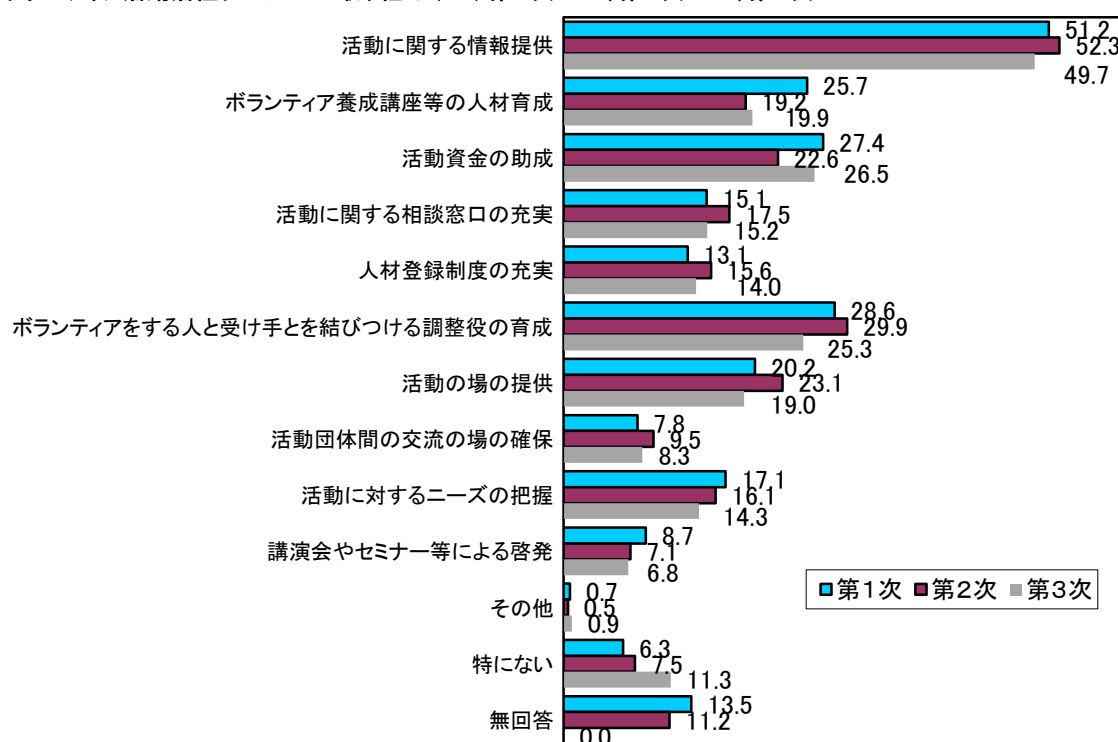
15. ボランティア活動に必要なこと

ボランティア活動に不参加の理由としては、「仕事をもっているので時間がない」が54.6%、次いで「体力的に参加するのが難しい」が29.6%となっています。また、今後活性化のために必要な取り組みとしては、「活動に関する情報提供」が49.7%と約過半数を占めています。

ボランティア活動に不参加の理由 (MA) 第1次=307、第2次=203、第3次=196

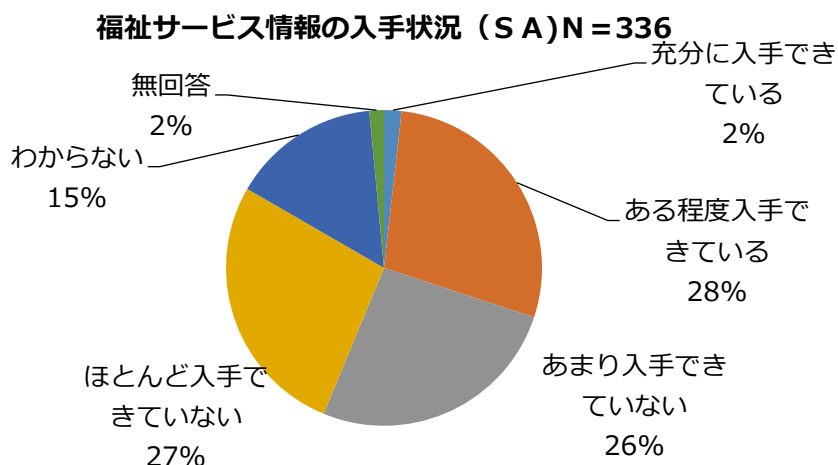


ボランティア活動活性化のための取り組み (MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336

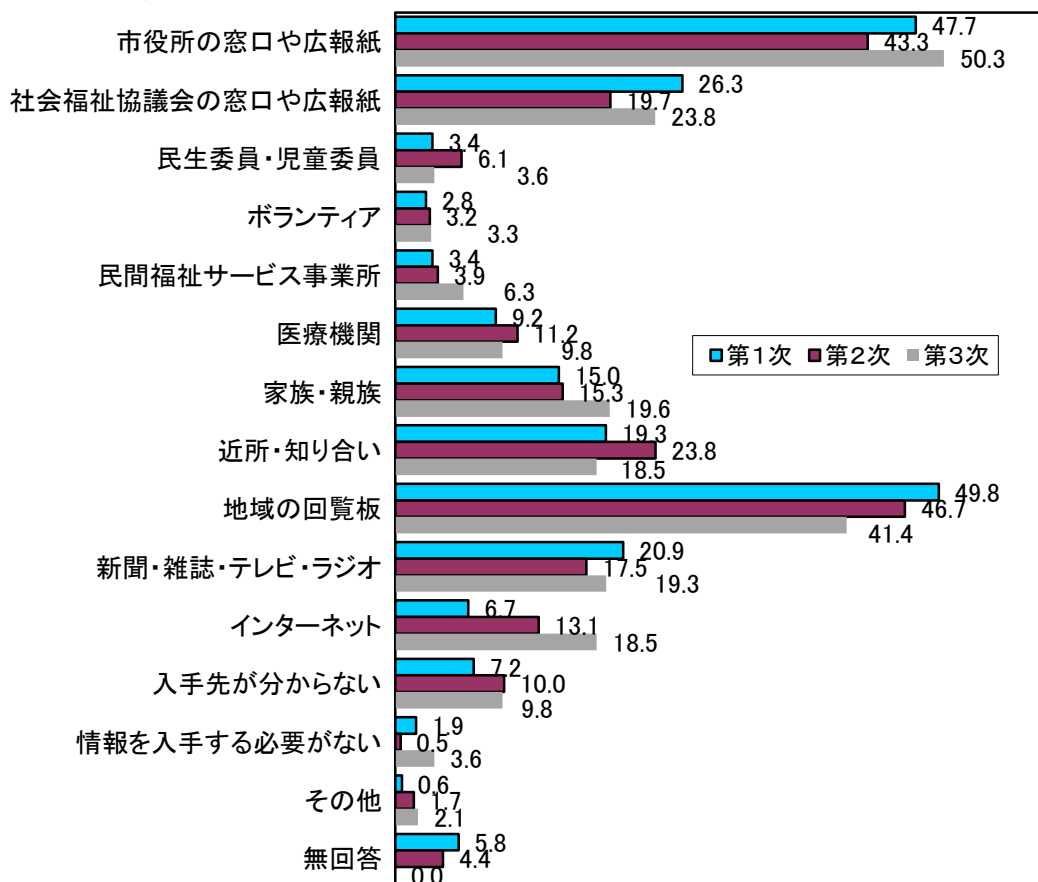


16. 福祉サービスに関する情報

福祉サービスの情報について、「充分に入手できている」及び「ある程度入手できている」を合わせて、入手できていると回答した人は3割となっています。また、情報入手源としては、「地域の回覧板」及び「市役所の窓口や広報紙」が共に4割以上となっています。



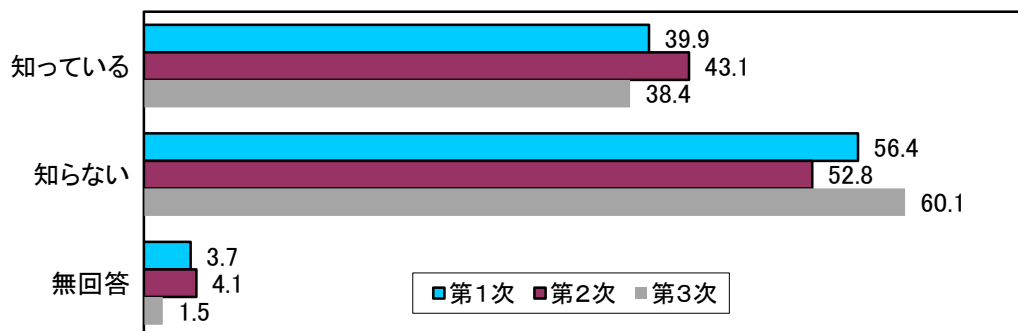
福祉サービスの情報入手源 (MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



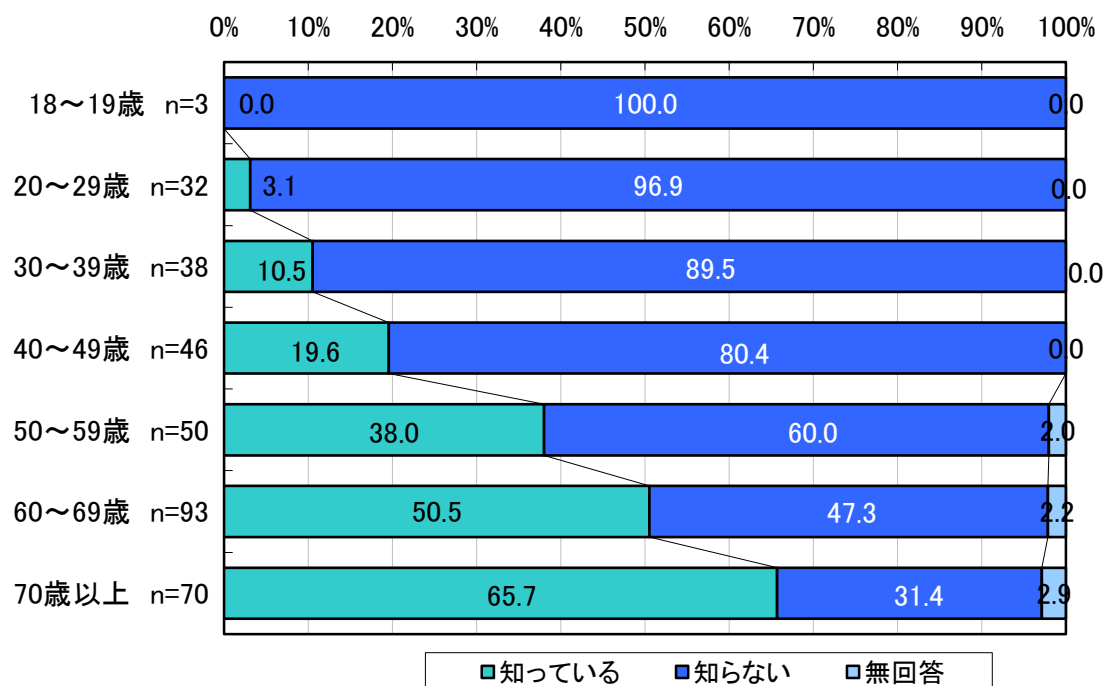
17. 民生委員について

住んでいる地区の民生委員について、「知っている」が38.4%と前回調査より減少し、「知らない」と回答する人が、60.1%います。また、年代が上がるほど「知っている」割合が高くなり、60歳代以上では過半数の人が「知っている」と回答しています。

民生委員の認知度 (SA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



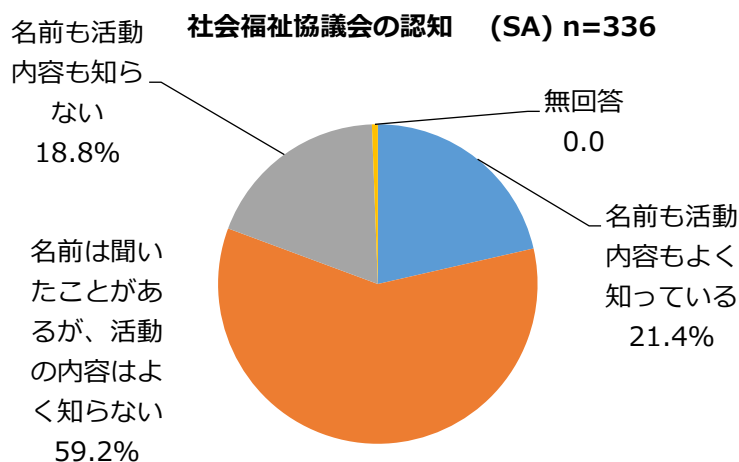
民生委員の認知度と年代



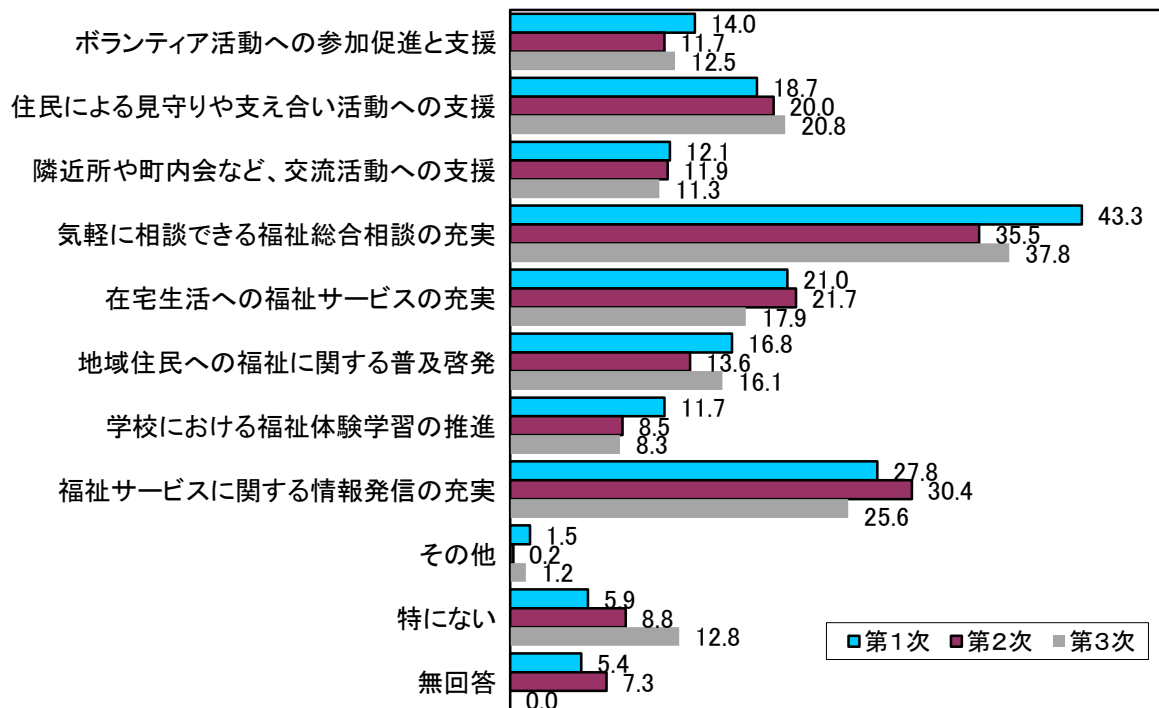
18. 市社会福祉協議会について

市社会福祉協議会については、「名前も活動内容もよく知っている」人は21.4%で、「名前は聞いたことがあるが、活動の内容はよく知らない」という人が59.2%となっています。

今後の市社会福祉協議会への希望としては、「住民による見守りや支え合い活動への支援」、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」「福祉サービスに関する情報発信の充実」などが希望されています。



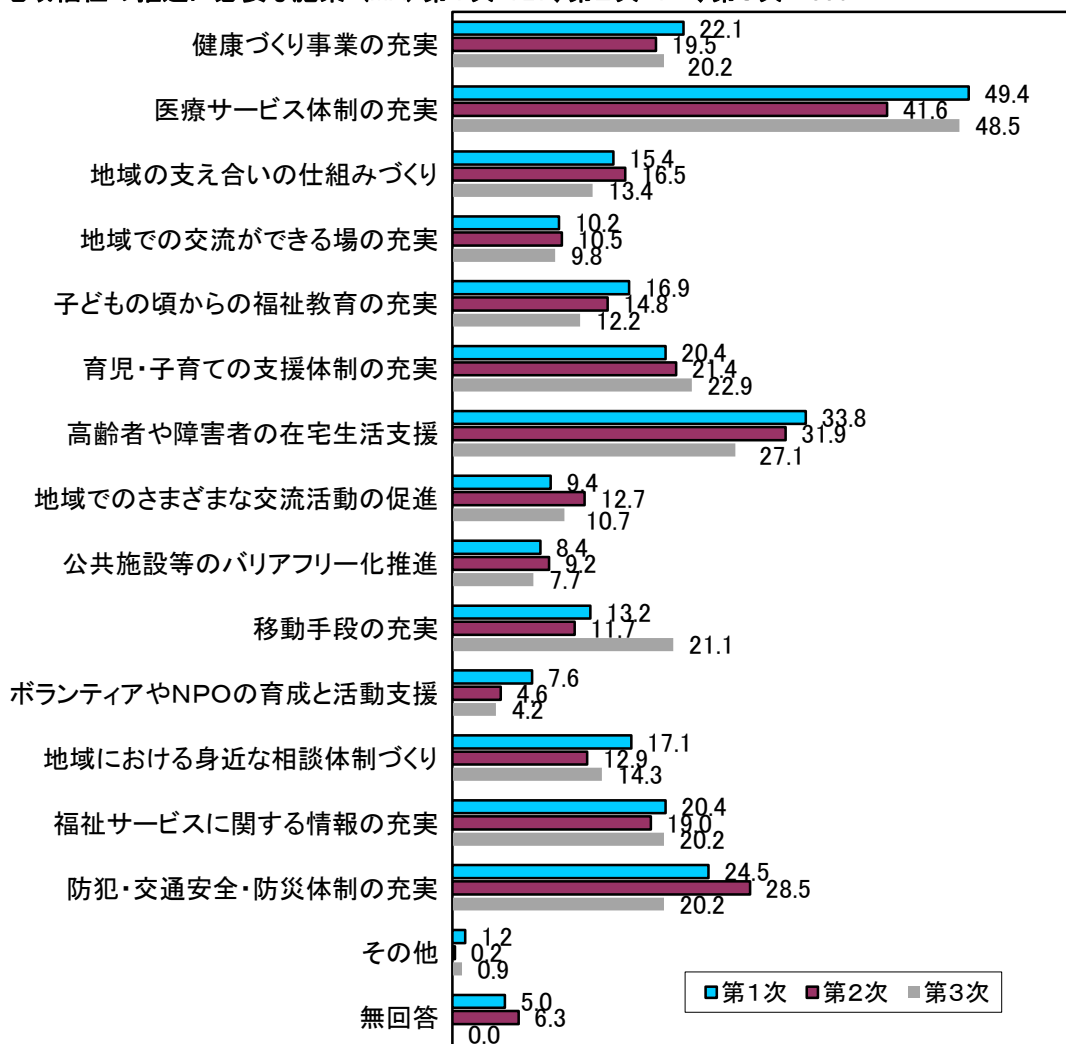
社会福祉協議会の行う活動の希望 (MA) 第1次=727、第2次=411、第3次=336



19. 地域福祉の推進に必要な施策

今後、市の地域福祉の推進に必要な施策としては、「医療サービス体制の充実」への要望がもっとも多くなっています。また、前回調査より「健康づくり事業の充実」「医療サービス体制の充実」「育児・子育ての支援体制の充実」「移動手段の充実」「地域における身近な相談体制づくり」「福祉サービスに関する情報の充実」が増加しました。

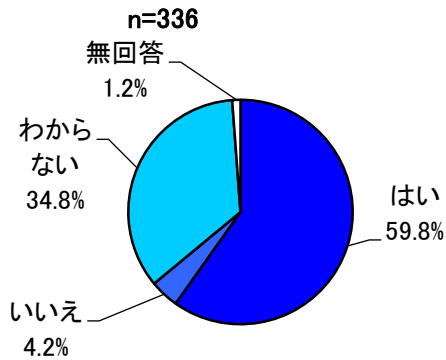
地域福祉の推進に必要な施策（MA）第1次=727、第2次=411、第3次=336



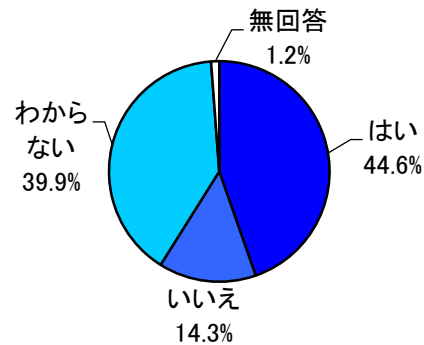
20. 防災について

自主防災組織の必要性について、59.8%の方が「はい」と回答し、「いいえ」と回答したのは、わずか4.2%でした。また、防災訓練の参加意向については、44.6%が参加の意向を示しています。

自主防災組織の必要性 (SA)



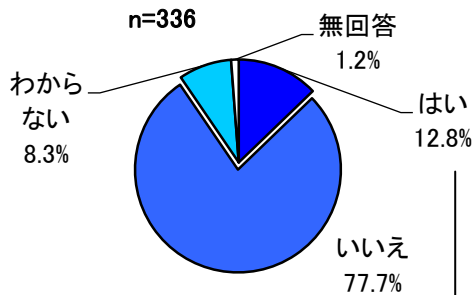
防災訓練の参加意向 (SA) n=336



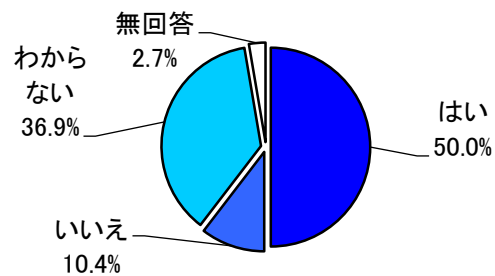
21. 緊急時の支援状況

緊急時に避難所への手助けが必要だと回答した人は12.8%，その中で「手助けを頼めない」又は「わからない」と回答した人は合わせて半数以上となっています。また、緊急時に手助けが出来ると回答した人は半数となっています。

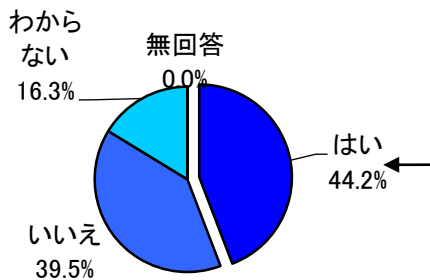
避難所への手助けが必要か (SA)



手助けができますか (SA) n=336



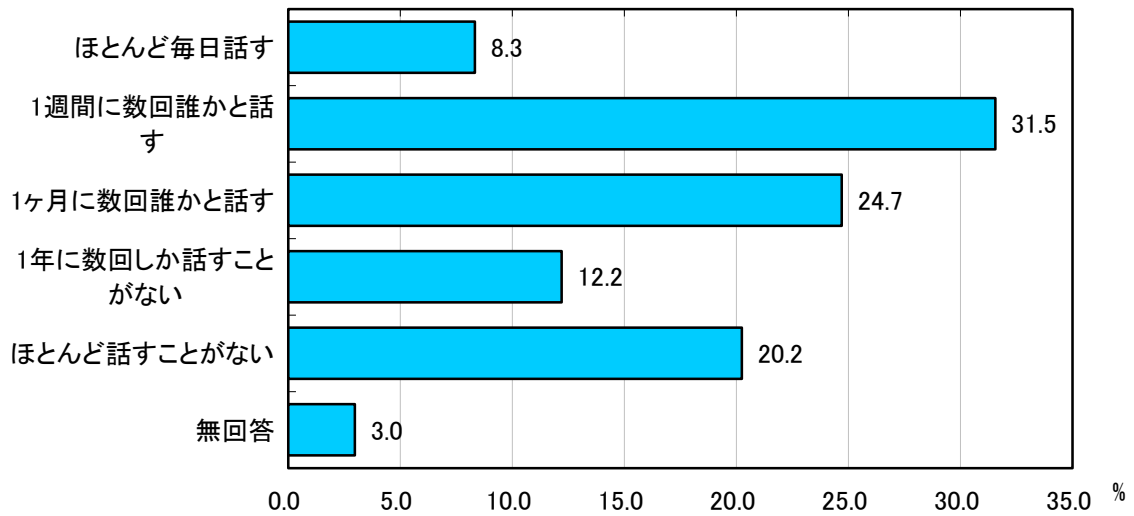
手助けを頼めますか (SA) n=43



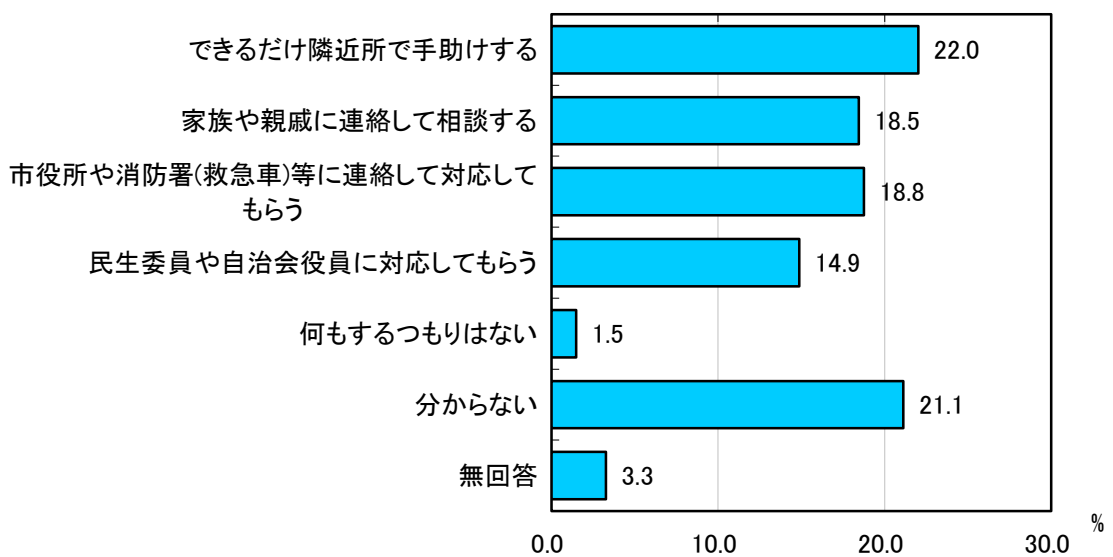
2.2. 日ごろ近所の方との会話程度

日ごろ近所の方との会話では、ほとんど毎日話す方は 8.3%、ほとんど話をしない方が 20.2%でした。また、近所の方が不安が生じたときの対応として何かしら行動をされる方は、74.2%です。

日ごろ近所の方との会話程度 (SA) n=336



近所の方の不安時の対応 (SA) n=336

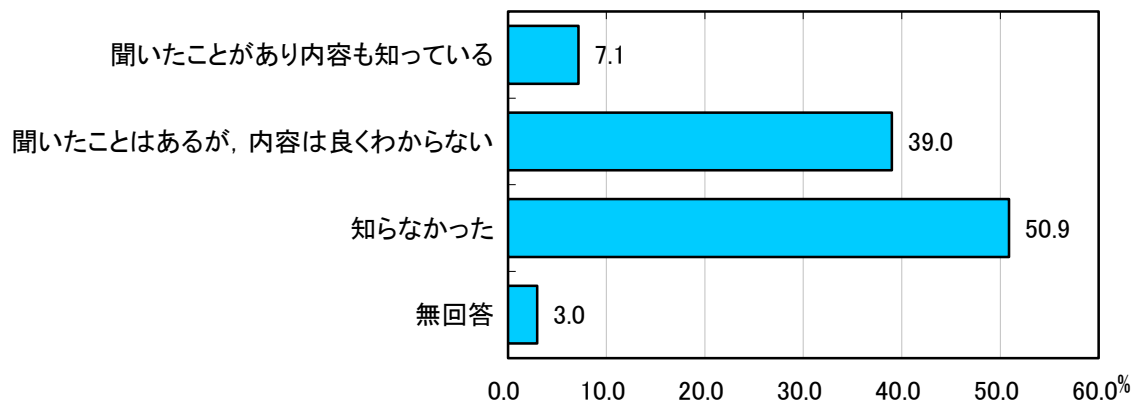


23. 生活困窮者自立支援制度について

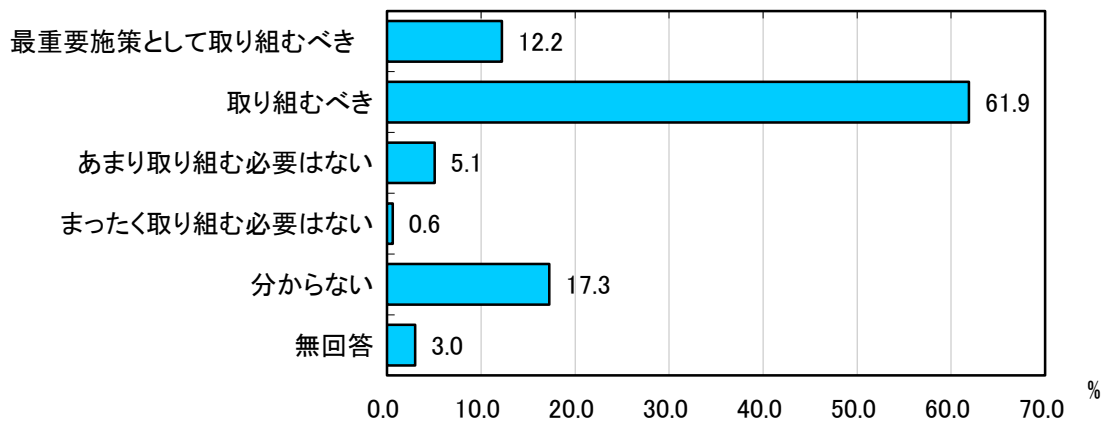
失業や就業活動等の行き詰まり等の諸事情で経済的に生活困窮に陥っている方へ支援を行い、自立促進を目的とした「生活困窮者自立支援法（制度）」の周知については、約半数の方が「知らなかった」と回答しています。また、本制度による支援の必要性について74.1%の方が「最重要課題として取り組むべき」「取り組むべき」と回答されています。

また、相談支援以外の「住居確保支援」「就労準備のための支援」「子どもへの学習支援」についても同様の傾向が見られました。

生活困窮者自立支援法について (SA) n=336



生活困窮者自立支援制度について相談制度の必要性 (SA) n=336



5. 高校生意識調査の結果概要

平成29年9月に笠間市内県立高校の3年生を対象として実施した、地域福祉に関する意識調査の主な結果について示します。

1. 調査の目的

アンケート調査は、今回初めて、高校生の地域福祉に関する意識を確認し、笠間市の地域福祉計画策定の際の参考資料とするために実施しました。

2. 調査設計

- ・調査対象者 : 茨城県立笠間高等学校3年生 157名
茨城県立友部高等学校3年生 84名
- ・調査方法 : 学校に一任しました。
- ・調査期間 : 平成29年9月（学校に一任しました）

3. 回収結果

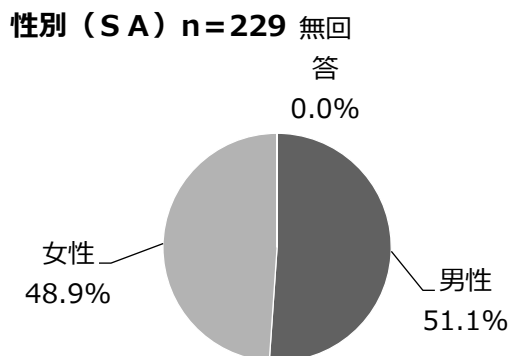
対象件数	回収件数	回収率
241件	229件	95.0%

4. 報告書を見る際の注意点

- (1) 図表の「N (Number of Case)」は、質問項目に対する回答者数を表しています。
- (2) 回答比率は百分率(%)で表し、小数点第2位を四捨五入して算出するため、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 「SA (Single Answer)」は単数回答で、各設問について1つの選択肢のみの回答を示しています。
- (4) 「MA (Multiple Answer)」は複数回答で、各設問に対して2つ以上の選択肢の回答を示しています。
- (5) 質問項目に「あてはまるものすべてに○」または「主なもの3つまでに○」とあるものに関しては、1人の回答者が複数の選択肢に回答することができる質問であるため、すべての回答比率を合計すると100%を超える場合があります。

1. 回答者の性別

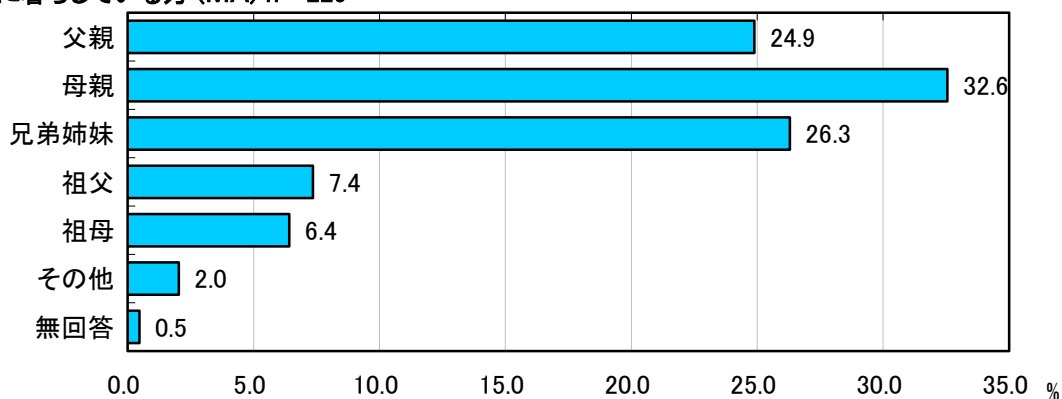
調査の回答者は、男性が51.1%に対して、女性が48.9%と、ほぼ半数の割合となっています。



2. 一緒に暮らしている人について

一緒に暮らしているのは、「母親」「兄弟姉妹」「父親」の順に多くなっています。

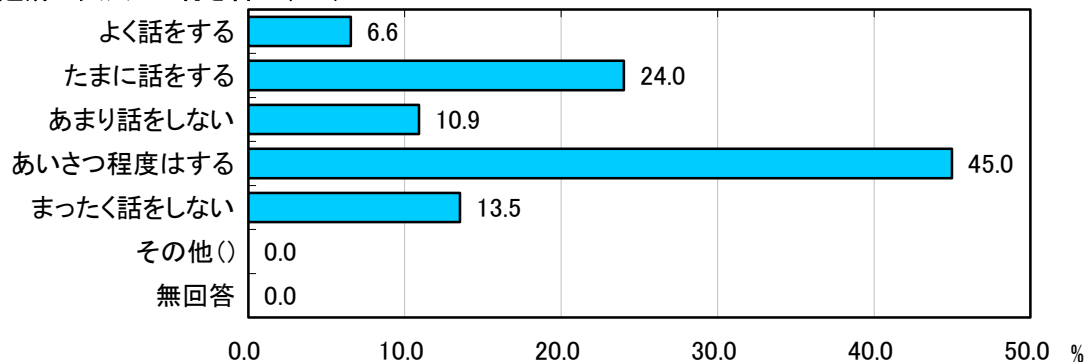
一緒に暮らしている方 (MA) n=229



3. 近所の大人の方との付き合いについて

近所の大人の方とは、「あいさつ程度はする」が45.0%、「たまに話をする」が24.0%でした。「あまり話をしない」「まったく話をしない」が24.4%になりました。

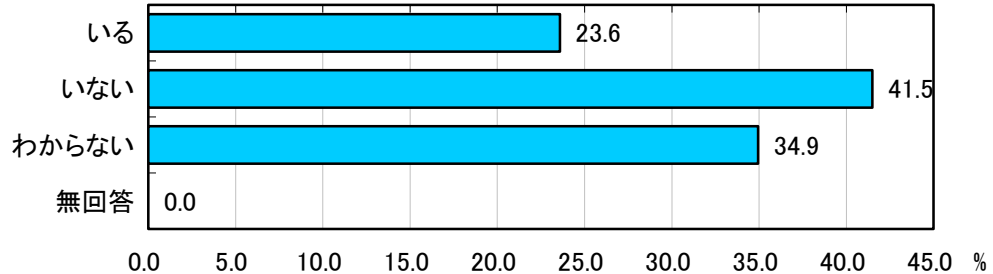
近所の大人の方との付き合い (SA) n=229



4. 身近な人に支援を必要とする方がいるかどうかについて

「いる」と回答された方23.6%いました。

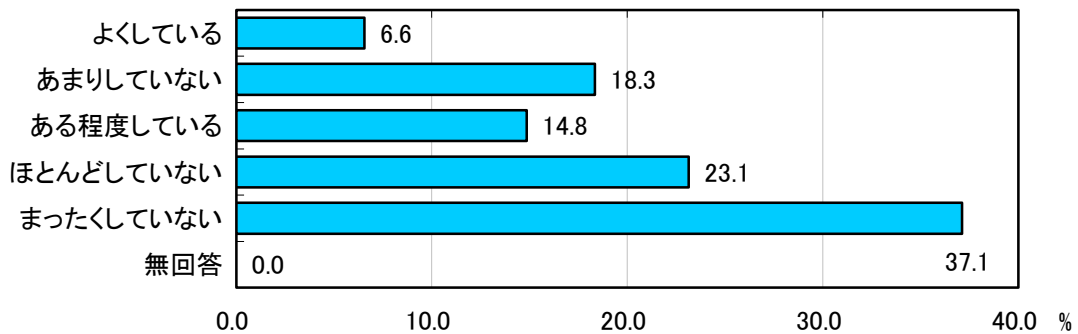
要支援の方がいるか(SA) n=229



5. 地域の行事に参加しているかどうかについて

「よくしている」「ある程度している」と回答された方21.4%、「まったくしていない」が37.1%となっています。

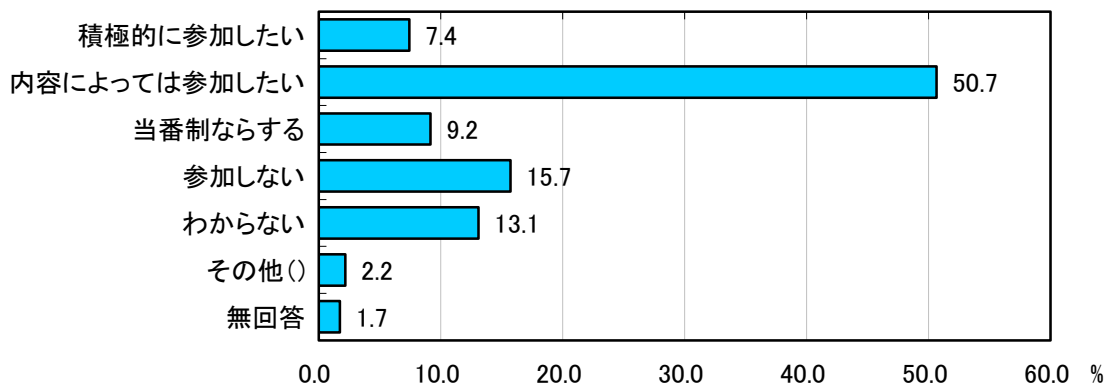
地域の行事への参加(SA) n=229



6. 地域の行事へ参加依頼があったとき

「積極的に参加したい」「内容によっては参加したい」と回答された方が58.1%、「参加しない」が15.7%となっています。

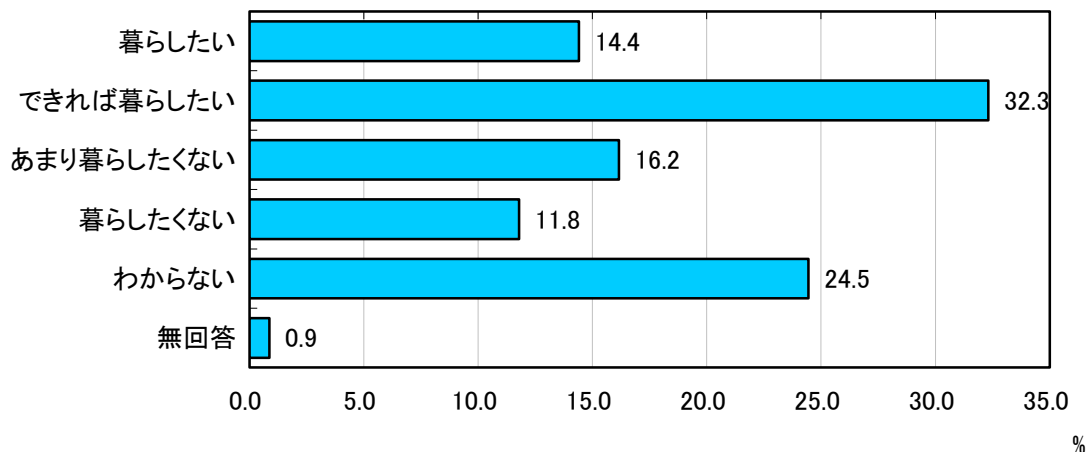
地域行事への参加依頼(SA) n=229



7. 将来も現在の地域で暮らしたいか

「暮らしたい」「出来れば暮らしたい」と回答された方が46.7%、「暮したくない」が11.8%となっています。

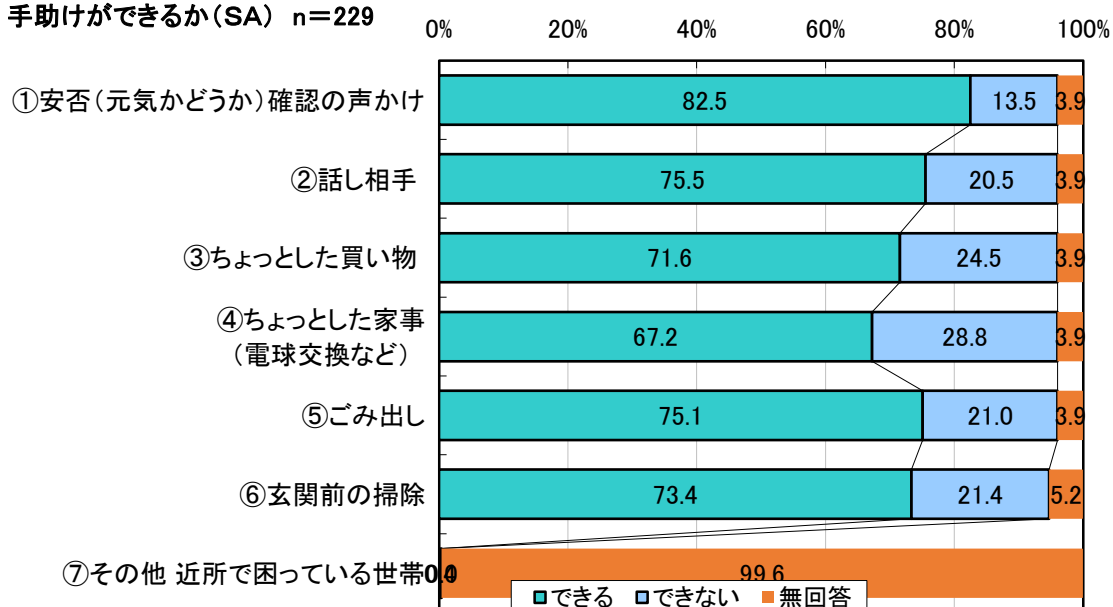
将来現在の地域で暮らしたいか(SA) n=229



8. 手助けを頼まれたときできるか

地域で困っている一人暮らし高齢者などの世帯があり、保護者の了解のもと手助けを頼まれたとき、具体的に例示された内容では約7割以上「できる」となっています。

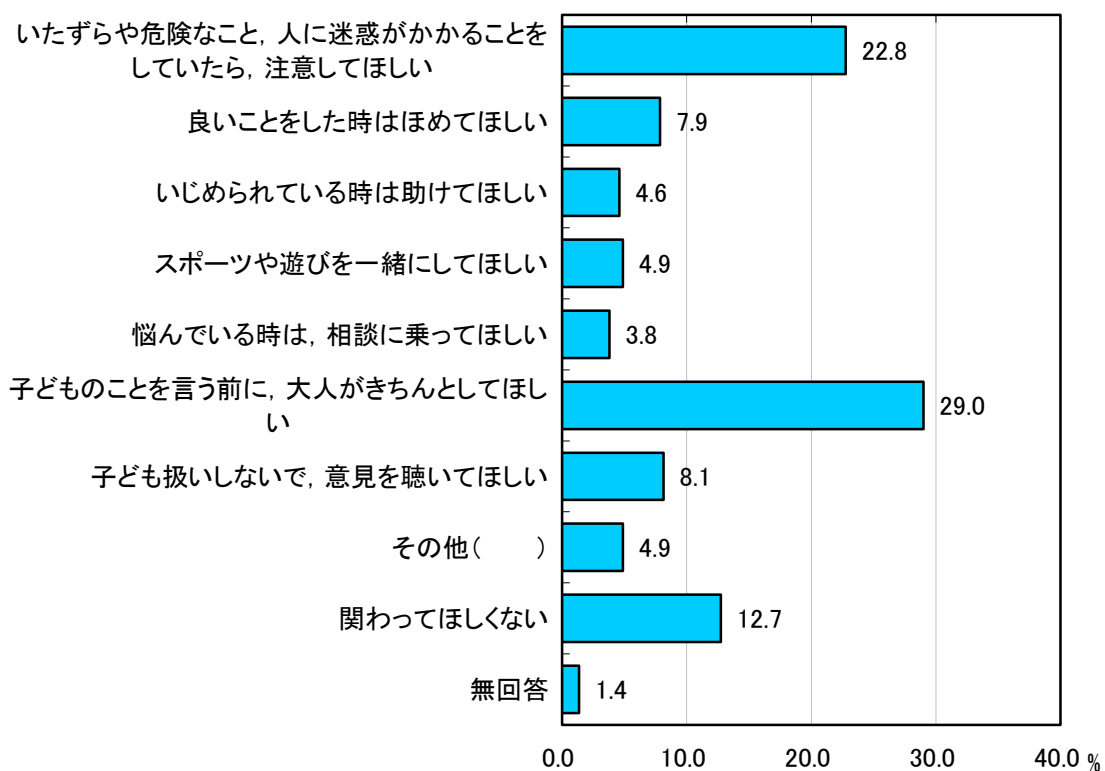
手助けができるか(SA) n=229



9. 大人たちにしてもらいたいこと

地域の大人にしてもらいたいことは「子どものことを言う前に、大人がきちんとしてほしい」が29.0%，次いで「いたずらや危険なこと，人に迷惑がかかることをしていたら，注意してほしい」でした。また，「関わってほしくない」も12.7%ありました。

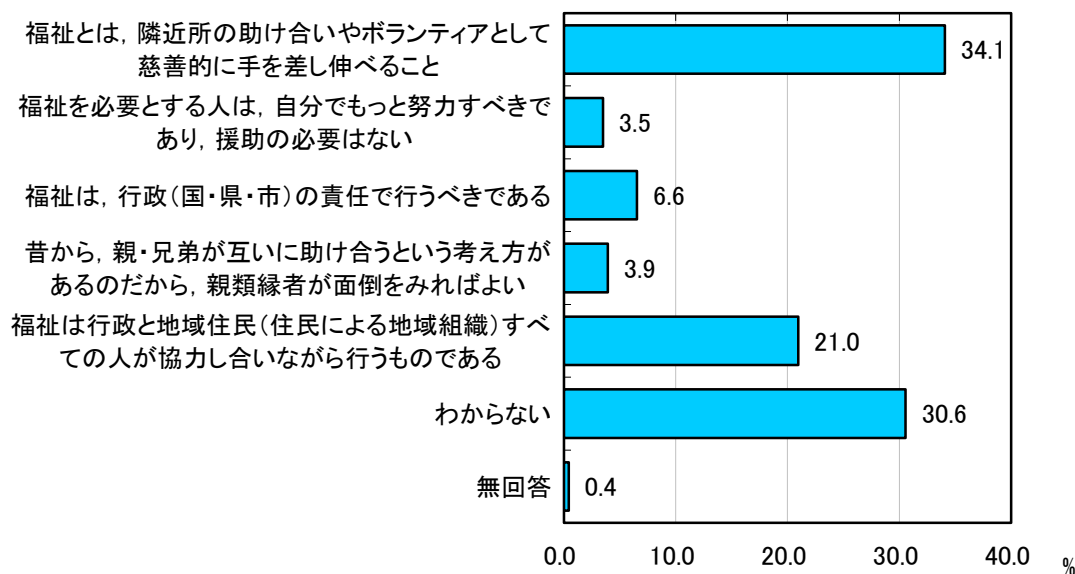
大人たちにしてもらいたいこと(MA) n=229



10. 地域福祉について

地域福祉について近い考えを選んで頂きました。「福祉とは、隣近所の助け合いやボランティアとして慈善的に手を差し伸べること」が34.1%、次いで「福祉は行政と地域住民（住民による地域組織）すべての人が協力し合いながら行うものである」でした。また、「わからない」と回答された方も30.6%ありました。

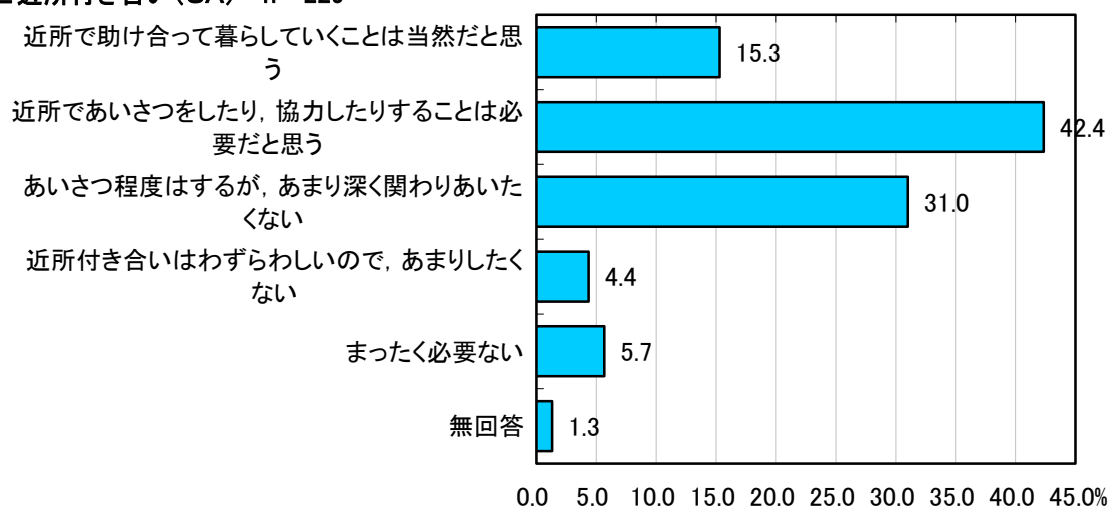
地域福祉とは(SA) n=229



11. ご近所付き合いについて

ご近所との付き合いについて、「近所であいさつをしたり、協力したりすることは必要だと思う」が42.4%、次いで「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりあいたくない」が31.0%でした。

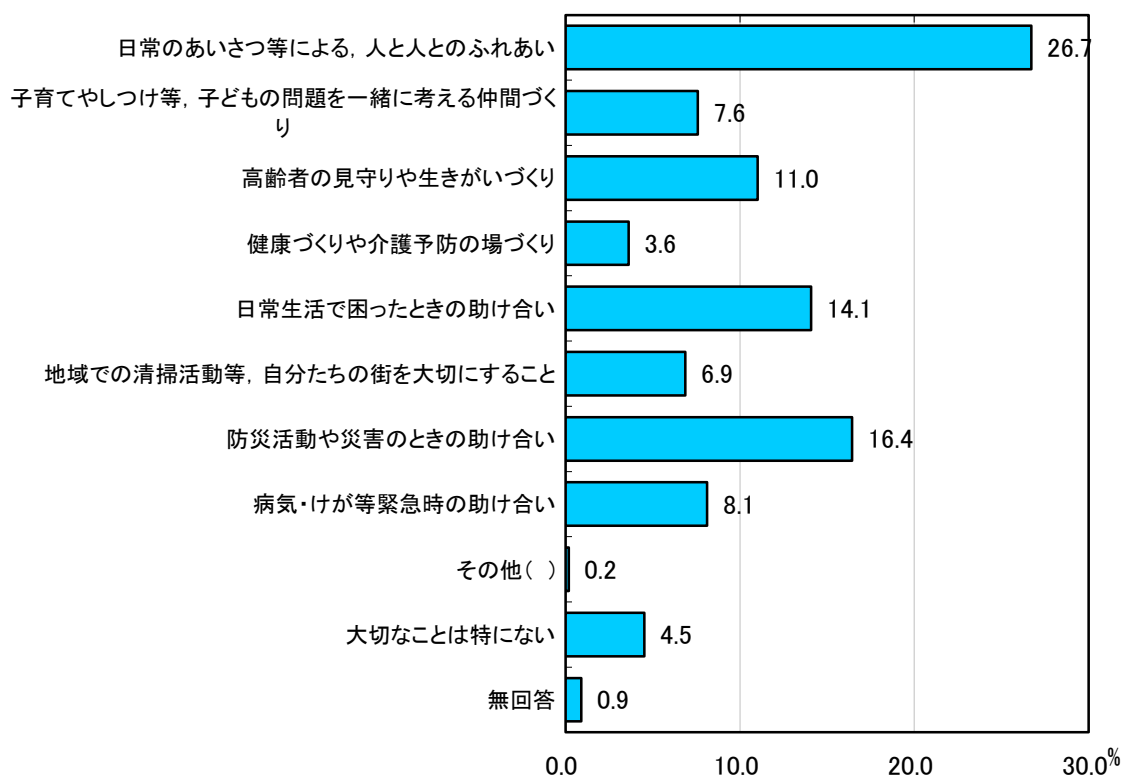
ご近所付き合い(SA) n=229



12. 今後大切になるご近所付き合いや関わり合いについて

今後大切になると思われるご近所との付き合いや関わり合いについて、「日常のあいさつ等による、人と人とのふれあい」が26.7%、次いで「防災活動や災害のときの助け合い」が16.4%でした。

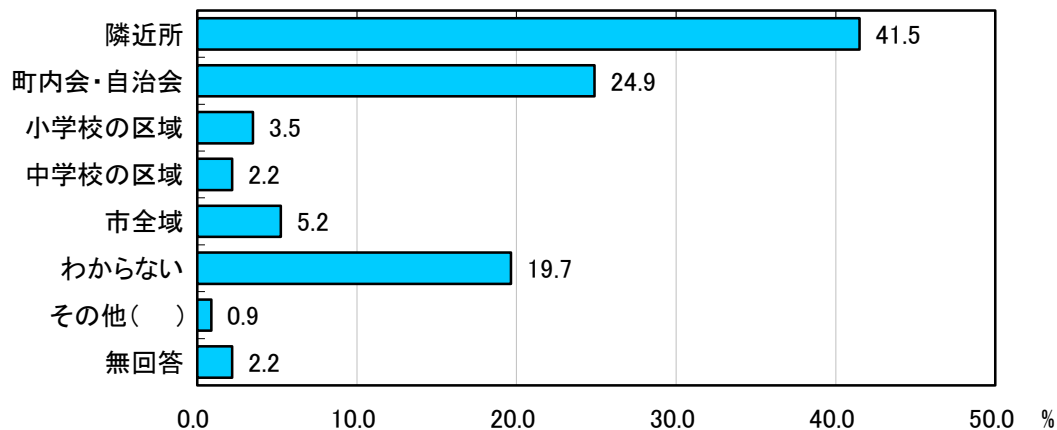
今後大切になるご近所付き合い (MA) n=229



13. 住民同士が助け合える範囲について

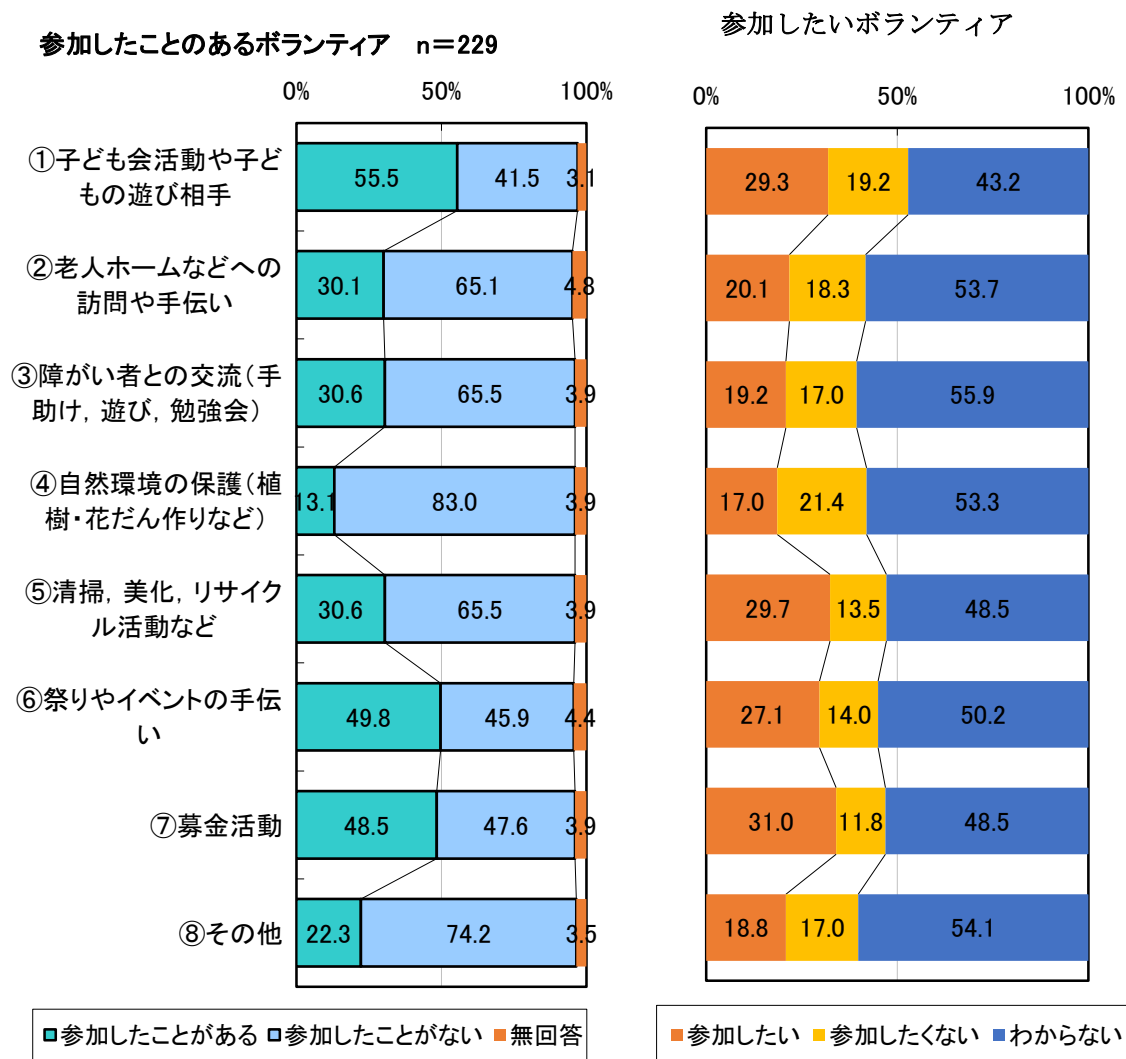
住民同士が助け合える範囲について、「隣近所」が41.5%、次いで「町内会・自治会」が24.9%となっています。

住民同士が助け合える範囲 (SA) n=229



14. 参加したことのあるボランティア・参加したいボランティアについて

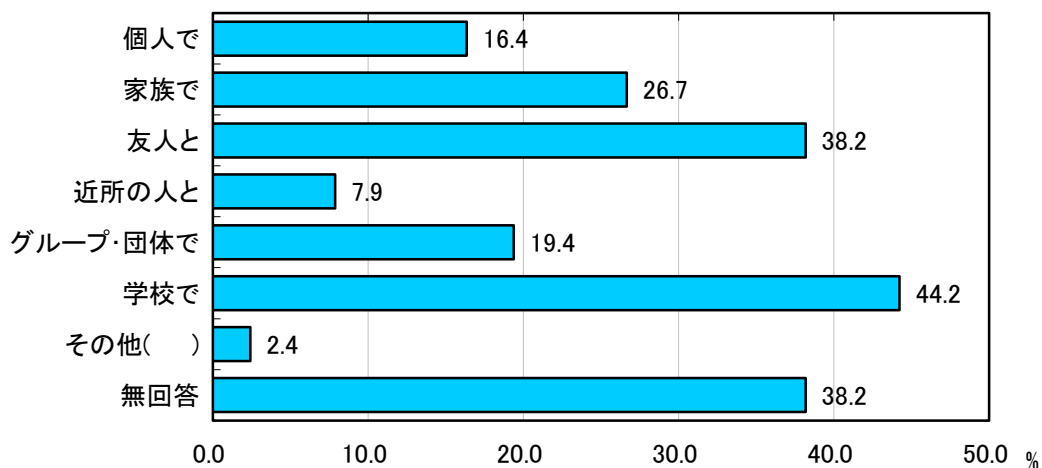
参加したことのあるボランティア活動は「子ども会活動や子どもの遊び相手」「祭りやイベントの手伝い」「募金活動」が各々約50%，参加してみたいボランティア活動は「子ども会活動や子どもの遊び相手」「清掃，美化，リサイクル活動など」「祭りやイベントの手伝い」「募金活動」が各々30%前後となっています。



15. 参加したことがあるボランティアは誰と参加したかについて

参加したことがあるボランティア活動は誰としたかを聞いたところ「学校で」が44.2%、次いで「友人と」が38.2%、「家族で」が26.7%、「グループ・団体」で19.4%、「個人で」が16.4%、「近所の人と」が7.9%、「その他()」が2.4%、「無回答」が38.2%となっています。

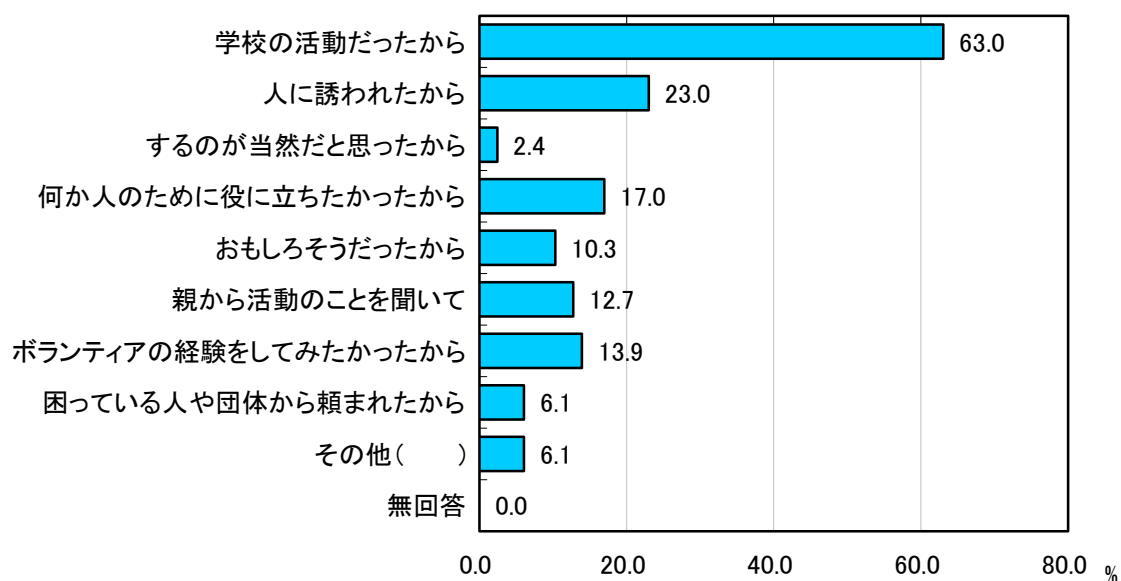
誰とボランティアをしたか(MA) n=165



16. ボランティア活動のきっかけについて

参加したことがあるボランティア活動のきっかけは、「学校の活動だったから」が63.0%、次いで「人に誘われたから」が23.0%となっています。また、「何か人のために役に立ちたかった」が17.0%ありました。

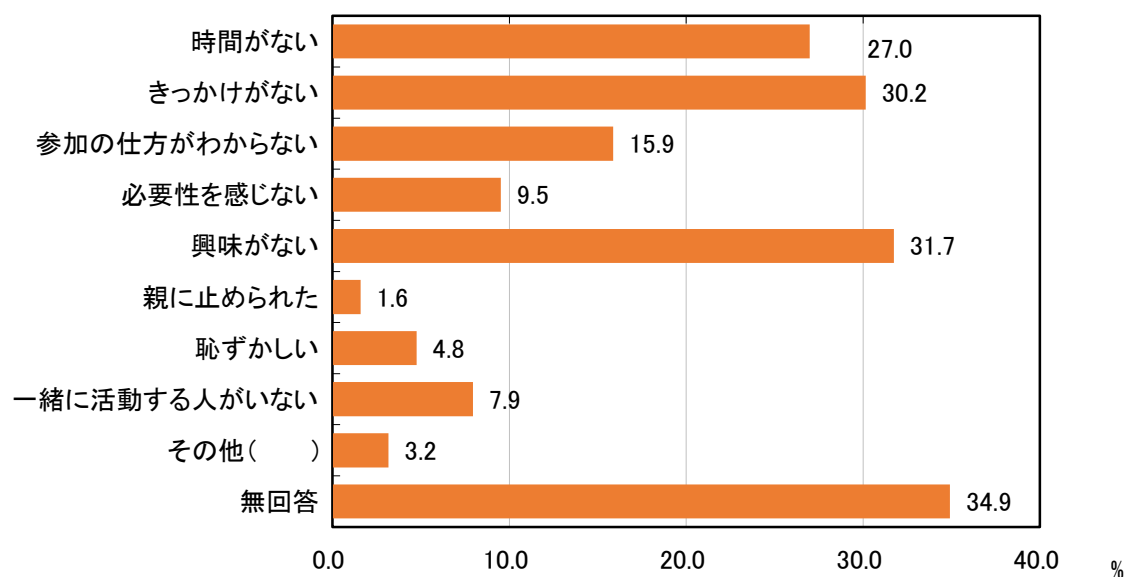
ボランティアのきっかけ(MA) n=165



17. ボランティア活動に参加したことがない、参加したくない理由について

ボランティア活動に参加したことがない、又は参加したくない理由は、「興味がない」が31.7%、次いで「きっかけがない」が30.2%、「時間がない」が27.0%となっています。また、「参加の仕方がわからない」が15.9%ありました。

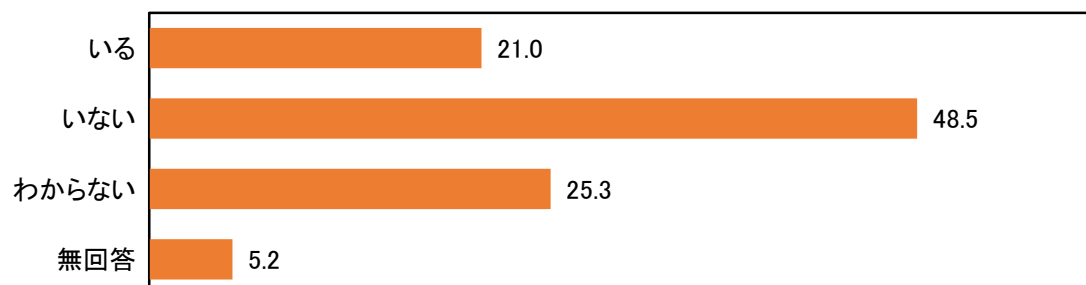
参加したことがない又は参加したくない(MA) n=63



18. 身近な人に障がいや手助けが必要な人がいるかどうかについて

家族や友人知人に障がいのある方や手助けが必要な方がいるか聞きました。「いる」という方が21.0%でした。

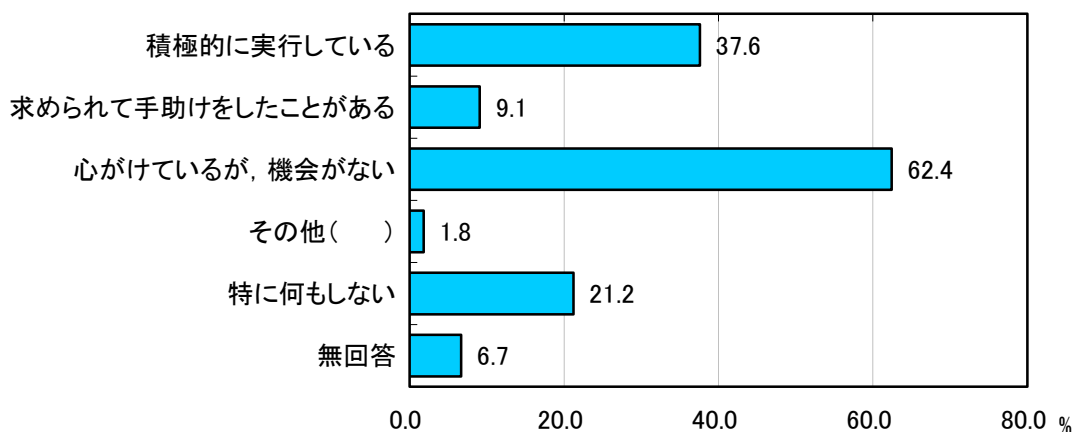
身近に障がい者や手助けが必要な人がいるか(SA) n=229



19. 町で困っている人を見かけたときについて

町で困っている人を見かけた時、階段やスロープで車いすを押してあげるなど手助けをしたり、バス・電車で席をゆずるなどの手助けをしているかを聞きました。「積極的に実行している」という方が37.6%、「心がけているが、機会がない」が62.4%でした。

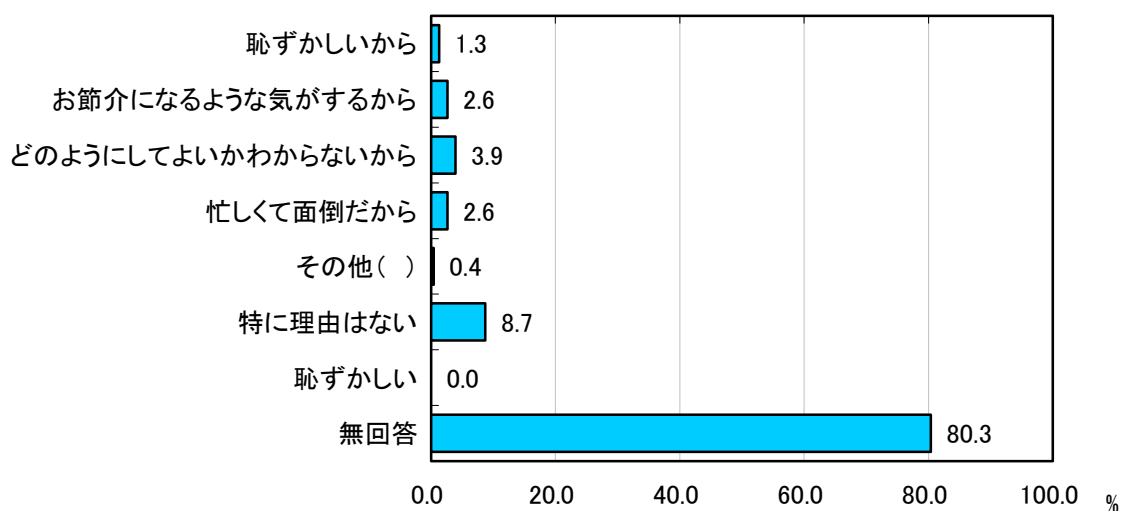
困っている人を見かけたとき(SA) n=229



20. 町で困っている人を見かけたとき何もしない理由について

前問で「特に何もしない」と回答された方にその理由を尋ねました。「特に理由はない」という方が8.7%でほぼ無回答でした。

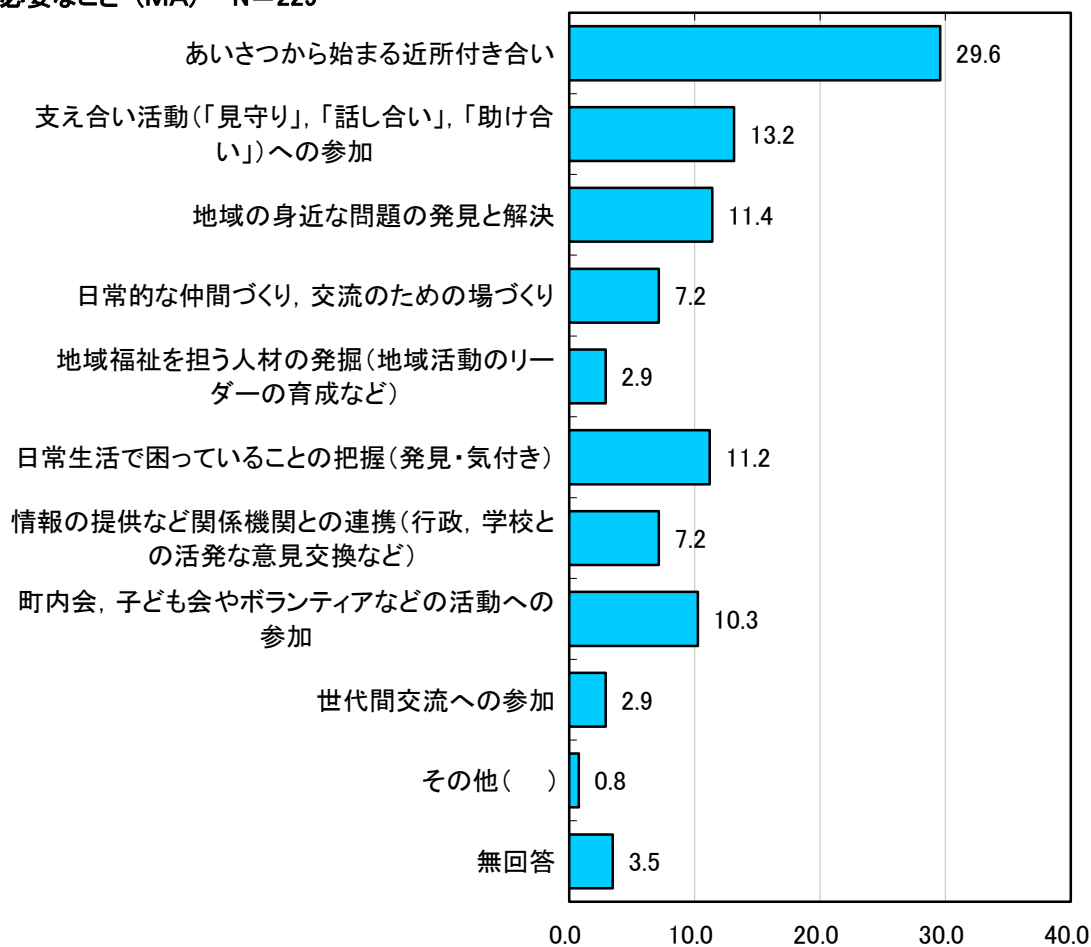
何もしない理由(MA) n=25



21. 住み慣れた地域で生活するために必要なことについて

だれもが住みなれた地域で安心して生活していくために、どのようなことが必要かを聞きました。「あいさつから始まる近所付き合い」という方が29.6%、次いで「支え合い活動（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」）への参加」が13.2%でした。

必要なこと（MA） N=229



第3次地域福祉計画体系(第1回策定委員会提示)

第3次地域福祉計画体系(修正後)

